平成９年12月17日（水）

昭和５９～６１年の銀行局行政（２）

元　銀行局長

吉田　正輝　氏

出　席　者

元　銀行局長（現　㈳金融財政事情研究会　理事長）　　吉　田　正　輝

財政史編集顧問　　山　口　光　秀

協力者

元　銀行局中小金融課長（現　山一証券経済研究所　理事長）　　中　平　幸　典

元　銀行局検査部金融検査官室長（現　親和商事㈱　顧問）　　大　坪　邦　夫

元　銀行局検査部金融検査官兼指導係長（現　銀行局　金融取引管理官）　　大　月　洋　一

目　次

	ページ
1．はじめに ・・・・・・・・・・・・・・	1
2．個別問題 ・・・・・・・・・・・・・・	2
(1)三光汽船の倒産 ・・・・・・・・・・・	2
(2)住友銀行と平和相互の合併 ・・・・・	4
(3)その他の相互銀行と信用組合 ・・・・	20
(4)睡眠預金の取扱いルール化 ・・・・・・	22
(5)現物まがい商法問題（豊田商事）・・・	23
(6)マル優論議 ・・・・・・・・・・・・・	23
(7)土地信託 ・・・・・・・・・・・・・・	25
3．土地投機抑制指導 ・・・・・・・・・・	25
4．回顧の中での若干の感想 ・・・・・・・	26

1．はじめに

〔 吉 田 〕 顧問以下、大変お忙しいところを、再びご聴取いただく機会をお作りいただきましてありがとうございます。

前回、私のメモ「銀行行政の主要事項」の第十のところまでございましたが、最後のところは駆け足でございまして、補充する点が若干あるのですけれどもそれは後ほど時間があれば補充させていただくことにしたいと思います。

今日は、メモの第十一個別問題として、中小金融課が多かった、特に平和相互銀行のところが銀行局としてはかなりの神経とエネルギーを費やした部分でありますし、その中核でありました中平君に大変多忙なところを出席していただいております。

あと、大月君は、資料はもちろんのこと、後の細かなところ、睡眠預金とか現物まがい商法問題等の問題もありまして、この辺は大月君が大変苦労した場面でございますので、そこをお話ししていただき、私は要所、要所で発言させていただくことにさせていただきたいと思っております。概観できるところは概観いたしまして、感想という形で補充させていただくということにさせていただたいと思います。

今、銀行行政のことをずっと話しているのですけれども、実はその背景に非常に大きな内外情勢があって、その都度、それに関わっておりました。

さて、前回までお話ししたことをもう一度ということになるのですけれども、昭和61年6月10日に大蔵省幹部の大異動がありまして、その日に行革審答申「行財政改革の基本方向」が出るわけでございますが、金融一般といたしましては、金融問題研究会が大口はもうレールに乗ったということで、5月22日に「小口預金金利の自由化」の報告書を銀行局長に提出した。それから、金融環境の整備ということで、法律的には預金保険法と準備預金を改正したわけですけれども、やめる直前に預金保険法の一部改正ということで、保険限度額を300万円から1,000万円に上げました。これは平和相互とも関係する額になるわけですけれども。それから、危機管理の仕組み、破綻銀行の吸収の仕組み、あるいは破綻銀行の不良債権の引取りの仕組みなどができたときであり、同時に、証券局と共管ということで、岸田証券局長でございましたが、5月27日に「有価証券の投資顧問業の規制に関する法律」が公布されました。私の感じでは、いわゆる国際化の方はまだいろいろ進行する面があると思いますけれども、銀行行政の方での大きな問題は、専門銀行制度をめぐる枠組みを大きくいじるというようなことを残して、大きな枠は完成してきていたのではない

かという印象を持って終わったということまでを、前回ご説明したかと思います。

2．個別問題

それでは、そういうことを前置きにして個別問題に入りたいと思います。

それほど時間は取らないと思いますので、平和相互に入る前に、大蔵省として大きく関わった三光汽船の倒産についてお話ししたいと思います。

(1) 三光汽船の倒産

当時の社会情勢としましては、昭和60年5月1日に大蔵省の財政金融研究所が発足し、6月下旬にはG10が東京で開催されるとか、いわゆる対外開放ということでアクション・プログラムが制定されるとか、それからこの間お話しした外銀の信託参入についても一段落を見せる等々の出来事がありまして、対外摩擦も何とか対応しながら日本経済は順調に拡大していたと思います。

一方で、後ほど触れます豊田商事の破産などという、社会的に耳目をそば立てるような事件はありましたが、行革の方もかなり前向きに、中曾根内閣、それに協力している財政改革という面での竹下さん以下の大蔵省の業務も目的も着々と進んでいたと思われるわけであります。国鉄も6分割民営化というようなことで、日本は全体としては対米問題に取り組んでいるというところを除きまして、ご承知のとおり東証平均株価も1万3,000円の大台に乗るという背景の中で、一抹、常にちょっと影を落としていたのが「三光汽船危うし」という流れであります。

事実、三光汽船は、昭和60年8月13日に更生法の申請をするわけです。負債総額は、5,200億円ということだったのですけれども、当時、オーナーの河本敏夫さんが副総理で、それから、河本派の山下徳夫さんという実力者が運輸大臣をやっておられたということで、日本の中で大型倒産があるというだけではなくて、三光汽船というのが政界にも影響を及ぼすのだという不気味な事件という形が陰に陽にあったと思います。

それとの関連で、これを金融的にみますと、大和銀行がメインであるという一方、今はそういう例が多いかと思いますけれども、三光汽船は中小金融機関に至るまで万遍なく金を集めている。例えば京都相互とか兵庫相互でございますが、兵庫相互の長谷川頭取と河本さんが姫路の同級生であるというようなことなどもあったと、同時に兵庫相互

銀行の積極的経営体質というのはその頃から表れていたと思われますけれども、相当に貸し込んでいた。そこら辺は中平中小金融課長が注視していたと思いますが、三光汽船いかんによっては中小金融機関にどの程度影響を及ぼすか、すなわち、大型倒産と銀行局との関わりですけれども、銀行局はそれまでは、少なくとも不況下の中にあって大型倒産については、永大産業、佐世保重工、その前に興人、金沢の一村産業などを経験しました。このとき私は銀行課長、彼は補佐だったと思いますけれども、そういう大型倒産のときには、銀行がどの程度大型倒産についての仕振りというか、あるいはそれが連鎖倒産に及ぼす影響（したがってそれが最終的には信用不安になると思いますけれども）、当時の銀行局の姿勢乃至関心は、それが中小企業に影響を及ぼさない、あるいは連鎖倒産を中小企業界に及ぼさないで、いかに倒産を収拾するかということでした。むしろ銀行の信用不安を呼ぶ問題よりは、銀行の社会的責任として収拾すべきだという哲学があったと思います。

そういう経験からみまして、三光汽船は久方ぶりの大型倒産であるということで、今、中小企業への貸し渋りとか言われておりますが、あんな生易しい責任のかかわり合いではなくて、結局は銀行次第だということになるような見方があったわけですから、主管官庁も銀行の健全性なんかを無視して大蔵省銀行局に常に甘えるというか、過度に期待していて救済を依頼してくるという傾向があった。運輸省、通商産業省でも最後にバトンを大蔵省銀行局に渡して、頼むぞということがあったように思います。

その傾向は三光汽船のときにも続いていたわけですけれども、我々の方としては、今度独自に心配しなければいけないのは、中小金融機関の問題もあったと思うのです。それと、変にこのことが、そういうかかわり合いをやっている銀行局、大蔵省が正体が必ずしも明らかでなく政界に跳ね返ってしまうというのは、思い過ごしかもしれないけれども、何かちょっと心の内に影を落としていたということは否定できない。非常に慎重な姿勢をとっていた。メインバンクの方でも、社会的影響を考えて非常に慎重だったと思いますけれども、耐えきれないという状態が近づいてきたわけであります。それが進行している中で、幕引きはいつのタイミングを狙うかということ自体が非常に重要だった。今はそんなことを言っていられないようなことが起きているわけですけれども、そのときに、いつやるのか、国会が終わって政局に中立的な時期が望ましいというようなことなども考えていたと思います。結局決定的には、メインの大和銀行に夏にかかってきまして、メインの大和銀行が健全経営を保つためには三光という不良案件を償却をさ

せる必要がある。償却をさせるとすれば株を売らなければならない。株を売るとすると、9月の前までがいいのではないかということを、都内のホテルで7月30日、8月1日と続いて、西村副頭取、安部川副頭取、湊専務の三役、うちでいいますと、局長、審議官、総務課長、銀行課長、検査部長などと手はずを相談していたわけでございます。時期としては8月13日かなということだったのです。これはいわば雑談になるわけですけれども、12日に山下徳夫大臣が福岡からジャンボ機でお帰りになってそのジャンボ機が飛び立って御巣鷹山に落ちました。いづれにしても更生申請が発表され次々とテレビの画面に河本さんが映ったり、三光汽船の船が映ったりしているうちに、飛行機が墜落したというので画面が切り替わりました。同じ運輸省の事件だったのですけれども、そっちの話題になってしまったということで、そのときのショックは心配したよりもわりあい小さくて済みました。

ただ、そのときの我々の感じでは、結局、中小金融機関の一部が決算承認銀行になるかならないかなどが気になった。従業員が幸いにして海員組合ではなくて、フィリッピン人を雇った船でした。リベリアとか何とかの地籍船であり、同時に海員組合の人たちではない。みんな外国人です。ということで、そこも乗り切れたということです。

当時としては、かなり大きな緊張感を持っておりました。

(2) 住友銀行と平和相互の合併

次に、平和相互銀行の事件、合併の話に移らせていただきたいと思います。

平和相互銀行の話につきまして銀行局の受け止め方としては、中小金融行政そのものの中で、しばしば問題になっていたのは、常に相互銀行という元無尽のグループの一部の銀行であったと思います。ですから、後ほどとも関連しますけれども、私自身も、吉野前課長から引き継いだときは非常に時間がかかりまして、それもみんな個別の、特に相互銀行の引継ぎが多かったという記憶があるわけです。後に文書課長を引き継ぐのでありますけれども、中小金融課長のときは鶏が鳴いて吉野さんに車で家まで送ってもらった記憶があるのですけれども、文書課長のときには何もないと言われました。これは全く複雑な経緯もある中身の問題だなという気がしたのですが、1つの大きな問題としては、やはり体質の問題が一部の相互銀行にはある。地銀は殿様でバンカーであるけれども、第二地銀は野武士的と言われているほどバンカーと言うよりも実業家タイプのところが多いということで5つほどの相銀の例示を挙げて引継がれました。果たして、

それらの銀行は、今、あまりいい結果を見てはいないわけでありますけれども、その中に平和相互が挙がっておりました。

ただ、約8年後私が局長を命ぜられましたときには、平和相互は不思議に回復しておりました。しかし、これは表面上の話で巷間、暗い噂といいますか、怪しいとか、何かおかしなことをしているとか、そういう噂は絶えない。一方、国会では前任者たちにも時々「本当に健全なのか」という質問が出されていたのですが、検査その他を通じまして、銀行は事実、行政からみましても検査の部門から見ましても問題ないということで4～5年推移していた銀行なのであります。しかし、私が引き継いだあたりから少しずついろいろな問題が表面化してまいりました。それが60年の春の頃から起き出しまして、大きく言いますとその頃から新聞紙上を賑わしてきだして、8月20日に検査に入りまして、翌年の2月15日、ですから約半年の月日を要するわけですが、住友銀行へ平和相互が合併を申し入れる発表を両行で発表いたしまして、大蔵大臣談話が出て終結をみるということで、その間、いろいろな経緯がございました。その点につきまして、中平君から、特に前半のあたりについてはまだまだ検査ぐらいのところまで1回区切りながら、大まかのところの話をしてもらった方が……。

まだそんな大事件になるまいなぐらいの感じで私もみていた点もある。そのときには、ご報告申し上げましたとおり、自由化の完成をやるとか、業際問題の一括処理とか、金融自由化の方に就任早々費やしていたときに、中平君あたりの探知網にかかってくるようなことになってきたのだと思っております。

そこで、少し、中平君が整理した感じをおっしゃっていただきたいと思います。

〔中平〕 その当時の経緯に関する資料を持っておりませんし、今回、当時の資料に当たる時間的余裕もなかったものですから、全く記憶だけをよすがにして話します。従って、思い違い、記憶違いがあるかもしれませんし、重要なことで忘れてしまっていることもあろうかと思いますけれども、大体どのように事が進んでいったかについて記憶している限りでごく簡単にご説明したいと思います。

項目を先ず申し上げますと、第1は、銀行内部における内紛の問題。第2は行政当局にとっての問題でございますけれども、信用不安の問題。第3が資産内容、経営実体の解明の問題。第4が、今の吉田元局長の触れられた時期からはちょっと後になりますけれども、中間決算をどうするかという問題。そして最後に第5として、再建計画から合併へと流れていくわけでございます。

まず、銀行内部の問題としての内紛でございますけれども、これはかなり古くからあった問題だと思います。先ほど、吉田元局長から、少しよくなっていたというお話がありましたが、平和相互が問題行であることはかなり以前からの話でありまして、確か、55年の検査だったかと思いますけれども、資産内容が大変悪いことが判明し、それで決算承認にしております。この銀行における内紛が決定的になりましたのは60年の2月頃のことだと思います。その前にも別の形の内紛があったのですが、このときの内紛は明らかに小宮山家の代表であります小宮山英一常務対いわゆる4人組（稲井田、滝田、鶴岡、伊坂）の対立ということが明確になってまいりました。そして、小宮山常務が保有していたいわゆる小宮山家の株式を佐藤茂という人に譲ったのか預けたのかよくわかりませんが、この人の手に渡ったということです。後に筆頭株主として名前が出てまいりますから法的に言えば譲ったのだと思いますが。

これで決定的な対立になりました。60年の3月には小宮山英一常務を4人組が解任するということになりまして、これは大変大事になってまいります。私どもには確か3月の初め頃に田代一正会長から状況の連絡があったのが最初ですが、その前から何となく動きがおかしいということは私どももいろいろな形で感づいておりました。

その頃の田代さんからの話は、健全化をすることが必要なのだ、したがって、健全化するにはどうしたらいいかということで、いろいろ努力しているのだという話だったと思います。このときは、小宮山英一常務は解任されておりまして、4人組が執行部で、その上に田代さんが会長として乗っておられる。しかし、情報はどの程度把握しておられたか、必ずしも十分な把握ではなかたっように思います。執行部から入っている情報が大部分であったのではないかという感じを持っております。

そして、60年の4月7日と、ここに書かれたものを見ますと書いてありますが、そのときに新聞に大々的に載ったのが最初だそうでありますけれども、吉田元局長のお話にありましたように、問題が表面化したのは確かその頃だったという感じを持っております。

両方の側から告発する、しないといった、訴訟合戦のようなことに次々となってまいりまして、新聞の三面を連日賑わしました。そしていろいろなところへの働きかけがあった。したがって、政治家の方々からもどうなっているのだというような問い合わせが頻々としてあるという事態になりまして、これが、第2番目の信用不安につながっていくのです。

とりあえず内紛の話をしますと、6月頃まで、主として私どもの方に田代会長からありました報告を思い出してみますと、佐藤茂氏に移った株式を返してもらって、そして安定株主にはめ込むのだ、それが健全化ということなのだという考え方で一生懸命そういう交渉をしているという話が中心でありました。私どもの方に別の方から流れてくる話では、佐藤という人は株を返すわけがないという情報もありましたけれども、執行部の方では一生懸命そういう努力をしているというようなことだったと思います。

確か7月の末、30日ぐらいだったと思いますけれども、太平洋クラブというゴルフクラブ、ここは海外まで多くのゴルフクラブがあって会員は何処でもプレー出来るというのが売り物ですが、ここに対して小宮山家側の足立産業という株主から会社更生法適用申請というのが出されました。太平洋クラブは事実上平和相互がやっているわけですので、このクラブの経営をめぐる争いが表面化し、ここの預託金がどんどん抜けていきますと、会員も多い為、即、平和相互の預金が落ちていくという格好になっておりまして、この内紛の問題が今や銀行の信用不安の問題に直結して行くようになります。したがって、経営権をめぐって何かゴタゴタしているというだけではなくて、銀行行政上の中心課題になってきたというのがまず第1の部分でございます。

〔 吉 田 〕 預託金だけで500億、800億だったかな……。

〔 中 平 〕 ちょっと数字は定かではありませんけれども……。

〔 吉 田 〕 何せ当時としては巨額で預託金を解約されると銀行の預金流出になっていくものですから、相当流動性を失うというおそれがあったということです。

〔 中 平 〕 それがまさに2番目の信用不安の問題でございまして、平和相互そのものについての内紛からくる新聞報道。これは内紛が続いておりまして、両サイドがお互いに新聞記者に対していろいろな形でリークしますので、毎日あっちの筋、こっちの筋の話が新聞に載っていく。これは主として三面記事でございますけれども、大きい活字になると預金がかなり落ちていくという影響が出て参ります。私どもは、どの段階からかは定かに記憶しておりませんけれども、毎日、朝と昼前と午後と、預金がどういう状況になっているかを報告してもらうという形でモニターをしておりました。ジワジワと減っていくという姿で、今、申しましたような大きな活字でいろいろ報道されるとドンと落ち方が大きくなる、あるいは大きな訴訟みたいなものが出ると大きくなる、あるいは太平洋クラブのようなことが起きるとさらに大きな減り方になる。あるいは国会で大変大きく取り上げられたりしますと、これがまた響くというような、そういう格好で、

このままいくといよいよ資金が不足してくるぞということで、平和相互がこのまま立ち行くかどうかの問題だという事態がヒタヒタと押し寄せてきたというのが、大体6月の末から7月の初めぐらいの段階でした。

それから、3番目として資産内容、経営実体解明の問題でございますけれども、そういう暴露合戦はありますし、したがっていろいろな数字や何かがか断片的にいっぱい出る、あるいは国会の質問その他でいろいろな数字が聞かれる、いままでつかんでいるものと違うようなものが出てくるということが度重なりまして、銀行からの説明はその都度受けてはいましたが、これはどこかの段階できちっと解明しなければならないということで、検査をせざるを得ないという感じはかなり早くからあったと思います。ただ、何せ内紛でお互いがやり合っているものですから、タイミングをよほど考えないと検査がまた内紛に使われることになってはいけないということでタイミングを計っていた部分もあるように思います。

そして、いよいよ検査を8月のお盆明けからしようということになって8月20日から検査に入ったわけでございます。この検査は大変長引きました。私は行政の方ですので、これは検査部の方からコメントしていただいた方が、良いと思います。翌年の1月28日まで検査が続くわけですが、その間にいろいろ隠蔽工作みたいなものもありまして、銀行とは関係ないとんでもないところから資料が出てくるといったようなこともあったりして、それまでやったものが全部また仕切り直しになるというようなこともあって、大変時間がかかったと思いますし、特に資産内容の判定をめぐっては、これは今はどうなっているのかわかりませんが、当時の検査の手法で言いますと、検査官と銀行側が突き合わせて、なるほどこれは確かに非常に問題がある融資であるというふうに合意して検査内容を確定していくということをやっておりましたが、そこがなかなか合意が得られず、要するに揉めに揉めたということがあったと思います。それは、大坪さん（当時、銀行局管理課金融検査官室長）の方が詳しいと思います。

それが8月、9月、10月と続いていくわけで、その間に、これは相当の内容である、しかし確定はできないという状況が続いたと思います。

〔 吉 田 〕 ちょっと補充させていただくと、その段階で、これはオフレコにしていただいた方がいいのかもしれませんが、[redacted]それにつきましては大臣、

次官ともご相談申し上げて、私は特に次官と相談させてもらったと思いますけれども、率直に申し上げて、真相がわからないということからまず客観的に真相を把握することがまず第一であるということで、そのことを大臣も大変ご心配になっておられた状況でありました。ちょうど5月にボン・サミットがドイツでありました。私も日英金融協議などがございましたから、次官とも相談して、英国のロンドンのヒースロー空港で大臣にはそういうご報告を申し上げよう、とにかくいずれ検査をさせていただいた上で、真相を見極めた上で銀行をどういうふうにするかご相談させていただきたいということで、5月2日にボン・サミットがございましたから、5月3日大臣にはヒースロー空港にわざわざ早くお着き願いまして、ヒースロー空港のお部屋で大臣にご相談したら、大臣も、それでは結果を待とうということでしたから、検査は、当時としては異例に早めて8月20日になりました。

そして、8月20日に入ったわけでありますが、8月22日に、異例の[redacted]以下12～13名の精鋭の検査官を投入するという形で検査に入りました。その数日をいでずして、[redacted]ただ正確な数字としてはどうだという感じになっていたと思います。

検査のことで、話すことがあれば、また話してもらいたいということと、あと、聞きたいのは「時代行列」とか何とかいわれるような、質問主意書に関連して、ちょっと急にわからなくなったのは、国会で聞かれたときの問題ですけれども、フォルムというところに融資していたかどうかという稟議書があったのかどうか、そこら辺のところはわからないので、大坪さんに話してもらいたいと思うのです。

〔 大 坪 〕 フォルムに対しては、融資があったと思います。

「時代行列」につきましては、伊坂重昭さんという当時の監査役、この方が指示してやっていたようでございますが、ほとんどの首脳陣は、伊坂さんに聞かないとということでございました。伊坂さんとお会いして、私も何度かその点について究明いたしましたけれども、美術品を買ったという程度で、中身については見たのか見ないのか、本当には見てないで話だけで買ったのではないかなというような印象も持ったようなことを覚えております。

〔 吉 田 〕 その美術品自体は実在したのですね。倉庫にあったとか……。

〔 大 坪 〕 倉庫にしまってあるはずだというようなことでございました。

〔 吉 田 〕 非常にいかがわしい話で大変恐縮なので、場合によってはオフレコにしていただきたいということでございます。

中平さんの方は、中間決算をやる前に、六本木荘などに集まりながら、いかに再建が可能かという……。

〔 中 平 〕 それはまさに決算の中で一番出てくる話です。

〔 吉 田 〕 それをやってください。

〔 中 平 〕 そういう検査の状況が続いている……。

〔 吉 田 〕 検査のときに、銀行の執行部は要するにこれまで誠実に対応してくれていなかったかな、実はそれまでは、簡単に言うと非常に巧妙に当局が疑罔されていたということにならざるを得ないなということで、それまでは是々非々は決めがたいと言っていたのだけれども、今の執行部、いわゆる4人組と言っていたのは信用できないということは、検査の相当初期の段階で把握できて、世間に騒ぎを起こさないで内容をいかに把握していくかということが問題でありました。

それから、前段階までの8月までは、今、中平君が申し上げたとおり、両者はいわば新聞を使って両方で黒白を決めようという形を使ったわけでありますけれども、我々の方から言うことは、とにかく外に対して砂煙をあげることは望ましくないという程度のことを言いながら検査の時期を待っていたというようなことだったと思います。

〔 中 平 〕 10月の半ばになりまして、その段階でわかっていることの総ざらいをいたしました。相当大部の資料を全部まとめまして、行政サイドとしての整理をしました。ただ、検査は途中ですから検査結果ははっきりはしないけれども、今のお話のようにかなり問題ありということだけはわかっている状況でした。そこで、①経営内容、②検査の隠蔽も含め、それ以外のいろいろな問題についての責任の問題、③信用不安といいますか資金繰りの問題、さらには、④この先、経営はどうなっていくのか、考えられる再建の方法といったものを全部まとめまして、まず銀行局の幹部に説明をし、そして官房、次官の方にも行くということを、10月の19日から22日ぐらいにかけてやったわけです。

いろいろな考え方をそのまま全部ぶつけてみようということでやったのですが、なぜ、この時期にそういうことをしたかといいますと、当時、時間的に差し迫った問題として

中間決算をどうするかという問題があったからです。

〔 吉 田 〕 この銀行は店頭取引だった？

〔 中 平 〕 そうですね、確か59年から上場銘柄でなくとも店頭銘柄についても記者発表をせよという証券業協会のお達しが出ておりまして、したがって、決算の結果は記者発表しなければならない。それと、これは内部の問題ですけれども、55年以来この銀行は決算承認ですから、出てきた決算を局長が承認するかどうかという問題がありました。決算内容として銀行側が考えている問題とこちらから検査を通じて見ている問題との間に開きがあるということで、簡単に決算が承認できる状態ではない。かつ、内容が相当悪いとすると一体中間配当をやっていいかどうかという問題がでてきます。しかし、この当時の認識としては、銀行が配当しないということは直ちに倒産のおそれがあるというような状況でした。今とずいぶん違います。したがって、大変難しい決断を要するという意識が我々の頭の中にありました。そこで、相当先を見通した話を一度全部総ざらえをして、こうした問題について上層部のご理解をいただき、大体の感触を得た上で、当面の中間配当をどうするかを決断しよう、こういうことになって、10月の半ば過ぎの19日から22日にかけての段階で議論をしたわけです。局長には、確か19日の土曜日の午後4時から11時ぐらいまでじっくり全部資料を見ていただいた記憶がございます。

そこで、結論がピチッと決まったわけではありませんけれども、全体の方向としては、次のようなものであったかと思います。検査続行中だけれども資産内容はかなり悪そうだ、しかし、その内容についてはまだ検査対象行との間で意見のすり合わせができていない、争いの部分があるという状況で、かつ先方は、収益があるので配当したいと言っている。これをどうするかということであります。いろいろ議論しました結果、基本的な考え方としては、第一に、社外流出は少なくともできる状態にはないので配当は見送ってもらう以外なかろう。しかし、これは、重大なことでありまして、それを発表する際には信用不安対策をしておきませんと、当時としては配当をしないというだけで大問題になるということは目に見えておりましたから、そういう決断をすることは同時に信用不安対策もこちらでしなければならないということがありました。

それから、第二に、社外流出の問題はこちらが決める話ではなくて、執行部がやる話ですが、そこを相手側は配当したいと言っているわけですから、配当をすべきではないということについて相手側を説得しなければならないということでありました。

第三には、10月のある時期には決算の承認申請が出てくることになっていますが、出

てきますと、これは何らかのアクションをとらなければいけない。向こうは向こうの考え方で決算承認を求めてくるのでしょうが、それと、検査をやっている当方の検査部の感覚とは違っておりますので、したがって承認はできないだろう。そこで、承認申請自体を差し控えてもらう必要があるということになったと思います。１回だけで最終結論を決めたのではありませんけれども、こうした点について大蔵省としての大体の方針は固まりました。そして、こうした方向に沿って具体的な対策といいますか、どういうふうに段取りを進めていくかということになったわけです。

そうして、１か月ほどたちました11月26日に、この頃までにはだいぶ話が進んでおりますけれども、日経と読売が「中間配当見送り」という報道をいたしました。直ちに当時の吉田局長に記者懇談をやっていただいて、こちらの考え方を説明したわけですが、その直前の11月23日から25日にかけて、10月の半ば過ぎに基本的な方向が出ていた問題について、より具体的にどうするか、中間決算の発表と支援体制をどう組むかといった点について具体的に案を固めまして、これを局議そして省議ということで次官室、大臣室まで行ってご了承を得ております。この会議が23日・25日で、そして26日に中間配当見送りの報道が出たという順序であります。

その具体的な方針はどういうことであったかといいますと、決算については、今回は最終決算ではなくて中間決算である、かつ検査が継続中であって、不確定要因が多いので健全性の見地からとりあえず配当は留保するということでいこう。しかし、それにしても中間配当もできないような状態にまでなったということで、稲井田社長がやめる、そして田代会長が社長兼務になる。そして、支援体制については顧問をこの銀行が招聘するということで、大蔵省と日銀のＯＢの人がここに入る。具体的には大蔵省から清さん、日銀から上林さんで、それぞれ職を持ったまま兼務の形で入るということになったと思います。それに加えて金融界を巻き込みまして、大蔵省・日銀で資金繰り支援の体制づくりをやる必要がある。これらの点について大体の話が固まったところで今のような報道になりましたので、したがって、そこは腹が固まった上での対応ということができたわけです。そして、この後は大変忙しいことになったのです。すなわち、大蔵省としての考え方は決まっても、銀行自体の問題は銀行サイドがそれを決めて発表してもらう必要があるわけですから、この辺が大変難しい部分ではありました。何度か接触しまして向こうも了承するということになって、銀行は12月２日の月曜日に中間決算の発表をいたしました。そしてその後、清さん、上林さんが顧問に着任するということで何と

か決算を乗り越えることができたわけで、社外流出は抑えるという形で第一段階は越えたわけです。

次の段階は、この銀行をどう再建するのかという問題です。可能性として、頭の体操として言えば自力再建、合併、過去に例がありますようなシンジケート団による支援、シンジケートまでいかない少数有力行による支援、どうしてもだめな場合は清算という、その5通りぐらいのものを頭に描き、それぞれ利害得失をかねてから検討してきており、10月の会議でも、すでにそういう議論をいたしました。“これ”という明確な答えをそのとき出していたわけではありませんが、合併については有力行にその気持ちがあるということは、かなり前の段階から感触を得ておりました。しかし、私ども中小金融課の認識としては、有力行にその気はあるというけれども、検査の結果が確定して、この銀行の状態がどんなことなのかがわかってこないと、当局としても最終的な決断はできない、最後にスルッと抜けてしまうかもしれないという感じを少なくとも私どもは持っておりました。したがって、それでいくかもしれないけれども、それでいかない可能性も常にあり得るということで、いく通りかのものを何度も何度も議論したということであります。

そして、12月に、先ほど申しましたように、中間決算の発表が終わって、両顧問が着任しましたから、銀行は新しい段階に入りました。社長は田代さんになりました。確か暮れに吉田局長からお電話をいただきまして、1月1日か何かに新聞にドンと出るかも知れないぞという話があって、その場合は大変だというのでずいぶん気をもんだ記憶がありますけれども、それはそういうことになりませんで、1月6日の月曜日に平和相互の方は再建委員会を設置しました。その下に小委員会すなわち、実体分析、計画、業務改革といったような小委員会を設けて、今度は銀行の内部で「どうするんだ」という議論に入っていくわけでございます。

そして、検査の結果について、これは大変な内容であるということがだんだん確定してまいりました。これではとても自力で再建するわけにはいかないということで、その部分が消えてまいります。そして1月28日に検査が終了して、その結果、大変に悪い内容ということで田代社長からいわゆる4人組に対して辞職を勧告し、2月6日に辞表を出すということになりました。その間、大蔵省との間でいろいろ連絡を取っていただきましたのは田代さんと清さんの両方であります。

ここから先はあえて申し上げることもありませんけれども、2月12日に緊急支店長会

議を田代社長が招集しまして、自ら経営内容の実体を説明して、こういう状態なのでとても自力再建は不可能だということを明らかにし、15日に田代社長から住友銀行の小松頭取に合併の申入れをし、さらに業務運営についての支援の要請をするという格好で、信用不安の問題を抑えました。そして住友と平和相互の間で合意の共同声明が出る、大蔵大臣の談話を出すということで、合併の方向に表向きにもどんどん進んでいったのです。そして、2月21日に合併準備委員会が設置され、だいぶ先になりますけれども5月29日に合併契約書が結ばれる。こういうふうに問題は、10月から11月の末にかけてのところが大きな一幕でありまして、そこから先の、1月からは要するに合併に向けてどんどん物事が進んでいくなかで、いかに突発的なことが起こらないように進めるかということでありました。振り返ってみると、我々が描いていたいろいろなスケジュールよりは物事がどんどん早く進むものですから、当局としては、中間省略的なことがあって、金融界を納得させるとかいろいろなことが一度に重なって押し寄せました。我々としては大変多忙な毎日を過ごした記憶が残っています。

〔 吉 田 〕 今、そのあたりの大筋を客観的に中平君が話してくれたと思います。

若干の補充ないし肉付け、あるいは局長としてそこをどういうふうに眺めていたかというあたりをお話しさせていただきますと、平和相互銀行というのは非常に特異な銀行でございまして、非常に立派な支店網を関東にめぐらしており、かつオンラインなどについては三井銀行に次いで相互銀行で第一番に、オフラインなのですけれども機械化を図るなど、預金の獲得などは非常にうまい銀行であったわけです。

ただ、先ほどのようなことで、銀行としては健全ではない。検査官からの報告によると、三重・四重の帳簿の改竄をやっているということなども把握にするに至った段階では、背任、当局疑罔、不祥事件も相当たまっていたし、検査部によれば全部報告していないということではあったが、我々としては、そういう段階でこの銀行は相当な根本的な改革を要するという認識を持ちつつやっていたわけです。

一方で、大臣や次官にもご報告申し上げたとおり、やはり銀行である以上、いかなる結末を見るにしても、公正な銀行行政としてどうやって把握していくかということで、今、言ったように行政部門において検査からそういう情報が入る、一応、行政も把握しつつ行政の方においていかに再建できるかということをやったのが8月から、10月あたりの動きになったわけです。これは秘かに、10月から12月の土日にかけて、まだ週休2日になっていませんので土曜日は夜なのですけれども、日曜日も都内で集まるというこ

とを連夜のように協議をくり返しながら、その中で自主再建できるか、シンジケート団、これは大光相互の時の方式です。それから同時に相銀の援助資金も動員する。少数合併でいく、提携でいく、最後に預金保険を動員するかというような試算をやったわけであります。

そこら辺で検査部からの報告でも[redacted]に確かめた記憶によれば、かなりもう既に握っていて[redacted]1兆2,000億円の資産規模を持っている銀行で、事実そのときにはもう預金は1兆1,000億円から1兆円を切るばかりにどんどん減っていくのを補充していたわけですけれども、そういう状況の中で最悪の場合は「清算か」というところへ参ります。[redacted]同時に、預金保険機構では1,000万円ということを法律案として用意していたけれども、そのときに発動するとすれば300万円しかカバーできない。それから、先ほど言ったように救済の仕組みの仕掛けがまだできていなかった。私が兵庫銀行からみどり銀行となった時にお世話になったような仕組みがですね。今度、もっとよくなるようですが、それも如何せんできていないという状況で、先ほど申し上げたように中間配当がギリギリ迫っている。

とにかく、我々は真剣にあらゆる方策を検討してみたということなのですが、その頃から、私は心の中では事実でありますが、実際はその中で本当に救済できるかというと、当時は非常に不便なのですけれども、周囲の情勢からみるとアメリカでも続々と銀行が倒れる度に為替不安が起きている。当時はＳ＆Ｌが続々倒れている時代でございまして、この時期に日本の代表的な平和相互銀行をやることは信用不安、あるいは日本の、今、隆々として円滑に働いている金融システムに相当な打撃を与えるなというような意味で、なるべく円滑にやりたいという気持ちがあったことも事実であります。

とにかく、今、言ったように中間配当は迫ってくる。配当を止めるということは、当時においてはどえらいことだった。少なくともいかなる銀行といえども配当はやっていた時代でありましたから、どういうことになるかということであった。

先ほど11月26日に漏洩したということでありましたけれども、11月25日に、これは日本銀行とも若干相談したと思いますけれども、要するに主要株主行と有力銀行の支援は

信用不安のときに要るということで9行、代表6行に長信3行に対して、私が頭取と全員直接面会いたしまして、実は平和相互は中間配当をするのは検査は終っていないがこの段階で容認しがたい状況にあると思われるけれども、救済の意思ありや、救済の意思なしとすれば、少なくとも信用不安のときには信用システム維持のために協力してほしいという旨の9行めぐりを行いました。一部の銀行においては、預金保険を発動してくれるかという質問もありましたが、預金保険を発動するぐらいならお願いはしないなどと申し上げつつ、とにかく一たんもし発表になって事あったときには、もちろん大蔵省、日銀も信用不安を起さないという信念は明らかにするが具体的に、9行の支援網はあるということを言わせてほしいということを言ったと思います。

これはどこでもあるのですけれども、話すのが1行だけならいいのですけれども、9行に話したので、今にして思えばどこかがしゃべったので、その翌日、直ちに「平和相互銀行中間配当見送り」ということが日経・読売に報道された。緊急記者会見をして、いかなる意味においても日銀、大蔵は信用システムを守る決意であり、主たる銀行は健全性の見地から中間配当を見送るという発表だけ、これは記者懇という形で、それから毎日のように記者懇を続けながら新聞記者をもたせるのでありますけれども、12月2日に至りまして結局銀行から「中間配当見送り」という申し出を得まして、同時に清さんという検査官出身のかなりの強腕の方で、この人をおいて他にないと思いますけれども、顧問になって貰うと同時に上林さんという老練な日銀OBも顧問として派遣するということになりました。

〔 中 平 〕 1点、あのときの記者懇では、中間配当見送りとまでは局長はおっしゃらなかったのです。新聞はそこまで書きましたけれども、非常に微妙な言い方をして、ピシッとやるのはその先のことになると思います。

〔 吉 田 〕 そのとおりです。そこまでは決めていないけれども、いかなる意味で信用システムは守ると頑張りました。

〔 吉 田 〕 検討する必要がある、そこまでは決まっていない。「あうんのところだ」と言ってますね。

あくまでも金融界に砂煙だけは立てまいというのが当時の金融当局・金融界の暗黙の了解であったと思います。

田代会長だけでは大変だということで、清さん、上林さんという方に顧問になって貰い、まず内部から客観的に状況を把握することが大切だと考えました。

検査の結果も清さん、上林さんが入ることによって、本当にそのとおりだ、中味は悪いのだということを、次々と支店長に会ってもらいまして確認を取っていくことが可能になっていくということになりましたので、検査は12月20日に一時中断して、引き上げてきてもらったのですけれども、いかにもすぐには検査をやめるわけにはいかないということと、検査をやめるということは検査の結果を話さなければならないということになりますので、なお精査を要する検査官も最後の仕上げを図るということで、年越しした後1月9日に再開してもらって、一方で、清さん、上林さんたちの情報等内部把握に努めてもらうということにしました。

ですから、「異例の長期検査」になりましたけれども、これが1月28日に終わりました。この検査は全体で143日、延べ人員1,001人ということを後に国会答弁でいたしますけれども、当時の相銀の平均は平均24日間と延べ126人ですから、大体延べ人員にして8倍、日数にして6倍の日にちを要した慎重な検査でもあったと思います。

検査終了ということを発表したのが1月……、今から言えば、ずいぶん大げさな話だと思われるかも知れないが、検査が終了したとなると、また報道がうるさいだろうと思いながら、このときもまた三光汽船と同じで、テレビをつけ注意しながらそういう議論をやっておりましたら、そこでスペース・シャトル・チャレンジャー号が飛んで赤い炎をあげて落ち、7名の乗組員が死ぬというような事件が画面に出て来て、三光汽船の時のように、これまた飛行機事故が事の重大性を割合ぼかしてくれたという気がいたします。ここで「桃の花か、梅の花か」ということを書いてありますのは、3月か2月かという意味で、私としては、いよいよ終わりを迎えるという段階で、なおかつ本当にスムーズに収拾をはかりたいという望みで、そこら辺は、今、中平君が申し上げたとおり、清さん、田代さんたちの最後の手腕になるのですが、中での従業員の説得、最終的には中小企業金融と預金者を保護するのと、従業員を全員救えるかという課題があったわけです。

「大臣談話」の発表文にありますように、ここは相当、その当時としては思いをこめたつもりであります。要するに、預金者保護と信用秩序を守るのは当然のことですが、従業員の生活の安定等の見地から、住友銀行との合併を決意したという申し出があったことは結構なことである。しかし、また同時に、これは金融の効率化にも役立つと考えられる。それと金融の自由化、国際化が進展する中で日本の金融システムに対する内外の信任を確保することが重要であるが、このような観点からの……、ということで、相

当国際的影響も考慮している中ではソフトダウンができたと考えております。

それから、都銀等との調整なのですが、特に関東行の中に関西の銀行が突出したというか、比肩するような立場を占めること、同時に関西の都銀の中の劣後する銀行がどうなるかというようなことにも相当神経を使ったような気がいたします。三和などに対しては、この当時としては画期的な外銀との提携の対外発表を、住友が合併するときに同時期に発表するように誘導した記憶などもございます。つまらないことのようですけれども、そういうような気を使った。

それから、これは後ほどのことになりますけれども、平和相互の「特異性」というのは、先ほど申し上げたように、いわゆる平和相互の体質としては極めて有効というよりは政治的なグループというか、政治力を頼りにするようなところがございましたし、それと並んでいろいろの内紛もありました。

それから、先ほど申し上げたような体質から、途中から司法当局が非常に関心を示してきたことが、なお一層我々を慎重にせしめた要因でありました。

我々として当時、困ったのは国会で「どうしても検査の内容を話せ」という要求でした。これには銀行局は個別問題が多く予算委員会でも決算委員会でもしょっちゅう悩まされておりまして、そのため、中小課長とか中小課の補佐が対応するという、気苦労の多い仕事もずいぶん担ってもらっていたわけなのですけれども、そういう議員たちが入れ替わり立ち替わり周りに現れてくる。我々にはわからない、心当たりがないものもあります。心当たりがないのだから「心当たりがない」と言えばいいのでしょうけれども、要するに、心当たりがあったときにも「あった」と言えないものですから、そのときは検査の不文律として「検査の内容は申し上げられない」ということになります。つまり、検査というのはいわば銀行との信頼関係の上に成り立つもので、それを出さないということが当時の不文律であって、私も辛かったのです。しかし、何だかんだと言っているうちに予算委員会が、総括質疑ですけれども一日空転いたしまして、当時は檜垣予算委員長、降矢敬義自民党理事、社会党が和田静雄理事ということでありましたけれども、この方々からは「何とか言えないものか」、私は「言えない」というようなやりとりがありまして、とにかく丁寧に答弁だけはしましょうということで再開したのですけれども、また止まるというような一幕があったわけでありました。

思うに、今後ディスクロージャーの時代で検査というものを今後どういうふうに対処していくのか、今後の銀行局とか監督庁というのは非常に難しい問題を抱えたなという

ふうに思います。我々は検察とも税とも違う、反面調査権もない、そういうような状況の下でやっていた状況でありますから、今後の問題だろうと思います。

以上のようなことが、いわば当時の銀行行政の最も、神経を使う代表的な問題でありましたので、異常に時間を割きました。

ただ、徳陽相互とか第一相互とかありますが、吉野課長から当時引き継いでいた問題銀行というものは、偶然なのですけれども、本当にうまく片づけられたら1つでも銀行局の重荷が減るのかなという思いは私にはあったつもりで、そのときはホッとしたと同時に、異常に従業員とか何とかに気をつかいましたのは、関西相互銀行と住友銀行の合併という実は苦い思い出が銀行局にはあって、従業員の壮烈な反対を受けて実りかけたものも実らない、先輩たちの苦労もあった。ここら辺のところを同時に知悉している住友銀行は、当時にしてはうまく収拾したのではなかったのかなと、その記憶が確かに頭の中にあります。

〔 中 平 〕 一言だけいいですか。

〔 吉 田 〕 お願いします。

〔 中 平 〕 先ほど、最終段階で合併について、都市銀行等との調整というお話がありましたが、それに加えて国際的な関心も最後のところで出てきました。外銀からも合併できないかという話が、本当に最終段階になって入ってきたのです。私も、直接お会いし、そして、銀行につなぎまして、銀行の方とも直接接触してもらいました。その段階はもう相当物事が進んでいる段階で、とてもタイミング的に間に合う時期ではなかったのですけれども、日本の銀行を買うことによってリテイル・バンキングをやろうという希望を持っていたことの表われと思います。しかし、このあとは方針を変更して、自ら店舗を作っていこうということになって、これはもう少し後の話になりますけれども、我々の方にも接触がありました。銀行行政側としては、ある程度のところまでは「どうぞ、お作りなさい」ということにしました。平和相互の最終段階というと大変暗い話が多いのですけれども、このような接触があったという意味ではインターナショナルな部分がちょっと顔を出したといえると思います。

〔 山 口 〕 僕の記憶では、なぜ住友に結局決まったかというと、おそらく出した条件がよかったということと、もう一つ住友側が株を実質支配したんだよね。それで僕は、熟柿の落ちるような熟柿主義でいきましょうと言った記憶がありますよ。自然に住友に落ちたという感じですね。

〔 吉 田 〕 そうだと思います。

要するに他の銀行とか何とか、当時、あれだけのものを継承することは相当のメリットがあると思えばメリットがあるということと、脅威になると言えば脅威になるという問題があったと思うのですけれども、事実上の支配ということは確かにありました。それだからと言って、それだけのことで決めてしまう前に問題を把握し整理しておく必要がある。そのあとでおそらく「熟柿の……」という次官からのお話があったようなことになった方がよい。「早くやっちゃった方がいいんじゃないの」というような早急な結論に対して、大蔵省としては筋を通すべきであるという作業を延々数か月続けてきたのかなと。そして、熟柿がポトリと落ちるときには「梅の花か桃の花か咲いていてきれいにいくんだろうな」と。摩擦を残さないでということで、次官から「熟柿が落ちるような」ということで答えておいたという言葉は、我々にずいぶん余裕感を与えたと、気持ちのゆとり、後の仕上げをきれいに職人に任せるよということだったと思っております。

〔 北 村 〕 その前後にちょうど私が銀行課、総務課、関東財務局にいたときの感じでございますけれども、当時、バブル前ではあったものの、内外の銀行を含めて非常に都心に関心を店舗として持っていたという背景は大きくあったのだろうと思うのです。特に、先ほど吉田元局長がお話しなさいました関西勢が東京に出てきたいという意図は相当根強かったのがあの頃ではなかったのかという印象を当時持っておりました。

〔 吉 田 〕 それは、後々にポロポロと話を聞くと、我々がつかんでいた以上に関心があったようですね。9行めぐりをやったなんていうときは、まさにそういうことで、いわば一種の了承も取りつけていく。あなたたちはどういう形で介入したいか、セーフティーネットを張ると同時にどういう気持ちでいるかという診断にもなったような気がしております。おっしゃるとおりです。

(3) その他の相互銀行と信用組合

〔 吉 田 〕 第一相互、徳陽相互、などがあります。

これらは要するに、当時、非常に悩ましたということと、相当悪いなということが検査の結果出だしていたということなのです。ここら辺は……。

〔 中 平 〕 一言ずつ申しましょうか。

第一相互については、いろいろな噂がたくさんありましたし、いろいろな事件がここを舞台にして起こりました。それから、私どものところにいろいろな情報もあったりい

たしまして、これはいずれ何らかの格好で問題を処理しなければならないということで、当時、一生懸命情報を集め、向こうにいろいろ警告を発しということをやっていた、一言で言えばそういうことだと思います。やがてこれを処理する時期がまいります。

徳陽については、どんどん経営が悪化しておりまして、これもまた中でいろいろな問題がある。大蔵省のＯＢの人も入っておりましたけれども、このような経営悪化の責任をはっきりさせようということで、これは特に検査部が中心になって事を進めましたが、かなり難航したということです。

佐賀相互は、暴力団が絡む話がございまして、佐賀相互の社長が誘拐されて、黒豹の檻の隣りにぶちこまれるというようなことがあったり、その直前ですけれども、暴力団が銀行の中に入ってきて、真昼間にピストルを乱射するというようなこともあったりしまして、このままでは銀行の体をなさないということで、経営陣を強化するということで、九電の会長さんが中に入って経営の刷新をしたというものでございます。

信用組合で２つありますが、岐阜中央の方は経営が悪化いたしました。信用組合ですから直接的には県の監督下にありますので、県が中心になって、信用不安にならないような形で、しかし、問題はきれいにするにはどうしたらよいか大変苦労したというものでございます。

山陽信組の方は、非常に資産内容が悪くてどうにもならない状態になって、私どもの方に話がきました。何とか問題を大きくしないで、かつ粛々と処理をしなければいけないということで、苦労が多かったのですけれども、兵庫相互が全体を引き継ぐという形で処理をしました。

そういったことが実は次から次へとあったわけですが、何と言いましても、平和相互は、相互銀行界を代表する銀行でありましたし、借店舗が多かったのですけれども都心に店舗が多く、個人預金が大変多い。また午後７時まで開いているという特異な銀行でもありまして、したがって、預金保険の対象になる預金が圧倒的な部分を占めているという、そういう銀行でしたので、平和相互をどうするかというのは、業界全体に大きな影響を与える問題でありました。相互銀行の普銀転換問題もこのとき実はやりたかったのですけれども、こういうことがあって若干後に延ばさざるを得ないことになりました。この問題をきれいにしないと次の段階に進めないということで、先ほど吉田元局長のお話にありましたように、この問題は何とかこの段階で処理をしたいという要請が一方にあり、他方で、信用不安が進んで、このままではいかないようになっていくということ

が同時進行したということではなかったかと思っております。

〔 吉 田 〕 平和相互に対しては、相互銀行業界が冷たかった。要するにやはり業界でも問題児なんで、この際、何とか当局がしていただければ非常にありがたいという、当時の相互銀行界でもいろいろな問題になっていたと思います。

徳陽相互と佐賀相互は、結局、当時の徳陽には27年の甲斐秀雄さん。佐賀相互の社長には山田幹人さん。お二人ともそれぞれに意気なり意義を感じていただいたのですけれども、甲斐さんは普銀になるというのを１つのお土産に持ちながら、山田さんも相当の再建をされながら、結局、物故されたというのは、私としては、お願いした立場としては非常にご苦労かけたな、大蔵ＯＢの救援組、こういう人たちにはご苦労かけたなというふうな個人的な気持ちというか公的気持ちというか、やはり玉砕されたなという感じを持っているものであります。

(4) 睡眠預金の取扱いルール化

それから、睡眠預金と現物まがいの豊田商事の問題をちょっとお願いできますかな。

〔 大 月 〕 それでは睡眠預金のお話をさせていただきます。

銀行等が預金で満期と言いましょうか、期日が経過して、いわゆる民事時効10年はございますが、時効になったような預金の取扱いをどうするのか。これは従来はそれぞれでございまして、それぞれの金融機関が独自の判断でやっておりました。吉田元局長の方から政治家との話はお話しいただけると思いますけれども、いろいろ問題が出てきたものでございます。あるときには満期がきて取りに来ないものですから、利益金処理をしてしまう。それで損益調整をしているところがあるとかないとかという話がありまして、何らかの形で統一を図る必要があるのではないかということで、実は、60年12月19日銀行局長名で、全銀協の方からの照会文書といいますか往復文書をもってして１つのルール化をいたしました。10年たったら益金処理をしていいというような形にいたしました。しかし、この睡眠預金の処理はその後またずっと尾を引いておりまして「どういう状態になっているのだ」、すなわち表には全く出て来ないような形、損益計算書の中にも出てこないでその他の利益金みたいな形になっていたものですから、また「勝手にやっている」というようなことでございます。だた、銀行の場合には、時効の援用はいたしませんで、もし、真正預金者が通帳等を持って本人確認ができれば、仮に益金処理をしていても当然のこととして預金債権といいますか、預金の払戻しは本人とその残高

が確認できる限りは払戻しは今でも当然のこととしてやっております。ただ、勘定処理上ずっとオンバランスにしておくということを1つのルール化をもってして対応していこうということが、このとき初めてできました。その後は、これについては確かにいくつか、私が銀行課の補佐をやっていたときも、実はまだ尾を引いておりまして、今は一応、益金処理をしたら損益計算書上の注記をしてオープンになるような形にしております。

(5) 現物まがい商法問題（豊田商事）

〔 大 月 〕 それから、当時、非常に騒がれた問題といたしましては、「現物まがい商法」ということで、純金の延べ板取引といいましょうか、まがい取引という問題がありました。これにつきましては、当時、結局、2,000億円を超える資金を集めていた。豊田商事事件でございますけれども、「金を買いなさい。預かり証を出します。そして金が来たらお返しいたしましょう」、こういうような形で集めていたのですが、実際には、それは経費に充てていたということで、自転車操業をするような形でございました。これの代表者は確か大阪で刺殺されたと思います。

そういうことで、これは被害者がたくさん出るということで、実は金の現物を買うのだということで出資法とは直接的な関係もない。あるいはそれは消費者問題だ、あるいは詐欺ではないか、警察あるいは法務省の問題、あるいは金のブツということを考えますと通商産業省、出資法であれば大蔵省とか法務省、それぞれの省庁のいろいろな問題がありました。現実的には民事訴訟、国家賠償請求がなされておりまして、これについては今でも係争中でございます。最近では、牛の預託商法なども一種これと類似の話ではないかと思います。これにつきましても、当時は国会で相当議論になったものでございます。

資料をまとめてありますので、後でご覧になっていただければと思います。

〔 吉 田 〕 簡潔にありがとうございました。

(6) マル優論議

〔 吉 田 〕 マル優論議でありますけれども、今、マル優というのは老人だけしか適用されていませんけれども、当時は300万円限度で官民利子の源泉課税が免除されていました。当時、税制の抜本改革というのは中曽根総理の指令が出ていたのですけれど

も、グリーンカードは3年間凍結が61年1月1日に期限切れになるということで、それを控えて政府税調におきましては2つの案を審議したわけであります。要するに当時はまだマル優というのがあったのです。それをグリーンカードをやることによって適正管理をやるということが主税局の当時の悲願であったわけですけれども、それが結局評判が悪くて凍結。そうすると、非課税貯蓄の限度管理を適正化するということが1つのウェイアウトである。もう一つは、もう利子は定率の分離課税にすべきである。こういう2つの案が政府税調が出した案で、結局は「限度管理は大変だからもういいじゃないか、一定元本から生じる利子については定率分離課税でいこう」ということになった。私どもから見てみますと、郵貯と銀行との限度管理の不公平さということからみる。それから、若干個人的かもしれませんけれども、預金保険制度などをやってみると、300万円までというのは8割あるのです。1,000万円までは9割というのが個人貯蓄の実勢であるわけです。いまや貯蓄の大勢であるからには、むしろ定率分離課税の方がもう郵貯も何もなくて、かえって官民のあいだの不公平がなくなるのでさっぱりするのではないか、ただ郵貯が限度管理さえ守ってくれればいいのではないか、と思いました。当時の吉國地銀協会長などは、税制のエキスパートとして両方眺めた結果では、おそらくそう思っていたと思います。それが結局2案のうち定率分離課税してしまえという答申だったわけでありますけれども、一方で銀行界の中で、山田全銀協会長は、非課税貯蓄という貯蓄は大切だ、そういう貯蓄は大切にしなければいけないという姿勢は、同時に、銀行界の方から自らはマル優はいらないと言ってしまうことは気がひけるということもあったのか、限度管理の官民間の不公平には従来から、本気だったかもしれませんけれども、若井恒雄さんが全銀協の一般委員会委員長で、徹夜で議論を続けました。銀行界の大勢としては吉國さんのように「もう、いいや、定率分離課税で郵貯と公平になった方がいいや」というのがありながら、どうも真っ向から、マル優はいらないよと銀行界としては言い出せないというあいまいな態度を取り続けていたわけです。しかし、政府税調は定率分離課税にいこうということなのですけれども、党税調に至って、これまた郵貯が自民党に巻き返したと思うのですけれども、真夜中、12月19日に「自民党五役裁定」というのが出るわけで、結局、非課税貯蓄の限度管理は残しておこう、マル優は残そう。その代わり郵政省の方の管理を厳正にして、かりそめにも過度に限度を超えてやるものについては義務を負わせるというような結論を出しました。そのときは梅澤主税局長でありますけれども、結局、私はあのときは郵貯議員に負けた、しかし、全銀協会長が代

表するところの銀行界、また銀行局としてもマル優はいらないよと正面から言うこともいかがかな、吉國さんもそんな感じで、そんな所を党に押し切られたということでしょうか。この辺は千野君が総務課長、北村企画官が連日連夜にわたって徹夜で主税局と議論した思い出があるのですけれども。マル優は2年後に、これは平沢君のときになって、ですから水野主税局長になるのでしょうか、そのときにはマル優を若干は残すのですけれども、結局はなくなる。しかし、当時としては徹夜議論を重ねながら、そういうことでマル優が残るのであれば、郵政省の限度管理をきっちりやってもらおうということで、確か税法上に郵政省も限度の確認義務があるということを、いままで書いてなかったのを書くこととか、郵政省にも非課税のときの本人確認義務を課するというようなことで妥協案が成立した訳ですが、非常なエネルギーを要したということでございます。

(7) 土地信託

土地信託というのは、当時の自由化の1つだと思いますけれども、土地信託を信託業界が非常にやりたがったのですけれども、特に国有地の土地信託について、理財局の方で、国有地も土地信託ができるように法改正した覚えがあるのですけれども、我々としてもバックアップした思い出があるような気がいたします。[redacted]の時代だったと思います。

3．土地投機抑制指導

土地投機抑制指導について申しますと、私のときにも、日本のいわゆるバブルの時代が始まりつつあったのかなと今にして思うのでありますけれども、土地投機抑制指導というのを国土庁の要請によって昭和61年4月16日に出しております。このときから、不動産業者及び建設業者向けの土地関連融資については、今後、1年間、半年ごとにということでありましたけれども、報告制としました。当時の気持ちとしましては、実際に銀行協会等に行って私が説明したときには、要するに具体的規制とかあるいは個別指導をする気持ちは一切ない。ただ全体として土地の投機的取引を助長して社会的批判を受けるようなものについて、社会批判を招かないように注意されたいというようなことで、これが土地関連融資の抑制指導のほんの始まりだったというふうに記憶しております。

以上で、全体の報告を終わらせていただきます。

4．回顧の中での若干の感想

いままでいろいろな事件なり行政を申し上げたが、金融業態の調整問題というのに相当エネルギーを使ったのかなと思います。いままでご説明した点は自由化、国際化、証券化、情報化の問題でした。例えば証券化については債券先物が開始されるとか、情報化については金融情報システムセンターができたり、全銀のデータがつながったりするようなことなどがあった。

最後のところで、行革の基本方針ということで、銀行の週休2日制、郵貯とのバランス、あるいは専門金融制度を2年以内に、62年までに考え方を整理するとか、そういうような問題等々が錯雑してございましたけれども、考えてみますと、金融には都銀、地銀、長信銀、信託、第二地銀、信金、信組、労金、それぞれの協会プラス証券、保険との業際問題というのが大きい問題としてあったと思います。ただ、私は当時の証券局長と話したのだけれども、「君が証券省でなくてよかったな。郵政省のように独立した省になっていたら、そう簡単にはいかなかったろう」、やはり同じミニストリーの中にあって人事交流ができるから、既得権は擁護して、他業態への進出には熱心な業界について結局は一致しながら解決することができたけれども、これには相当なエネルギーがいった。同時に顧みてみますと、銀行界の中にも公平に見てグリーンカードとか銀行法等々の行政を通じまして、あるいは国債の大量発行、昔の時代でございますけれども、確かに国債で無理やりに金利を押しつけてみたり、そういう時代もございました。その後、私のときにももうなくなっていましたけれども、課長時代にはそういうことで調整してもらったこともある。グリーンカードなど主税局の思い入れにしてみても、ちょっと無理があったような気もするようなこともある。銀行法等では、勝手な向こうの思い入れかもしれませんけれども、不満もあったというようなことなどもあって、ややそういうような問題で、先ほどの平和相互などのときにも、密かにグルグル回って全体をまとめあげなければならないような神経の使い方をやってきましたが、それは今にして思えば、ある意味ではこうしたやり方はそろそろ限界にきていたのかもしれないなと。こういうことをいつまでもやっていて、こんなに多忙でというようなことで、課長たちが会えないものですから、局長のところには課長からのメモの山がどんどん積まれて、それを夜読むとか自動車の中で読むとかしました。当時は宴席というのはあるのですけれども、交替で気を使って席に出てもらうとか、そういうよ

うな相当多忙感があったと思いますけれども、全体としては銀行法時代の思い出もあったのか、銀行局全体としては、先ほど申し上げたように恵まれた人間を相当もらっていた。それから、ほとんどの人間が国際的経験を持っておりまして、保険部、検査部に至るまで課長以上はほとんど国際的経験を持っていたものですから、国際化による外銀その他との接触についても非常にセンスがあったと思う。

それから、制度改正でご説明申し上げましたけれども、自慢話ではありませんが、輸開銀法とか、商工中金法とか、そういうものについても、政府機関は政府機関として補完的役割を果たしつつ、国家的役割はあるという認識の下で、制度改正もかなり積極的に、あるいは自由化についても、預金保険法もその一例でございますけれども、それぞれの信金のディーリングなども認めていくとか、農中のディーリングを認めていくとか、それぞれ法改正がありましたけれども、非常に前向きにやることができた。国会等の根回しも銀行法時代から銀行局というのは相当戦闘型、根回し型になってきていて、非常に順調にいったような記憶を持っております。

くり返して申し上げるようですけれども、護送船団的な意識はなかったと思います。ただ、金融システムを守ろうということで、危ない銀行、危ない金庫、危ない信用組合についてはそれぞれ手当を行うということをやったし、また、できた時代だったのかなということでありますけれども、目的は信用不安の防止という事が頭にはあり、又金融の効率化とか自由化とか、自由競争がどんどん起きてくるよということでやってきたと密かに思っております。

私が就任いたしましたときは、為替相場が240円、株式が1万2,000円から1万3,000円だったと思います。やめるまでの2年間に為替相場が160円、日経平均が確か2万円を超してきたのではないかと思います。ですから、非常に順調であるということと同時に、特に円＝ドル相場が5割アップしたということは、日本の国力が外貨換算で5割増え、5月27日に日本が資産残高1,300億ドルと世界最大の債権国という発表もあり、経済的には非常に恵まれていたと同時に、若干ドル換算で浮かれちゃったようなところが出だした時期かもしれません。ドル換算でいきますと5割アップになりますから、銀行も急に世界の銀行だというふうになってまいりましたから、そこら辺のいたずらが若干あったかなということでありますけれども、ある意味では非常に気持ちよく思い出多い時期で、一種の転換期を担わせていただいて、全員、火の玉になって働かせていただいた。ここで護送船団なんていうことはなかったということだけは是非言っておきたい。あのときに環境の整備と

いうことは、自由化と同時にみんなで相談してやったではないかということで、あとは歴史でもう一度、2，3年たって検証してみるのが良いかなと思います。私自身は、今すぐには評価しないではいるのですけれども、今の思いはそういうことでございます。以上、長時間、2回にわたりまして忙しい顧問や所長さんたち、ありがとうございました。

〔 山 口 〕 ありがとうございました。

〔 吉 田 〕 ご質問があればですが、勝手にしゃべらせていただきました。

〔 山 口 〕 59年にあるでしょう（銀行法の改正）。だから、まさに新しい時代が始まってくるわけです。もう一つは、56年の銀行法改正というのは、やはり新しい時代を用意しているわけで、銀行行政の上でも、指導なんか明確化しろって書いてあるよね。

〔 吉 田 〕 経営の自主性尊重。

〔 山 口 〕 例えば口頭で言うのなんかだめだとか……。

〔 吉 田 〕 ディスクロージャーとかですね。

〔 山 口 〕 行政指導を紙に書かないといけないみたいな趣旨になって……。

〔 大 月 〕 行政指導みたいなのはたくさんございましたので、そういうものをなくしていこう。それで、通達でなくて法令規制にもっていくのだというような動きでございました。

〔 山 口 〕 新しい流れの始まりですよね。

〔 大 月 〕 はい。

〔 山 口 〕 ちょうど今に通ずるような……、まだしかし規制はいっぱい残っていたわけだ。

〔 吉 田 〕 あれ以後、私までのところまで既に第1次、第2次、第3次、私が局長になるまで大体4年あったわけですけれども、1年ごとに第1次自由化、弾力化措置ということで、毎年刻々と自由化と弾力化の発表、公表して、金利と業務の自由化、その点を発表しつつ私の時代に入ってきたということで、それは北村君あたりがむしろよく知っていると思いますけれども。

〔 山 口 〕 あのときは山田さんがちょうど協会長だったんだけれども、要するに、国債のディーリングなんていうのはいつになったらやらせてくれますかって言ってました。それをやったわけだからね。あなたのときやったのでしょう。

〔 吉 田 〕 もう58年に、私になる前にもう1年の短期ものから。59年になりまして長期ものに入ってきてフルディーリングができるということになりました。ですから、実

現したのは2年後なのです。いつのことやらって言って皮肉に笑われちゃったんですけれどもね。

〔 山 口 〕 あのときはね。

〔 吉 田 〕 ええ。

〔 北 村 〕 法律が通って3人委員会で調整して、まず国債の窓販から入りまして、そして先ほどお話がありましたような短期ものとかそういうものからジリジリ入ってくる。それだけで2，3年ですんだ感じがします。

〔 吉 田 〕 そうですね。58年4月9日に国債窓販開始。ディーリング開始は59年6月1日です。ですから、まだ山口さんが次官におなりになる以前です。次官以前に既にできています。ただ、そのディーリングは期近もの1年のものだけに限るというのを試行として始めていて、そして、私どもの時代になりまして、フルディーリングを認可し、外銀も入れて認可を始めてくるということになったわけです。

〔 北 村 〕 ちょうどディーリングの認可が65条にとって非常に画期的な時代でしたので、この部屋（第一特別会議室）で宮本局長が各銀行の頭取を呼びまして、認可状を渡すという儀式がございました。

〔 山 口 〕 それでは、どうもありがとうございました。

――以 上――

吉田　正輝　氏　　資料編　目次

○　銀行行政の主要事項

○　銀行局幹部名簿・吉田局長時代

○　金融と内外の情勢　（別紙０００）

○　金融自由化の進捗状況　（別紙１）

○　金融に関する内外の提言　（別紙２）

○　譲渡性預金の取扱いについて　（別紙３）

○　公社債市場及び短期金融市場の整備拡充について　（別紙４）

○　外国銀行の信託業務参入　（別紙５）

○　経営諸比率指導の見直し　（別紙６）

○　「金融自由化の進展とその環境整備」

○　専門金融機関制度をめぐる諸問題の研究のための専門委員会設置要領　（別紙７）

○　行革審特殊法人問題等小委員会の審議経緯　（別紙７－１）

○　個人消費の喚起について　（別紙８）

○　豊田通商事件の概要について　（別紙９）

○　自民党五役裁定　（別紙10）

○　金融機関の土地取得関連融資について　他　（別紙11）

○　平和相互銀行関係資料　（別添）

銀行行政の主要事項
（昭和59年半ばより昭和61年半ばまで）

メモ　吉田正輝
平成9年11月26日

（当時のメンバーと経済情勢）

第一　預金金利の自由化（いわゆる金利自由化元年）

第二　金融業務の自由化・国際化 → 規制緩和

第二の二　金融に関する内外の提言とその対応

第三　金融自由化の進展とその環境整備

―60年6月　金制答申

第四　専門金融機関制度の見通しの検討の開始

第五　各主要国との金融協議

第六　政府金融機関制度の改正

第七　機械化・情報化対応

第八　個人信用情報の整備

第九　週休二日制の拡大

第十　郵貯・簡保問題

第十一　個別問題

第十二　土地投機抑制指導（61/4/17）

第十三　回顧の中での若干の感想

銀行行政の主要事項
（昭和59年半ばより昭和61年半ばまで）

メモ　吉田正輝
（銀行局長　59／6／27～61／6／10）
平成9年11月26日

当時のメンバー　別紙 0
当時の経済情勢　別紙 00

第一　預金金利の自由化（いわゆる金利自由化元年）　別紙 1

・大口預金　別紙 2

両三年の自由化…59年5月の「展望」と「報告書」

CDの発行条件の緩和　別紙 3
発行期間
最低単位

MMCの創設（60年3月）　別紙 3

大口定期預金の自由化

・小口預金
「大口預金に引続き自由化を推進」

金融問題研究会（局長私的諮問機関）

郵貯との調整
トータルバランス等の環境整備を前提

中小金融機関・農協等との調整

第二　金融業務の自由化・国際化 → 規制緩和

・短期金融市場と公共債市場の整備拡充　　別紙 4

「業際問題の一括処理」　（別 添）

インターバンク市場の自由化に対する日銀のスタンス

（アクションプログラムの骨格〈61/7/30〉）

（金融政策の有効性確保に留意しつつ…）

無担コールの導入

インターバンクレートの自由化

・外銀信託の参入

別紙 5

資格の公表（八行etc.）

八行から九行へ

・ 金融証券業務の相互参入

例：投資顧問業、ファイナンス手段の自由化

（海外転社の発行〈60/3〉、 配当規制の緩和〈61/5〉）

・ 地銀・相銀・信金等の国際化（一括処理法）

第二の二　金融に関する内外の提言とその対応

別紙 2

対外経済問題諮問委報告書、対外経済対策（60/4/9）

行革審答申（60/7/22）

市場アクセス改善のためのアクションプログラム（60/7/30）

行革大綱（60/9/24）

内需拡大に関する対策（60/10/15、60/12/28）

前川委員会報告書（61/4/7）

総会経済対策（61/4/8）

経済構造調整推進要綱（61/5/1）

行革審答申「行財政改革の基本方向」（61/6/10）

第三　金融自由化の進展とその環境整備

―６０年６月　金制答申

・ 預金保険制度の拡充（６１年６月預金保険法の改正）

（イ） 保険限度額の拡充

３百万円 → １千万円（改正以後11年 １人当たり個人預金量）

（ロ）保険料率の引上げ

10万分の８ → 10万分の12

（ハ）破綻機関の収拾仕組の導入

（ニ） 外部借入の拡充

日銀借入 ５００億 → ５０００億円

民間借入の導入

（ホ）労働金庫の加入

・経営諸比率指導の強化（健全性の維持強化）… リスク対応　　別紙 6

自己資本比率指導

与信の集中回避

オフバランス取引の把握

・ディスクロージャーの充実

・ 国会答弁（自然淘汰論）

・検査の充実

検査事務の機械化（日銀との提携）

検査官の増員

・準備預金制度の改正
日銀・都銀との関係

第四　専門金融機関制度の見通しの検討の開始　　別紙 7
制度問題研究会（金制）… 学識者だけで構成
昭和６２年中を目途に問題点を整理

長短分離、信託分離問題、為専、中小金融機関同質化

前川リポート、行革審答申

第五　各主要国との金融協議

・米
５９年１１月１４ ～ １５日 （第一回）

６０年　６月２４ ～ ２５日　（第二回）

６０年１２月９日　　（第三回）

・英

５９年１０月２３～２４日	（第一回）	於 東 京
６０年５月７日	（第二回）	於 ロンドン
６０年５月１０日１４日	（第三回）	於 東 京
６１年５月２８日	（第四回）	於 ロンドン

・独

６０年　６月２２日	（第一回）	於 東 京
６０年１１月１６日	（第二回）	於 ボ ン

・仏、伊、ＥＣ

仏　６１年５月３０日	（第一回）	於　パ　リ
伊　６１年５月３１日	（第一回）	於　ローマ
ＥＣ６０年３月　１日	（第一回）	於　東　京
６１年３月２０日	（第二回）	於　ブラッセル

第 六　　政府金融機関制度の改正
補完機能の充実

輸開銀・商中・農中法の改正

民間金融機関との調整

行革特殊法人問題　　別紙 7－1

第 七　機械化・情報化対応

金融情報システムセンター設立

日銀・都銀の懸念（決算システム介入の懸念）

日経の懸念（金融情報流通との競合）

全銀データシステムの拡大（全業態による為替取引）

第 八　個人信用情報の整備

消費者金融の整備

三つの情報機関（全銀協、全情連、日本割賦協会）の間の情報交流についての合意（５９年６月）

プライバシーの保護

第 九　週休二日制の拡大　　別紙 2

５８年８月13日より毎年第２土曜を休日とし２年経過　　別紙 8

内需拡大（内需拡大対策 & 前川リポート）　　別紙 8

郵貯との調整

第十　郵貯・簡保問題

郵貯懇〈56/8〉と三大臣合意〈56/9〉の流れ

郵貯に関する臨調審答申〈58/3/14〉

預貯金金利の同時同率引下げの実現

肥大化阻止決起集会
（郵貯と農協）

ニコニコ会

吉田会
奥田、深井、吉田

行革審答申「今後に於ける行財政改革の基本方向」〈61/6/10〉

第十一　個別問題

1.　三光汽船の倒産（日航ジャンボ機御巣鷹山へ墜落）

大型倒産と銀行局の関わり
（永大産業、佐世保重工の経験）

2.　住友銀行と平和相互の合併

別　添

・ 相銀の特殊性（健全性・ディシプリンをめぐって）

… 中小金融行政の悩み

吉野前課長・高橋元銀行局長の引継の想い出

・ 普銀転換との関連

・ 平相の特異性

・異例の長期検査（チャレンジャー号の爆発）

梅の花か、桃の花か（予算審議等の関連）

・ 都銀との調整

九行の反応

・ 国際的信用維持 従業員雇用の配慮

ＦＤＩＣ　アイザック総裁

3.　その他相銀行と信組

・第一相互

・徳陽相互

・佐賀相互

・信　組

山陽、岐阜中央

4.　睡眠預金の取扱いルール化

5. 現物まがい商法問題（豊田商事）　別紙 9

6. マル優論議（60年改正、限度管理の適正化）
積年の課題 → 結局分離課税へ（グリーン・カードの廃止）　別紙 １０

政府税調と自民党五役裁定
山田全銀協会長の思い出

7. 土地信託

第 十二　土地投機抑制指導（６１/４/１７）　別紙 １１

第 十三　回顧の中での若干の感想

1. 調整、媒介、仲裁、応接（14業態）…要するに多忙

・ 金融業態調整問題
都銀、地銀、長信銀、信託、第二地銀、信金、信組、労金
および夫々の協会、プラス証券、保険

既得権益は擁護、他業進出には熱心

・ 郵貯・簡保・農協

・ 政府金融機関と民間の調整

2. 銀行局審議官→総務審議官→銀行局長の経験

① 金融の自由化（三人委員会、対外（特に対米）折衝）にスムースに入る

② グリーンカード・銀行法等の後遺症

3. 自由化の障害、自由化のアンチテーゼ（再規制）

4. 規制緩和と再規制

5.　低金利の進行

6. 制度改正への当時の局の考え方

前向き、創造的、国会等の根回し型

7. 銀行局の雰囲気

和気あいあい乍らも戦斗部隊型

8.「市場原理」と「護送船団」

0　「金融システムはあくまで護るべきである」と「護送」ー「甘え」との混同は避けるべきである

「システムは護る」が「各個別金融機関は護らない」との態度

0　間接金融の偏向（直接金融の未発達）がバブル崩壊後の傷を大きくしているか　　銀・証分離の弊害。

銀行局幹部名簿・吉田局長時代

	59年6月～60年6月	60年6月～61年6月
銀行局長	吉田 正輝 (6.27～)	吉田 正輝 (～6.10)
日本銀行政策委員	佐藤 光夫 (6.27～6.20)	大橋 宗夫 (6.20～6.10)
審議官	大橋 宗夫 (6.27～6.20)	亀井 敬之 (6.20～6.10)
総務課長	千野 忠男 (6.27～6.20)	松野 允彦 (6.20～6.10)
企画官(総括)	北村 歳治 (6.27～6.20)	坂 篤郎 (6.20～6.10)
金融調査官	小栗 蔵男 (6.20～7.1)	坂本 嵩 (7.1～)
課長補佐(企画)	畑中龍太郎 (7.10～)	畑中龍太郎 (～6.19)
課長補佐(資金)	瀬尾 照夫 (7.1～7.16)	黒澤 武司 (7.16～7.16)
調査員(日銀)	小林 英三 (7.10～)	小林 英三 (～6.18)
企画官(特命)	溝口善兵衛 (6.27～6.20)	杉井 孝 (6.20～)
課長補佐(特命)	細溝 清史 (7.13～)	細溝 清史 (～6.21)
奨励官・金取官	大久保秀雄 (～2.1)	大鷹 毅 (7.1～)
副管理官(貯蓄)	―――	湯野川 仁 (7.16～)
課長補佐(貯蓄)	甲斐 義宏 (～7.1)	浜津 稔 (7.1～7.16)
銀行課長	松野 允彦 (6.27～6.20)	藤原 和人 (6.20～6.10)
課長補佐(総括)	坂 篤郎 (7.10～6.20)	窪野 鎮治 (7.10～6.10)
課長補佐(銀行)	坂本 嵩 (6.20～7.1)	高木 常年 (7.1～7.1)
課長補佐(企画)	山本 亨 (7.1～)	山本 亨 (～7.1)
課長補佐(信託)	加藤 治彦 (～7.10)	大藤 俊行 (7.10～)

特別金融課長	藤原　和人　(6.27～ 6.20)	高橋　厚男　(6.20～　　)
課長補佐（総括）	渡辺　達郎　(　　～ 7. 1)	比護　正史　(7.10～　　)
課長補佐（中小）	日野　康臣　(7.10～　　)	日野　康臣　(　　～ 6.19)
課長補佐（北東）	湯野川　仁　(　　～ 7.16)	柴田　芳恭　(7.16～ 7.16)
課長補佐（農林）	大森　真琴　(7.10～ 7.10)	河野　正道　(7.10～　　)
中小金融課長	中平　幸典　(6.27～　　)	中平　幸典　(　　～ 6.10)
課長補佐（総括）	墳崎　敏之　(　　～ 6.20)	渡辺　達郎　(7. 1～ 6.19)
課長補佐（信金）	藤塚　明　(7.10～　　)	藤塚　明　(　　～ 6.19)
課長補佐（信組）	柴田　佳信　(　　～ 7.16)	向井　洋行　(7.16～　　)
課長補佐（貸金）	加藤　敦　(7. 1～ 7. 1)	森屋　松吉　(7. 1～　　)
調査課長	内田　輝紀　(6.27～　　)	内田　輝紀　(　　～ 6.10)
企画官	妹尾喜三郎　(7.10～ 8.29)	——
課長補佐（総括）	大久保良夫　(7.10～　　)	大久保良夫　(　　～ 6.19)
課長補佐（調査）	井上　純夫　(7. 1～ 7. 1)	友広　保　(7. 1～　　)
課長補佐（調査	谷川　浩道　(　　～ 7.10)	中村　明雄　(7.10～　　)
保険部長	加茂　文治　(　　～ 6.20)	関　要　(6.20～　　)
保険第一課長	龍宝　惟治　(6.27～　　)	龍宝　惟治　(　　～ 2. 1)
課長補佐（総括）	窪野　鎮治　(7.10～ 7.10)	藤本　進　(7.10～ 6.19)
課長補佐（財務）	鈴木　正一　(7.16～　　)	鈴木　正一　(　　～ 7.16)
課長補佐（審査）	奥村　忠雄　(　　～ 6.20)	小西　雄二　(7. 1～ 7. 1)
課長補佐（募管）	沼尾　昭平　(7.16～　　)	沼尾　昭平　(　　～ 7.16)
計理官（数理）	細川　千里　(7.16～　　)	細川　千里　(　　～　　)

保険第二課長	鏡味　徳房　(6.27～　　)	鏡味　徳房　(　　～ 6.10)
課長補佐（総括）	塚原　　治　(　　～ 7.10)	外山　秀行　(7.10～　　)
課長補佐（審査）	庫本　　康　(5.20～ 7.10)	下村　秀紀　(7.10～　　)
計理官（自動車）	松井　功夫　(7.16～　　)	松井　功夫　(　　～ 7.16)
計理官（数理）	和田　正広　(7.16～　　)	和田　正広　(　　～ 7.16)
監査官（監理）	中上　　樹　(7.16～ 7.16)	松本　新二　(7.16～　　)
監理官（募管）	田村　欣兵　(　　～ 7.16)	知念　正男　(7.16～　　)
検査部長	足立　和基　(6.27～ 6.20)	安原　　正　(6.20～ 6.10)
管理課長	増田　熙男　(　　～　　)	増田　熙男　(　　～ 6.10)
課長補佐（総括）	矢野　和之　(7.10～ 7.10)	木下　信行　(7.10～ 4.30)
課長補佐（企画）	鎮目　重雄　(7.16～ 7. 1)	甲斐　義宏　(7.16～ 7. 1)
課長補佐（指導）	大島　孝平　(7. 1～ 7.16)	瀬尾　照夫　(7.16～ 7.16)
課長補佐（地方）	橋本　　聡　(7. 1～ 7. 1)	川本　勇夫　(7.16～ 7. 1)
審査課長	鞍谷　雅敏　(6.27～　　)	鞍谷　雅敏　(　　～ 5, 2)
課長補佐（総括）	青木　直幸　(7.13～　　)	青木　直幸　(　　～ 5. 1)
課長補佐（審査）	小川　昭一　(7.16～　　)	小川　昭一　(7.16～ 7.16)
課長補佐（審査）	向井　洋行　(7. 1～ 7.16)	中上　　樹　(7.16～　　)
金融検査官室長	松井　三郎　(　　～ 4. 5)	大坪　邦夫　(7. 1～　　)
上席金融検査官	大坪　邦夫　(　　～ 7. 1)	柴田　佳信　(7.16～　　)
上席金融検査官	塩見　精毅　(　　～ 4. 5)	大島　孝平　(7.16～　　)
上席金融検査官	中山　隆士　(　　～　　)	中山　隆士　(　　～　　)
上席金融検査官	鉄本　正信　(7.16～　　)	鉄本　正信　(　　～　　)
上席金融検査官	朝野　恒男　(　　～ 3.31)	斎藤　正治　(7.16～　　)
上席金融検査官	中曾根　浩　(7. 1～ 7. 1)	宮下　　護　(7. 1～ 7. 1)

検査部管理課金融検査官兼指導係長
大月洋一（　～ 7. 1）

四国財務局金融出張所長
（60.7.1～62.7.1）

別紙 00

金融と内外の情勢

（57·58·59年 1 ～ 3月）

メモ　吉田正輝
(銀行局長 59/6/27 ～ 61/6/7)
平成9年11月26日 於史談会

海外・国内 情勢		金融一般	
(57.11.27)	第一次中曽根内閣発足　竹下蔵相、塩崎経企庁長官、山中通産相		
	58年 SNA　成長率 3．7(実質) 4．3(各目)　OPI 2．0　WPI △2．4　経常収支 242億		
	昭和58年（1983年）		
4月9日	国債窓販を開始		
5月19日	ディーリングを59年6月から認める		
5月24日	ウィリアムスバーグ・サミット開催		
8月12日	「80年代経済社会の展望と指針」（閣議決定）		
9月1日	大韓航空機、ソ連軍機が日本海上で撃墜		
11月	コール首相、レーガン大統領、トルドー首相　来日		
11月11日	竹下蔵相・リーガン財務長官共同新聞発表（円・ドル、金融・資本市場問題）		
12月27日	第二次中曽根内閣発足（竹下蔵相、河本経企庁長官,小此木通産相）		
	昭和59年（1984年）		
	59年SNA　GNP 5．1(実質) 6．7(各目)　CPI 2．2　WPI △0．1　経常収支 370億		
1月9日	東証ダウ1万円の大台に乗る	1月4日	都市銀行のCDオンライン網一元化（BANCS）スタート
1月19日	59年度経済見通し → 各目5.9%　実質4.1%	1月26日	富士銀行、米国大手商業金融会社ウォルター・E・ヘラー・インターナショナルの小会社（2社）を買収
1月25日	59年度予算概算閣議決定　一般会計 → 50兆6，272億円　0．5%		
2月10日	アンドロポフソ連書記長死去 → チェルネンコ新書記長に就任（2/14）	2月23日	第一回日米、円・ドル委員会開催
2月29日	大沢商会倒産（負債1,250億円　戦後3番目の規模）	2月27日	住友銀行、スイスのゴッタルド銀行買収
3月18日	江崎グリコ（株）社長ら致事件発生	3月26日	郵便局為替貯金業務の全国オンライン網完成
3月23日	中曽根首相訪中		

金融と内外の情勢
（５９年４～７月）

海　外	国　内	金　融　一　般	備　考
昭和５９年　（１９８４年）			
４　月			
４／９　米国公定歩合引上げ（8.5→9.0）	４／１７　公共事業５９年度上半期の機動的、弾力的な施行（閣議決定）	４／１　為替先物取引の実需原則を撤廃・居住者によるユーロ円債の発行解禁	
４／２６　レーガン米国大統領訪中	４／２７　（経対閣）対外経済政策（市場開放、輸入促進、金融・資本市場の自由化等）決定	４／１　西日本相互銀行、普通銀行に転換　→　西日本銀行	
		４／２　銀行・証券会社・海外ＣＤ・ＣＰの取扱い業務開始	
		４／１７　円建外債の発行を７月から事実上全面開放することを発表	
５　月			
５／８　ソ連・ロス五輪不参加を表明	５／１２　ＮＨＫ衛星放送開始	５／３０　大蔵省「金融の自由化及び円の国際化の現状と展望」および「日米円・ドル委員会作業部会報告書」を発表	
６　月			
６／７　ロンドンサミット開催	６／２７　大蔵省幹部異動	６／１　円転規制を撤廃	
	６／３０　厚生省、日本人の平均寿命は男74.２歳、女79.８歳で世界一と発表	６／１　金融機関によるディーリング業務開始	
		６／５　金融制度調査会「金融の国際化の現状と今後の対応」発表	
７　月			
７／２５　フランス、新銀行法施行	７／１　総務庁発足（戦後初の中央官庁総合行管と総理府）	７／１　ＣＤの発行枠拡大	
	７／２４　リッカーミシン倒産（戦後４番目の大型）		
	７／２５　臨時行政改革推進審議会、当面の行革推進答申を提出		
	７／３１　「昭和６０年度の概算要求」（閣議了解）経常経費マイナス１０％ 投資経費マイナス　５％		

金融と内外の情勢
（５９年８～１０月）

海　外	国　内	金融一般	備　考
８　月			
８／９　イラク機イランの海底油田を攻撃、イ・イ戦争激化	８／３　専売公社の株式会社移行に関する５法成立	８／１３　信用・労働金庫・農協の３業態、全銀データ通信システムに加盟	
８／３０　世銀の特別増資成立（日本の投票権シュアは4.58　→　4.99%）			
９　月			
９／６　韓国・全斗煥大統領来日	９／１１　政府税調、非課税貯蓄制度について中間報告		
９／７　メキシコ、銀行債権団との間で対外債務４８５億ドルの長期一括返済に同意	９／１９　永田町の自民党本部、放火炎上		
	９／１９　経企庁、５９年度経済見直しの見直し試算発表（4.1%　→　5.3%）		
９／７　シンガポール、金融先物取引を開始			
９／２６　英国、中国、香港返還に合意（仮調印）	９／２８　ＩＮＳ（高度情報シ通信システム）のムデル実験スタート		
１０　月			
１０／２９　ＯＰＥＣ臨時石油相会議（１バレル２９ドルを守るため日量１５０万バレルに削減）		１０／１　ＣＤの発行枠拡大	
１０／３０　米国、一括関税通商法成立		１０／１　相銀データ伝送システム発足	
１０／３１　インドのガンジー首相暗殺		１０／９　全国銀行協会連合会「（ＢＡ）円建銀行引受手形市場の創設に関する要望書」をとりまとめる	
		１０／１９　外銀行に３行に対し国際ディーリングをはじめて許可	

金融と内外の情勢
（５９年１１～１２月）

海　外	国　内	金　融　一　般	備　考
１１　月			
１１／６　米国大統領選、レーガン再選	１１／１　中曽根内閣改造（オー公） （竹下蔵相、村岡通産相、金子経企庁長官）	１１／５　三和銀行、コンチネンタル・イリノイ銀行系のリース会社の２社買収を発表	
１１／２１　米、公定歩合引下げ （9.0　→　8.5%）	１１／１　新1万、５千、千円札発行	１１／７　富士銀行「ＮＹで為替投機に失敗、１１５億円の損失発生」と発表	
		１１／１２　地銀データ伝送システム発足	
		１１／１４　日米円・ドル委員会フォローアップ会合開催（米側はユーロ円債、ユーロ円ＣＤの許可制・ＢＡ市場対象手形とディーラー、信託業務の参入制限等につき要望）	
		１１／１６　世田谷区のＮＴＴ地下ケーブル用地下溝の火災により三菱、大和両銀でオンラインが停止	
		１１／２０　（財）金融情報システムセンター発足	
１２　月			
１２／７　西独、非移住保有者の西独債権の利子源泉課税廃止法成立	１２／１　第１０２通常国会	１２／６　（財）証券保管振替機構発足	
１２／１９　中国と英国、香港返還の正式調印	１２／１４　「対外経済対策」（経対閣決定）	１２／１４　証取審「債権先物市場の創設について」を答申	
１２／２４　米、公定歩合引下げ （8.5%　→　8%）	１２／１７　日本銀行総裁前川氏　→　澄田氏（第２５代）	１２／２０　円建ＢＡ市場のフレーム、外銀信託参入基準の公表	
	１２／２２　６０年度経済見通し 各目6.1%　実質4.6%		
	１２／２９　行政改革の当面の実施方針を閣議決定（国と地方の役割分担等の明確化）		
	１２／２９　６０年度予算概算閣議決定 一般会計　５２兆４，９９６億円　3.7% 財投計画　２０兆８，５８０億円　▲1.2%		

金融と内外の情勢
（６０年１～２月）

海　外	国　内	金融一般	備考
昭和６０年（１９８５年）			
６０年SNA　GNP 4.4(実質) 6.0(名目)　CPI 1.9　WPI ▲3.3　経常収支 55.019			
１　月			
１／２　日米首脳会議開催（ロサンゼルス）		１／１　CDの発行枠拡大	
１／１４　イスラエル、レバノンからの段階的撤退を決定		１／１０　非居住者保有の居住者発行ユーロ円債源泉徴収税の撤廃決定	
１／１７　G５（ワシントン）	１／２２　地方、行政改革大綱を閣議了承	１／１６　MMC（市場金利連動型預金）のフレーム公表（金融制度調査会に報告）3/1に実施 貯預入期間：１ヶ月以上６ヶ月以内、貯預入単位：５千万円 上限金利：当面CD平均金利マイナス0.75％	
１／３０　米商務省、８４年貿易赤字１２３３億ドル　対日赤字３６８億ドルと発表（ともに過去最）	１／２８　日米次官級協議、通信機器、エレクトロニクス、木材、医療品の４分野で市場重視型個別協議（MOSS）の実施に合意		
１／３０　OPEC臨時総会が生産上限、基準原油価格制度の廃止 アラビアンライト原油価格１バレル＝２８ドルに値下げ決定			
２　月			
	２／７　田中派内に竹下蔵相「創政会」が発足	２／７　金融情報システムセンター創立披露	
２／２７　豪州、外国銀行１６行（邦銀３行を含む）の進出を許可	２／２７　田中元首相、脳コウソクで入院	２／２２　CD平均利率の公表を開始（毎週金曜日に公表）	
		２／２５　外為相場、　１ドル＝２６３円０５銭と本年最安値（５７年１１月以来）	

金融と内外の情勢
（６０年３～４月）

海　外	国　内	金　融　一　般	備　考
３　月			
		３／１　相互銀行、信用金庫、ＭＭＣの取扱いを開始（全国銀行等は４／１から）	
３／１１　米国連邦通貨監督局およびＦＤＩＣ、銀行の自己資本比率規則の強化措置、公表（４／１５実施）	３／１４新幹線上野駅開業 ３／１６　つくば科学博開催（５００円白銅貨発行）９／１６まで	３／５　外為審、「円の国際化について」を答申、ユーロ円取引きの一層の自由化、東京オフショア市場創設など提言	
３／１１　ソ連．チェルネンコ書記長死去ゴルバチョフ氏が就任			
３／３１　原油スポット価格（北海ブレンド油種）１バーレル、１０ドル台割れ		３／２９　「公共債市場及び短期金融市場の整備拡充」「金融界における規制緩和事項」発表	
４　月			
４／１１　ＤＥＣＤ閣僚理事会（インフレなき持続的成長と雇用拡大の達成等）公表	４／１　ＮＴＴ、日本たばこ産業、株式会社発足	４／１　全国銀行等、ＭＭＣ取扱い開始	
	４／９　「対外経済対策」（経対閣決定） Ⅰ．対外経済問題諮問委員会報告への対応 Ⅱ．市場アクセス改善のためのアクションプログラム	４／１　熊本県１１信用組合、宮崎県３信用組合、合併（熊本県信用組合、宮城県中央信用組合）	
		４／１　ＣＤ発行単位引下げ、枠拡大等、非居住者向け中長期コーロ円貸付けの自由化	
	４／９　中曽根首相が国民１人百ドル分の輸入品購入等を呼びかけ		
	４／１９　政府、与党による対外経済対策推進本部（江崎眞澄氏）発足		
		４／３０　三菱銀行、市場金利連動型「マネーマーケット・ローン」の取扱い開始	

金融と内外の情勢
（６０年５～６月）

海　外	国　内	金融一般	備　考
５　月			
５／２～４　ボン・サミット開催（第１７国） 米国は財政赤字削減、欧州は失業対策 日本は市場開放、規制緩和等の共同宣言	５／１　大蔵省財政金融研究所発足 ５／１　国民年金法等改正法公布 ５／１７　男女雇用機会均等法成立 補助金一括法成立	５／７　信用組合業界、東西共同事務センターを統合　信用情報サービス（株）設立 ５／１４　マル優限度管理の適正化を図るため、本人確認等の手続を規定した政令を閣議決定 （６１年１月１日施行補助金一括法成立	
５／２０　米国、公定歩合引下げ （8 → 7.5%）			
５／２８　レーガン大統領、個人所得税の思い切った引下げを中心とした抜本的税革命案を発表		５／３１　外銀５行に対し国債１２億ディーリングを許可	
６　月			
６／１２　スペイン、ポルトガルとＥＣ１０か国がＥＣ加盟条約に調印	６／８　本州四国連絡橋、神戸一鳴の門の開通 ６／２１　Ｇ－１０東京で開催、変動相場制維持、サーベーラス強化等の東京声明 ６／２５　対外経済対策推進本部、アクション・プログラム第１弾を正式決定 （約１７９０品目の関税一律２０％引下げ等）	６／１　○　円建ＢＡ市場発足（原則、日銀の手形売買の対象手形による） ○　銀行等による公共債フルディーリング開始（５９年６月からディーリングを開始した３４行庫） ○　証券会社ＣＤの流通取扱いを開始 ６／５　金融制度調査会「金融自由化の進展とその環境整備」答申 （預金保険機構制度の拡充等を提言） ６／２１　証券取引法の一部改正公布（１０月１日施行、債権先物市場の創設） ６／２２　外国銀行の信託業務参入について申請中の９行全部を認める旨表明 ６／２４　日米円・ドル委員会第２回フォローアップ（日本側は大口預金金利自由化を６２年度春までに段階的に実施する旨表明） ６／２５　日本興行銀行（ヘンリー・シュローダー・バンク・アンド・トラスト）の買収	

金融と内外の情勢
（６０年7～8月）

海　外	国　内	金　融　一　般	備　考
７　月			
７／１９　イタリア、相場急落のためリラ取引停止	７／１　大阪地裁、豊田商事の破産を宣告	７／６　東証平均株価、米国の金利低下等をはやして１万３千円の大台乗せ	
７／２２　ブラジル大統領、ＩＭＦの過度の緊縮政策を拒否	７／２２　臨時行政改革推進審議会、行政推進に関する答申を提出（民間活力発揮、大口預金金利の自由化、銀行・証券店舗設置規制の弾力化）		
７／２２　ＥＣ、ＥＭＳの通貨調整（イタリア・リラの６％切下げ、その他通貨２％切上げ	７／２６　「６１年度の概算要求について」 経常経費　マイナス　１０％ 投資経費　マイナス　５％	７／２９　短資会社、無担保コールの媒介業務を開始（当面はオーバーナイトものおよび７日もの）	
７／２４　メキシコ、２０％の平価切下げ等の緊縮政策発表	７／２６　国鉄の「６分割民営化」答申		
	７／３０　対外経済対策推進本部、「市場アクセス改善のためのアクション・プログラムの骨格」決定 ①関税　②輸入制度　③基準・認証制度　④金融・資本市場　⑤政府調達等		
８　月			
８／１６　西独、公定歩合引下げ（4.5　→　4.0%）	８／１２　日航ジャンボ機群馬県の山中に墜落		
	８／１３　三光汽船倒産、会社更生法申請（負債総額　５，２００億）	８／１３　三光汽船倒産	
８／２１　対ブラジル債権銀行団,８／３１期限到来債務１６０億ドルの返済猶予決定		８／１４　証券会社、大口公社債投信「フリー・ファイナンシャル・ファンド（ＦＦＣ）」（ＭＭＣ対抗証品）の取扱い開始	
８／２７　アルゼンチン、総額１４０億ドルの繰延べ協定につき民間銀行団と調印		８／２２　「郵政貯金資金に関する研究会」（貯金局長の私的諮問機関）、郵貯資金の自由運用と財政制度の改革を求める報告書提出	
８／２９　メキシコ、債権銀行団との多年度リスケ交渉のうち１９８５～９０年期限到来分２０１億ドルにつき調印		８／２３　短資会社、２週間ものおよび３週間ものの担保付コール取引を開始（コールの多様化）	

金融と内外の情勢
（60年9～10月）

海外	国内	金融一般	備考
9月			
9／1　南ア、対外債務支払いの一時停止を発表			
9／7　レーガン米国大統領、日本・韓国・ブラジルＥＣに対し、通商法３０１条（不公正貿易慣行への対抗措置）を発動　日本はたばこ課税制度、皮・皮革製品輸入制度が対象			
9／9　米国、南アに対する新規融資禁止等の経済制裁措置を発表	9／18　ＯＤＡ第3次中期目標（7年倍増計画）	9／9　農協貯金の全国オンライン網完成	
9／22　Ｇ－５いわゆる「プラザ同意」（ニューヨーク）協調介入・内需拡大	9／20　中曽根首相、税制調整会に税制の抜本的見直しを諮問	9／17　2週間・3週間もの無担保コール取引開始	
9／23　レーガン大統領、新通商政策を発表（貿易赤字削減と議会の保護主義対策等）	9／24　「当面の行革の具体化方策」（行革大綱）を閣議決定	9／24　東京外為市場の円相場、Ｇ－５合意を受けて急騰、史上最大の上げ幅（前日比１１円９０銭高１ドル２３０円１０銭）	
	9／30　アクション・プログラムの実施時期繰上等を決定		
10月			
10／8　ＩＭＦ・第４０回総会開催（ソウル）ベーカー米財務長官、２００億ドルの民間資金プール構想を提案		10／1　大口定期預金（自由金利、１０億円以上）の自由化一連の金利自由化措置の実施	
10／25　米国１９８５年会計年度の財政赤字２，１１９億ドルと史上最悪	10／15　「内需拡大に関する対策」（経対閣決定） Ⅰ．当面 早急の対策 ①住宅投資、都市開発の促進 ②民間設備投資の促進　③個人省費の喚起　④公共事業の拡大 Ⅱ．今後推進する対策 ①公共事業への民間活力の導入 ②規制緩和　③週休２日制の拡大　④国公有地等の有効活用	10／15　短資会社、インターバンク預金取引業務を開始 10／19　東京証券取引所、債権先物取引を開始 10／24～25　日銀の短期金利高目放置を契機に短期市場金利急騰　債権相場暴落	

金融と内外の情勢
（６０年１１～１２月）

海　外	国　内	金　融　一　般	備　考
１１　月			
１１／１９　米ソ首脳会議、６年ぶりに開催（ジュネーブ）	１１／１８　日本、ＥＣ閣僚会議（東京）	１１／２５　外為市場、円相場４年１０ヶ月ぶりに２００円台を突破	
１１／２１　BankofNewYorK コンピューターダウンでＮＹ連銀が未曾有の貸出を実行		１１／２７　大蔵省・日本銀行・金融界、平和相互銀行支援のため２０００億円の融資枠拡大で合意	
		１１／２９　東証は会員権をメリルリンチなど外国証券６社、国内９社に開放を決定	
１２　月			
１２／１１　米国、財政収支均衡法（グラム・ラドマン法）制定、赤字を毎年３６０億ドルづつ削減、９１年には赤字脱却		１２／９　日米円・ドル委員会第３回フォローアップ会合（短期国際の発行単位課税方式、ユーロ円債の規制緩和について意見交換）	
１２／１６　モンテビデオ宣言（第４回ラテンアメリカ債務国会議、経済成長が債務問題解決に不可欠を強調）		１２／１８　内閣制度創始１００周年記念５００円白銀貨	
	１２／２３　６１年度経済見通し 各目5.1%　実績4.0% （結果は、各目4.2%　実績2.6%）		
	１２／２４　許可・許可等民間活動に係わる規制の整理合理化に関する法律公布施行（いわゆる規制緩和一括法）		
	１２／２８　６１年度予算概算閣議決定 一般会計　５４兆８８６億円3.0% 財投計画　２２兆１,５５１億円6.2%	１２／２８　郵貯残高、１００兆突破	
	１２／２８　内需拡大に関する対策（経対閣）		
	１２／２８　中曽根改造内閣（オ二次） （竹下蔵相、渡辺通産相、平泉経企庁長官）		

金融と内外の情勢
（６１年１～３月）

海　外	国　内	金　融　一　般	備　考
６１年　（１９８６年）			
１　月			
１／１　スペイン、ポルトガル、ＥＣに加盟			
１／１８　Ｇ５、ロンドンで開催（協調利下げで合意）		１／２４　円相場　１ドル＝１９９円５０銭と２００円大台割れ	
１／２８　米国スペースシャトル・チャレンジャー、発射直後に爆発、乗組員７名死亡		１／２８　平和相互銀行、立入り検査終了	
１／３０　米商務省、１９８５年の貿易赤字１４８５億ドル、対日赤字４９７億ドル（ともに過去最高）		１／３０　公定歩合引下げ　(5.0%　→　4.5%)	
２　月			
２／４　原油価格急落。ドバイ原油１バレル＝１５ドルを割込む		２／１３　割引短期国際の公募入札開始	
２／２０　フランス、金融先物市場（ＭＡＴＩＦ）発足		２／１５　平和相互銀行、住友銀行への合併発表（１０月１日実行）	
		２／２０　金融機関へ「金融ＶＡＮ事業」への進出許可	
２／２５　フィリピン、アキノ大統領の就任	２／２８　国鉄改革５法案を閣議決定	２／２４　銀行、郵便貯金金利同時、同年引下げ（原則的に）定期１年もの 5.5% → 5%	
３　月			
３／６　西独、公定歩合引下げ（4.0→3.5%）		３／３　初めて分離型ワラント債とワラント証券が東証に上場、ともに一時ストップ高	
３／７　米、公定歩合引下げ（7.5%→7.0%）		３／１０　三井・三和両銀、都銀初の支店営業権相互譲渡	
３／１０　中国、アジア開発銀行に加盟（台湾の呼称は中国<台北>に変更）	３／１０　公定歩合引下げ　4.5%　→　4.0%	３／１０　公定歩合引下げ　(4.5%　→　4.0%)	

金融と内外の情勢
（６１年３～６月）

海　外	国　内	金融一般	備考
３／２５　ロンドン証券取引所、会員権開放を発表		３／２２　東証平均株価　１万５千円大台乗せ	
		３／２７　東証一部の出来高　１９億１，７００万株（過去最高）	
３／３１　原油価格急落　ニューヨーク原油スポット　１バレル＝１０ドルを割る		３／３１　銀行・郵便貯金金利同時、同年に引下げ（5%　→　4.5%）	
		３／３１　金融機関の週休２日制拡大に関する政令を公布	
４　月			
４／７　ＥＭＳの通貨調整（フランの３％切下げ、ドイツ等５か国の３～１％切上げ）	４／７　「国際協調のための経済構造調整研究会」中曽根総理へ提言（いわゆる「前川レポート」）	４／１　大口定期の預金単価引下げ等一連の自由化措置：１０億円　→　５億円、ならびにＭＭＣ・ＣＤの期間延長、発行拡大	
４／１１　チリ、民間銀行団とリスケに調印	４／８　総合経済対策（経対関）電力ガスの円高差益　約１兆円還元等７項目	４／２　澄田総裁、株価・地価を注意深く見守る必要ある旨発言	
		４／１６　「金融機関の土地関連融資について」通達	
４／２１　米、公定歩合引下げ　（7 → 6.5%）	４／１３　日米首脳会議開催（ワシントン）キャンプ・デービッド	４／２１　公定歩合引下げ　（4.0　→　3.5%）	
４／２８（２６？）　ソ連チェルノブイリ原子力発電所で大規模な事故発生		４／２２　東京外為市場、初めて１７０円台	
５　月			
５／７　西独　公定歩合引下げ（4.0 → 3.5%）	５／４～６　先進国７ヶ国首脳会議（東京サミット）政策協調と相互監視	５／１５　三和・北海道拓殖・東京３行、中国に初めて支店開設（深圳地区）	
５／１１　ノルウェークローネ　9.2％切下げ		５／１６　三菱信託、業界初の投資顧問会社設立（他行も追随）	
５／１９　フィンランドマルカ　２％切下げ	５／２７　大蔵省　日本が世界最大の債権国（６０年対外純資産残高1298億ドル）閣議報告	５／１９　銀行・郵便貯金　同時、ほぼ同年に金利引下げ	
		５／２２　金融問題研究会、「小口預金金利自由化」の銀行局長へ報告書提出	
	５／３０　経済対策閣僚会議、中小企業対策、雇用対策、円高差益還元等の経済対策（４／８付対策の追加）	５／２７　預金保険法の一部改正公布（７／１施行、預金保険制度の整備拡充　限度額　３００万円　→　１千万円）	
		５／２７　有価証券の投資顧問業の規制等に関する法律公布（１１月２５日施行）	
６　月	６／10　大蔵省幹部異動		
	６／１０　行革審答申「行財政改革の基本方向」		

別表 13

金融自由化の進捗状況

事項	実施時期等	検討状況等（昭和61年7月1日現在）
1. 金利 (1) 大口預金金利規制の緩和及び撤廃	59年1月 ／ 「展望」・「円ドル委員会報告書」 ／ フォローアップ 11月 ／ 4月 5月 ／ 6月 ／ 60年1月 ／ 4月 ／ フォローアップ 6月 ／ アクションプログラム骨格 7月 ／ 61年 ○（2～3年内に実現に努める）→	信用秩序に大きな混乱をもたらさないよう段階的に実施。 62年春までには実現の予定。
① 大口定期預金金利規制の撤廃	○10/1（預入期間2年以内，単位10億円以上のものにつき自由化） ○4/1（預入単位引下げ 10億円→5億円）	61年秋に3億円に単位引下げの予定。
② MMCの導入及び規制の緩和	○1/16（具体案発表）→○3/1（実施）→ ○10/1（預入枠の段階的拡大を開始 75%→150%） ○4/1（預入枠の拡大 150%→200% 最長預入期間の延長 6カ月→1年）	62年春までに，預入単位引下げ，預入，枠拡大，預入期間の2年までの延長及び上限金利の弾力化を行う予定。
③ CD発行条件の緩和	1/1 ○（発行単位引下げ 5億円→3億円） 4月以降 ○（発行枠の拡大 75%→100% 四半期ごとに5%）→ 4/1 ○（発行単位引下げ 3億円→1億円 発行期間の下限短縮 3カ月→1カ月） 10/1 ○（発行枠の拡大 100%→150%） 4/1 ○（発行枠の拡大 150%→200% 最長発行期間の延長 6カ月→1年）	62年春までに，発行枠拡大及び発行期間の弾力化を行う予定。
(2) 小口預金金利自由化の検討	（大口に引き続き自由化を推進する予定）→	預金者保護，郵便貯金とのトータル・バランス等の環境整備を前提として，具体的諸問題について早急に検討を進め，大口に引き続き自由化を推進する。 （参考） 5/22 金融問題研究会報告

	59年1月	4月	6月	60年1月	4月	6月	61年	
2. 金融・資本市場								
(1) 円建BA市場			6/5 (金制の報告)	12/20 (市場のあり方につき具体案を発表) 3/29	6/1 (市場発足)	61.4 (証券会社による流通取扱開始)		60年6月市場発足，61年4月から証券会社による流通取扱いが開始された。
(2) 債券先物市場						6/14 (債券先物市場創設のための証取法改正法が成立) (ディーリング認可金融機関の取次業者としての先物市場への参加問題については3/29の発表文で考え方が示された。)	10/19 (市場開設)	債券先物市場創設に際して非会員証券会社及びディーリング業務を行う金融機関で業務遂行能力のあるものに対しては，取引所の債券先物取引に参加する道が開かれた。
3. 業務内容								
(1) 公共債の窓口販売及びディーリング	58.4 (窓口販売開始)		6/1 (ディーリング開始 都銀等34行(庫))	10/19 (外銀3行がディーリング開始)	6/1 (地銀44行 相銀1行 外銀5行 がディーリング開始)	6/1 (地銀 10行 相銀 29行 信金 6庫 (全信連を含む) 商工中金 1庫 外銀 1行 がディーリング開始)		公共債窓口販売は630行(庫)が，ディーリングは134行(庫)が業務を行っている。なお，ディーリング認可金融機関の範囲の見直しは61年度内に行うこととなっている。
					6/1 (ディーリング認可金融機関の日本相互証券への参加)			
(2) 証券会社によるCD流通取扱い					6/1 (証券会社によるCD流通取扱開始)			60年6月取扱開始。
(3) 公共債を担保とする極度方式での貸付					6/1 (業務開始)			公共債を担保とする極度方式での貸付(銀行，証券会社)及び銀行の総合口座への公共債担保貸付の付加 (60年6月)。
(4) 外銀の信託業務参入				12/20 (参入形態選別基準発表)	6/22 (参入行発表)		4/30 (全行参入実現済)	59年12月20日参入形態，選別基準等を発表，60年6月22日参入行(9行)発表。61年4月30日全行参入実現済
4. 自由化の環境整備					6/5 (金融制度調査会答申「金融自由化の進展とその環境整備」)			61年5月 改正法が通常国会で成立。7月1日施行。 61年5月 経営諸比率指導の見直しを実施。

公共債市場及び短期金融市場の整備拡充・業際間規制の緩和措置発表

〔別紙〕

別紙 2

金融に関する内外の提言（昭和60年4月以降）

		金融の自由化・国際化	金融政策	内需拡大	その他
対外経済問題諮問委員会報告書	60.4.9	アクション・プログラムの策定を提言。アクション・プログラムに含むべき項目として「⑤金融・資本市場……円ドル委員会報告の着実な実行，特に金融・資本市場の自由化促進」			
対外経済対策	60.4.9	「II．当面の措置と政策プログラム 3．金融・資本市場の自由化及び円の国際化の促進 (1)―(3)略　(4)今後とも「金融の自由化及び円の国際化についての現状と展望」，「日米円ドル委員会作業部会報告書」等を踏まえ，環境整備を図りつつ，着実に推進する。」			
OECD閣僚理事会共同声明	60.4.12	日本による行動の優先分野として「……日本は国内金融市場における規制緩和（ディレギュレーション）の継続，……を最優先課題と考える。」			
ボン経済宣言（サミット）	60.5.4	日本の優先的な政策分野として「……日本政府は，金融市場の規制緩和，円の国際的役割の増進，市場アクセス改善及び輸入増加の奨励において一層の進展を図る考えである。」			
行革審答申「行政改革の推進方策に関する答申」	60.7.22	金融（銀行，証券，保険等）における規制緩和措置を当面の措置及び中期的に措置すべき事項に分けて答申した。 「(a)当面の措置 （金利）①大口預金金利については，着実に自由化を推進する。 (b)中期的に措置すべき事項 ①小口預金金利については，預金者保護，郵便貯金とのトータル・バランス等の環境整備を前提として早急に検討を進め，大口に引き続き自由化を推進する。」			
市場アクセス改善のためのアクション・プログラム	60.7.30	今後の金融自由化の可能な限りの措置と実施スケジュールを発表。当局関連では，預金金利の自由化等及び金融自由化の環境整備が含まれている。なお，小口の書きぶりが次のように変化した。 「小口預金金利については，預金者保護，郵便貯金とのトータル・バランス等の環境整備を前提として，具体的諸問題について早急に検討を進め，大口に引き続き自由化を推進する。」			
ニューヨークG5	60.9.22	「特に，日本政府は次の明白な意図をもつ政策を実施する。」 「円が日本経済の潜在力を十分反映するよう，金融・資本市場の自由化及び円の国際化の強力な実施。」	「円レートに適切な注意を払いつつ，金融政策を弾力的に運営。」	「内需刺激努力は，消費者金融及び住宅金融市場拡大措置により民間消費及び投資の増大に焦点を合わせる。」	
行革大綱	60.9.24	行革審答申を受け金融の分野における規制緩和の方策を決定。			

		金融の自由化・国際化	金融政策	内需拡大	その他
内需拡大に関する対策	60.10.15			当面早急に実施する対策として個人消費の喚起，今後推進する方策として規制緩和，週休二日制の拡大を発表。 「(個人消費の喚起) ①金融機関の自主性を尊重しつつ，消費者金融への積極的な取組みを要請する。特に，消費者ニーズにあった商品を金融機関の健全性に配慮しつつ提供するよう要請する。 ②金融機関の週休二日制の拡大との関連にも配慮しつつ，現金自動支払機(CD)の毎土曜休業日の稼働を行うとともに，営業日におけるCDの時間延長稼働を行うよう要請する。 (規制緩和) 銀行等の店舗設置等に係る規制については，一層の弾力化を図る。 (週休二日制の拡大) 金融機関の週休二日制（土曜閉店(閉庁)）の月2回への拡大については，各金融機関において積極的な検討が行われ，昭和61年8月を目途に円滑に実施されるよう関係省庁は，関係法令の改正等そのための環境整備をすすめる。」 この他，住宅金融公庫，開銀による対策を含む。	
内需拡大に関する対策	60.12.28		「……内外経済動向及び国際通貨情勢を注視しつつ，金融政策の適切かつ機動的な運営を図る。」	予算・税制措置を伴う施策を発表。住宅金融公庫，東京湾横断道路を含む。	
前川委員会報告書	61.4.7	非居住者による資金の調達・運用の両面での取引拡大を図るべきであるとし，国際化が立遅れている資金運用市場の強化のために以下を提言 「①投資資産の多様化。特に短期金融市場の整備が喫緊の課題である。 ②流通市場の拡大・強化。取引の国際化に伴う制度及び取引面の国際的な斉合化，なかんずく，税制面での国際化が必要である。」	「金融政策の運営に当たっては内外通貨価値の安定を確保しつつ，内需主導型経済の実現に向け，機動的に運営することが必要である。」	「消費生活の充実 労働時間については，公務・金融等の部門における速やかな実施を図りつつ，欧米先進国なみの年間総労働時間の実現と週休二日制の早期完全実施を図る。」	「……貯蓄優遇税制については，非課税貯蓄制度の廃止を含め，これを抜本的に見直す必要がある。」
総合経済対策	61.4.8		「……今後とも内外経済動向及び国際通貨情勢を注視しつつ，金融政策の機動的運営を図る。 なお，その際，過度に投機的な取引が助長されないように配慮する。」	民間金融機関の個人向け住宅融資については，金利の引下げ及び融資資金の安定的な確保につき配慮するよう要請する。」 この他，住公，中小企業対策を含む。	
OECD閣僚理	61.4.18		金融政策（金利引下げのタイミン		

			グに関する金融当局間の協力の有効性）及び金融市場（各国の監督制度		
ＯＥＣＤ閣僚理	61.4.18		及びプルーデンシャル・コントロール（経営諸比率規制）についての制度の国際的両立性の増大の必要性）について言及しているが日本に特定はしていない。		
経済構造調整推進要綱	61.5.1	当面の措置として金融・資本市場の自由化措置をあげているほか，中長期的な対応として以下を取り上げている。 「……自由化・国際化に伴う金融制度のあり方については，今後の自由化・国際化の進捗状況を見守りつつ，昭和62年中を目途に金融制度調査会専門委員会において問題点の整理を得るよう努める。」	「金融政策の運営に当たっては内外通貨価値の安定を確保しつつ，内需主導型経済の実現に向け機動的に運営する。」	「……公務員及び金融機関の週休二日制については，その一層の推進に努める。」	「非課税貯蓄制度を含め，利子・配当所得課税のあり方については，その見直しの結果を待って適切に対処することとする。」
東京経済宣言（サミット）	61.5.6				Ｇ７の創設及び多角的監視の強化等について言及。
当面の経済対策	61.5.30			急速な円高下で，中小企業対策，雇用対策，円高差益還元策等をまとめる。政府系中小企業金融機関，無担保保険を含む。	
行革審答申「今後における行財政改革の基本方向」	61.6.10				「政府事業等 社会経済の大きな変化の中で，政府事業については，官業は民業を補完しつつ適切な役割を果たしていくことを基本として，抜本的な改革を進めていくことが求められている。 また，郵便貯金事業等も金融自由化等新たな情勢への対応を迫られており，財政投融資についても見直しが必要となっている。 郵便貯金 郵便貯金については，金利，税制，手数料，その他民間金融機関とのトータルバランスを図り，当面，経営の一層の合理化・効率化を進めるとともに，次のような措置を講ずる。 ① 定額貯金等の郵便貯金の商品性については，経営の健全性の確保，金利自由化の進展等を踏まえ早急に見直すとともに，市場金利連動型貯金の導入を検討する。 ② （限度額管理の一層の適正化） ③ 郵便貯金の金利については，当面，郵便貯金法及び三大臣合意に基づいて機動的・弾力的に決定するが，小口預金金利の自由化が行われた後は一定のルールに基づき市中金利に追随し弾力的に決定する。 ④ 略」

VII その他

1. 譲渡性預金の取扱いについて

（昭54. 3.30 蔵銀第650号
昭55. 3.31 蔵銀第750号
一部改正 各財務局長宛
昭58. 1.27 蔵銀第150号
昭58.12.23 蔵銀第3252号
昭60. 3.29 蔵銀第642号
昭60. 5.24 蔵銀第1200号
昭60. 9.12 蔵銀第2101号
昭61. 3.17 蔵銀第479号
昭61. 7.31 蔵銀第2127号）

今般，下記要領により譲渡性預金の取扱いを認めることとした。譲渡性預金の実施は，我が国における短期金融市場の整備を推進するとともに，金利機能の一層の活用を図り，もつて金融の効率化に資することを主眼としていることにかんがみ，金融機関は，これが金融市場において健全に機能を発揮することとなるよう，公正な金利の形成，発行量の適正化，本預金にふさわしい市場性資金の吸収等につき十分配意し，本預金創設の趣旨に即した運用を行うことが肝要であり，本預金の取扱いに関し，いやしくも過当競争に陥ることのないよう厳に留意する必要がある。

ついては，本通達を御了知の上，貴傘下金融機関に対し，周知徹底よろしくお取り計らい願いたい。

なお，本通達は，海外において発行される譲渡性預金については適用しない。

記

1. 名　　称　譲渡性預金とする。
2. 譲 渡 性　指名債権譲渡方式による。
3. 発行単位　券面一枚当たり1億円以上とする。
4. 期　　間　1か月以上1年以内とし，期日指定方式による。なお，満期日到来後は利息を付さない。
5. 発行方法　個別の相対発行による。
6. 発行限度
   (1) 各金融機関（外国銀行の本邦内支店を除く。）の発行残高は，自己資本の250%を超えてはならない。
   (2) 外国銀行の本邦内支店の発行残高は，当該支店の円建による貸出金勘定及び有価証券勘定の合計額の125%（その額が250億円を下回るときは，限度額は250億円とする。）を超えてはならない。
   なお，本店を同一とする外国銀行の本邦内支店については，限度額の計算に当たり，各支店を合算して計算するものとする。
   (3) ただし，各金融機関の市場金利連動型預金の受入残高が昭和60年2月14日付蔵銀第250号「市場金利連動型預金の取扱いについて」通達の記の5の(1)又は(2)による受入限度額を下回つている場合は，その差額の25%に相当する額を上記(1)又は(2)に定める発行限度額に加算しうるものとする。
7. 利　　率
   「臨時金利調整法に基づく金融機関の金利の最高限度に関する件」（昭和23年大蔵省告示第4号）により，金利の最高限度の定めは，譲渡性預金には適用されないこととされている。
8. 期限前解約及び買取償却
   満期日前の解約及び発行金融機関による買取償却は行わないものとする。
9. 流通取扱
   金融機関，短資業者及び金融機関の関連会社は，譲渡性預金の売買（金融機関については，自己の発行したものを除く。）及び売買の媒介等を行うことができる。
10. 経理処理
   譲渡性預金の勘定科目等の処理については，別に定めるところによる。
11. 業務運営指導基準等の適用
   金融機関の自己資本比率等の業務運営指導基準等に関する経営諸指標の作成に当たつて，譲渡性預金，譲渡性預け金，譲渡性預金利息及び譲渡性預け金利息の取扱いについては別に定めるところによる。
12. 歩積・両建預金の自粛措置上の取扱い
   譲渡性預金の譲渡性に着目し，「拘束性預金等に関する報告書」により報告すべき債務者預金等には含めないこととするが，歩積・両建預金の自粛の趣旨に照らし，譲渡性預金について，いやしくも事実上の拘束をすることのないよう厳に留意するものとする。
13. 届出及び報告
   (1) 金融機関が，譲渡性預金の発行又は流通取扱を開始するときは，あらかじめその内容を所管行政庁に届出るものとする。
   (2) 短資業者が，譲渡性預金の流通取扱を行おうとするときは，あらかじめその内容を所管行政庁に届出るものとする。
   (3) 金融機関の関連会社が，譲渡性預金の流通取扱を行おうとするときは，当該金融機関は，あらかじめその内容を所管行政庁に届出るものとする。
   (4) 譲渡性預金の発行又は流通取扱を行う金融機関（金融機関の関連会社が取り扱う場合を含む。）及び短資業者は，発行及び流通取扱の実績を毎月所管行政庁に報告するものとする。
14. 金融機関等の範囲
   (1) 本通達において「金融機関」とは，銀行，相互銀行，信用金庫，信用金庫連合会，信用協同組合，信用協同組合連合会及び商工組合中央金庫をいう。
   （注） 農林中央金庫，農業協同組合，信用農業協同組合連合会，漁業協同組合，水産加工業協同組合，信用漁業協同組合連合会，労働金庫及び労働金庫連合会については別途通達する。
   (2) 本通達において「外国銀行の本邦内支店」とは，銀行法第47条第1項の規定に基づき同法第4条第1項の免許を受けた外国銀行の本邦内における支店その他の営業所をいう。
   (3) 本通達において「短資業者」とは，「貸金業の規制等に関する法律施行令第1条第3号の規定に基づく大蔵大臣の短資業者の指定」（昭和58年大蔵省告示第124号）により指定を受けた者（外貨資金仲立業専業者を除く。）をいう。
   (4) 本通達において「金融機関の関連会社」とは，「金融機関とその関連会社との関係について」（昭和50年7月3日付蔵銀第1968号）にいう関連会社をいう。

2. 譲渡性預金の発行及び流通取扱いについて

（昭60. 4.27 蔵銀第1100号）

譲渡性預金については，先般，最小発行単位の引下げ及び発行期間の下限の短縮の措置を講じたところであり，また，流通取扱業者の範囲の拡大も図られることとされている。

こうした点を踏まえ，今後，譲渡性預金市場の一層の円滑な発展を図る見地から，下記の事項に留意の上，遺憾なきを期す必要がある。

ついては，本通達を御了知の上，貴傘下金融機関に対し，周知徹底方よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 金融機関は，譲渡性預金の発行に当たつては，過度に流通取扱業者に依存すること等により，資金調達の健全性を阻害することのないよう留意すること。
   なお，資金調達の健全性を著しく阻害する恐れがあると認められる場合は，流通取扱業者に依存する発行について限度を設定することとする。
2. 譲渡性預金は，金融機関の資金調達手段であり，その市場の混乱は金融機関の安定的な資金調達を阻害し，金融秩序に多大な影響を及ぼすことになることにかんがみ，譲渡性預金の流通取扱いに際しては，いやしくも金融秩序の混乱を招かぬよう留意す

ること。

3. 譲渡性預金の流通取扱いを行うに当たつては，特別の利益を提供して顧客を勧誘する等の不健全な行為を行うことのないよう留意すること。

4. 譲渡性預金発行の媒介等は，昭和54年3月30日付蔵銀第650号「譲渡性預金の取扱いについて」通達記の9にいう「売買の媒介等」に該当しないので，これを行わないこと。

3. 預入金額が3億円以上の期間の定めがある預金の取扱いについて

（昭60. 9.12 蔵銀第2160号
昭61. 3.17 蔵銀第 477号一部改正
昭61. 7.31 蔵銀第2125号一部改正）

今般，預入金額が3億円以上の期間の定めがある預金（以下「本預金」という。）については，臨時金利調整法に基づく金融機関の金利の最高限度の定めを適用しないこととし，その金利を自由化することとした。

これは，預金金利自由化を前向き且つ漸進的に進めていくことを主眼として実施するものである。

本預金の取扱いは下記要領によることとし，金融機関は，本預金の取扱いに関し，いやしくも過当競争に陥ることのないよう留意しつつ，本措置の趣旨に即した運用を行うことが肝要である。

ついては，本通達を御了知の上，貴傘下金融機関に対し周知徹底方よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 期　間
　3か月以上2年以下とし，定型方式，期日指定方式（預入日に満期日を指定する方式）のいずれも可能とする。

2. 満期時の取扱い
　満期日到来後は利息を付さないものとする。

3. 中間利払
　期間2年のものについて，1年を経過した日に中間利払を行うものとする。

4. 期限前解約
　やむを得ず期限前解約を行う場合は，期限前解約にふさわしい利率を設定するものとし，受入後3か月を経過するまでは解約日の普通預金利率以下とする。
　なお，一部解約及び証書の分割は行わないものとする。

5. 歩積・両建預金の自粛措置上の取扱い
　本預金は「拘束性預金等に関する報告書」により報告すべき債務者預金等には含めないものとするが，歩積・両建預金の自粛の趣旨を十分尊重し，いやしくも事実上の拘束をすることのないよう厳に留意するものとする。

6. 届出及び報告
　(1) 金融機関が本預金の取扱いを開始するに当たつては，あらかじめその取扱要領を所管行政庁に届け出るものとする。
　(2) 本預金を取り扱う金融機関は，受入れの実績を毎月所管行政庁に報告するものとする。

7. 経過措置
　昭和61年8月31日以前に受け入れた期間の定めがある預金からの継続書替の際，継続前の当該預金の満期日から書替日の前日までの間の利息は，継続書替日の普通預金の利率で計算する。

8. 金融機関の範囲
　本通達において「金融機関」とは，銀行，相互銀行，信用金庫，信用金庫連合会，信用協同組合，信用協同組合連合会及び商工組合中央金庫をいう。
　（注）農林中央金庫，農業協同組合，信用農業協同組合連合会，漁業協同組合，水産加工業協同組合，信用漁業協同組合連合会，労働金庫及び労働金庫連合会については，別途通達する。

4. 市場金利連動型預金の取扱いについて

（昭60. 2.14 蔵銀第 250号
昭60. 9.12 蔵銀第2102号
昭61. 3.17 蔵銀第 478号
昭61. 7.31 蔵銀第2126号）

今般，短期金融市場の金利に連動して預金金利の上限が設定される市場金利連動型預金の取扱いを，下記要領により認めることとした。これは，預金金利の自由化・弾力化を漸進的に進めていくため，短期金融市場の発展等に対応して実施するものである。金融機関は，本預金創設の趣旨に即した運用を行うことが肝要であり，本預金の取扱いに関し，いやしくも過当競争に陥ることのないよう厳に留意する必要がある。

ついては，本通達を御了知の上，貴傘下金融機関に対し，周知徹底方よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 名　称
　市場金利連動型預金とする。

2. 期　間
　1か月以上1年以下とする。
　なお，満期日は，預金者が預入の際，あらかじめ指定した期日とし，満期日到来後は利息を付さないものとする。

3. 受入単位
　一口3千万円以上とする。

4. 利　率
　「市場金利連動型預金又は市場金利連動型貯金に係る金融機関の金利の最高限度に関する件」（昭和60年2月9日大蔵省告示第14号）により定められる金利の最高限度内で，各金融機関が契約期間等に応じ，自主的に設定する利率とする。

5. 受入限度
　(1) 各金融機関（外国銀行の本邦内支店を除く。）の市場金利連動型預金（以下「本預金」という。）受入残高は，自己資本の250%を超えてはならないものとする。
　(2) 外国銀行の本邦内支店の本預金受入残高は，当該支店の円建による貸出金勘定及び有価証券勘定の合計額の25%（その額が250億円を下回るときは，250億円を限度額とする。）を超えてはならないものとする。
　なお，本店を同一とする外国銀行の本邦内支店にあつては，その限度額は，各支店を合算して計算した額とする。
　(3) ただし，各金融機関の譲渡性預金の発行残高がその発行限度額を下回つている場合は，その差額の25%に相当する額を上記(1)又は(2)に定める受入限度額に加算しうるものとする。

6. 受入方法
　個別の相対取引を原則とするが，定型取引であつても差し支えないものとする。具体的な方法は各金融機関が実情等に即して定めるものとする。

7. 期限前解約
　受入後1か月を経過するまでは，原則として中途解約を行わないものとし，やむを得ない事情で中途解約を行う場合には，利息を付さないものとする。
　また，受入後1か月を経過し，かつ，満期日前に中途解約が行われる場合は，解約日の普通預金利率を適用するものとする。
　なお，一部解約及び証書の分割は行わないものとする。

8. 譲渡及び質入れの禁止
　譲渡・質入れ禁止の特約を付するものとする。

9. 勘定科目
　定期預金勘定とする。

10. 歩積・両建預金の自粛措置上の取扱い
　本預金は「拘束性預金等に関する報告書」により報告すべき債務者預金等には含めないものとするが，歩積・両建預金の自粛の趣旨を十分尊重し，いやしくも事実上の拘束

をすることのないよう厳に留意するものとする。

11. 届出及び報告

(1) 金融機関が本預金の取扱いを開始するに当たつては，あらかじめその内容を所管行政庁に届出るものとする。

(2) 本預金を取扱う金融機関は，受入の実績を毎月所管行政庁に報告するものとする。

12. 金融機関等の範囲

(1) 本通達において「金融機関」とは，銀行，相互銀行，信用金庫，信用金庫連合会，信用協同組合，信用協同組合連合会及び商工組合中央金庫をいう。

（注） 農林中央金庫，農業協同組合，信用農業協同組合連合会，漁業協同組合，水産加工業協同組合，信用漁業協同組合連合会，労働金庫及び労働金庫連合会については，別途通達する。

(2) 本通達において「外国銀行の本邦内支店」とは，銀行法第47条第1項の規定に基づき同法第4条第1項の免許を受けた外国銀行の本邦内における支店その他の営業所をいう。

13. 取扱い開始時期

本通達における金融機関のうち，相互銀行，信用金庫及び信用協同組合にあつては昭和60年3月1日以降，その他の金融機関にあつては昭和60年4月1日以降とする。

5. 円建銀行引受手形の取扱いについて

（昭60. 4. 1 蔵銀第667号）

今般，貿易関連の円建銀行引受手形について，下記のとおり取扱要領を定めることとした。本措置により貿易関連の円建銀行引受手形を売買対象とし，広く一般投資家が参加する市場を創設することは，円建貿易金融を供与した内外の金融機関に新たなリファイナンスの途を開くものであり，我が国の短期金融市場の整備・拡充に資するとともに，居住者・非居住者の短期資金運用・調達手段の拡充，貿易取引の円建化の環境整備等を通じ，円の国際化にも資するものである。金融機関は，経営の健全性維持及び投資家保護の観点から，貿易取引に確実に裏づけられた手形の供給，二重金融の防止等に十分配意し，本市場の健全な発展に尽力されたい。

ついては，本通達を御了知の上，貴傘下金融機関に対し，周知徹底方よろしくお取り計らい願いたい。

記

1. 円建銀行引受手形の範囲

本通達において円建銀行引受手形とは，本邦所在の外国為替公認銀行が引受けを行つた貿易関連の円建期限付為替手形で，以下のいずれかに該当する手形をいう。ただし，本邦の輸出者が振り出した手形については船積後30日以内，その他の手形((5)の手形を除く。)については船積後45日以内に引受けが行われたもので，かつ，船積後6カ月に郵便日数を加えた期日以前に満期日が到来するものに限る。

(1) 信用状付円建貿易手形

本邦または外国の輸出者が信用状に基づき，貿易決済のために本邦所在の外国為替公認銀行を支払人として振り出した円建期限付為替手形。

(2) アコモデーション手形

本邦の輸出者が貿易決済のために振り出し，本邦所在の外国為替公認銀行の買取りをうけた円建期限付為替手形（上記(1)の手形を除く。）を見合いとして，当該輸出者が当該本邦所在の外国為替公認銀行を支払人として振り出した円建期限付為替手形，及び，外国の輸出者が貿易決済のために振り出し，本邦所在の外国為替公認銀行の外国にある本支店の買取りをうけた円建期限付為替手形（上記(1)の手形を除く。）を見合いとして，当該輸出者が当該本邦所在の外国為替公認銀行を支払人として振り出した円建期限付為替手形。

(3) 輸入決済関係手形（直ハネ手形）

本邦または外国の輸入者が，一覧払条件等による輸入代金決済のためにうけた円資金融資を見合いとして，当該輸入者が本邦所在の外国為替公認銀行を支払人として振り出した円建期限付為替手形。

(4) リファイナンス手形

円建貿易金融（輸出者が貿易決済のために振り出した円建期限付為替手形（上記(1)の手形を除く。）の買取りまたは輸入代金決済のために供与する円資金融資をいう。）を供与した外国の銀行が，本邦所在の外国為替公認銀行（振出人たる外国の銀行の本邦内支店を除く。）を支払人として振り出した円建期限付為替手形。

(5) 表紙手形

上記(1)−(4)の手形を担保として，本邦所在の外国為替公認銀行が自行を支払人として振り出した円建期限付為替手形。

2. 円建銀行引受手形の売却単位

本邦所在の外国為替公認銀行は，円建銀行引受手形のうち金額1億円以上の手形を一般投資家等に対して売却することができる。

3. 円建銀行引受手形の第一次売却

本邦所在の外国為替公認銀行が，円建銀行引受手形を引き受けた後最初に行う当該手形の売却（以下，「第一次売却」という。）は，当該外国為替公認銀行が自己勘定で行うものとし，当該外国為替公認銀行は，自ら引受けを行つた手形を振出人に返却する取扱いは行わないものとする。

4. 取扱上の留意事項

(1) アコモデーション手形の引受を行う外国為替公認銀行は，二重金融を防止する観点から，アコモデーション手形と，当該アコモデーション手形振出しに際して見合いとされた円建期限付為替手形との対応関係を確認するものとする。

(2) 輸入決済関係手形については，輸入代金決済及び輸入代金決済のための円資金融資が当該手形の振出日に当該手形の引受けを行う銀行において行われることを要する。

(3) リファイナンス手形の引受けを行う外国為替公認銀行は，リファイナンス手形を振り出した外国の銀行が供与した円建貿易金融の内容を確認するとともに，二重金融を防止する観点から，当該振出銀行から，当該円建貿易金融について他の資金調達を行わない旨の確約を書面により徴求するものとする。

(4) 表紙手形の金額は，担保となる手形の金額の範囲内とし，表紙手形の満期日は，担保となる手形の満期日以前であることを要する。

(5) 表紙手形の担保となる手形は，日本銀行において保管されるものとする。

5. 流通取扱

金融機関，短資業者及び金融機関の関連会社は，円建銀行引受手形の売買または売買の媒介等を行うことができる。

6. 届出及び報告

(1) 金融機関が円建銀行引受手形の第一次売却または流通取扱を開始するときは，あらかじめその内容を所管行政庁に届出るものとする。

(2) 短資業者が，円建銀行引受手形の流通取扱を行おうとするときは，あらかじめその内容を所管行政庁に届出るものとする。

(3) 金融機関の関連会社が，円建銀行引受手形の流通取扱を行おうとするときは，当該金融機関は，あらかじめその内容を所管行政庁に届出るものとする。

(4) 円建銀行引受手形の第一次売却を行う外国為替公認銀行は，自行引受手形の第一次売却残高を毎月所管行政庁に報告するものとする。

(5) 円建銀行引受手形の流通取扱を行う金

融機関（金融機関の関連会社が取り扱う場合を含む。）及び短資業者は，流通取扱実績を毎月所管行政庁に報告するものとする。

7．金融機関等の範囲

(1) 上記5及び6にいう「金融機関」とは，銀行，相互銀行，信用金庫，信用金庫連合会，商工組合中央金庫をいう。

（注） 農林中央金庫については，別途通達する。

(2) 本通達において「本邦所在の外国為替公認銀行」とは，外国為替及び外国貿易管理法（昭和24年法律第228号）第10条第1項の認可を受けた銀行及び外国為替銀行法（昭和29年法律第67号）に規定する銀行の本邦内の本支店をいう。

(3) 本通達において「外国の銀行」とは，外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者の外国における本支店をいう。

(4) 本通達において「短資業者」とは，「貸金業の規制等に関する法律施行令第1条第3号に基づく大蔵大臣の短資業者の指定」（昭和58年大蔵省告示第124号）により指定を受けた者（外貨資金仲立業専業者を除く。）をいう。

(5) 本通達において「金融機関の関連会社」とは，「金融機関とその関連会社との関係について」（昭和50年7月3日付蔵銀第1968号）にいう関連会社をいう。

別紙４

公共債市場及び短期金融市場の整備拡充について

６０．３．２９

「金融の自由化及び円の国際化についての現状と展望」及びいわゆる日米円・ドル委員会の報告書で示された金融・資本市場の自由化の方向に沿って、公共債市場及び短期金融市場の整備拡充を図るとともに、金融機関・証券会社の業際間規制の緩和を図る見地から、両業界の業際問題について下記の措置を講ずるものとする。

１．ディーリング認可対象金融機関の範囲の拡大

(1) 地方銀行について新たに４４行を対象に審査の上認可する。

(2) 相互銀行について１行を対象に審査の上認可する。

(3) 今回認可する金融機関のディーリング業務開始は６０年６月とする。

(4) 対象金融機関の範囲については６０年度内に見直しを行う。

２．ディーラー間取次専門機関の整備・拡充

(1) ディーリング認可金融機関に対し６０年６月から日本相互証券（8.8.）への参加を認める。

(2)爾後、市場の円滑な運営に支障があれば、その対応策を検討する。

３．ディーリング認可金融機関の取次業者としての先物市場への参加

金融機関に先物取引に係る取次業務を行う必要性があるという強い主張があることにかんがみ、債権先物市場が発足した後、その健全な発展を図る見地から上記の必要性が生じた場合には、遅滞なく金融機関の取次業者としての先物市場への参加について具体的な検討を行う。

４．証券会社によるＣＤの流通取扱い

(1) 証券会社に対し６０年６月からＣＤの流通取扱いを認める。

(2) 金融秩序の維持及び金融機関の資金調達の健全性確保等の見地から所要の指導を行う。

５．証券会社による円建ＢＡの流通取扱い

証券会社に対し６１年４月から円建ＢＡの流通取扱いを認める。

６．公共債を担保とする極度方式での貸付け

(1) 証券会社に対し公共債を担保とする約款による極度方式での貸付けを行うことを認める。銀行等は公共債を担保とする総合口座及び極度方式による貸付けを実施する。

(2) 実施時期は６０年６月とする。

外国銀行の信託業務参入問題については，昭和59年5月の「日米円・ドル委員会報告書」において，認めることが合意された。

この方針に従って外国銀行に対し，「内国民待遇」を確認するという観点から，国内金融制度問題に波及しない形で参入を認めることとし，同年12月20日に参入の形態，選別の基準等の発表を行った（資料1参照）。その概要は次のとおりである。

① 受入形態は，信託銀行の設立方式で，受入数は最大限8行

② 申請の資格要件は，本国において信託業務を営む外国銀行で，年金信託の受託残高が日本の信託銀行の平均を上回っていること

③ 選考は，本国における信託業務の実績，業務執行体制等を総合的に勘案して行う。

④ 申請は60年3月末まで受け付ける。

以上の条件のもとに，60年3月末までに申請のあった9行について審査した結果，9行のうち1行を落とすに値するほどの差が認められなかったこと及び外国銀行の信託業務参入は今回限りの措置であることから，特別に9行すべてを認めることとし，同年6月22日にその旨決定を行った。参入の決定した9行は次のとおりである。

・アメリカ（6行）

モルガン銀行，シティバンク・エヌ・エイ，ケミカルバンク，マニュファクチュラース・ハノバー銀行，チェース・マンハッタン銀行，バンカース・トラスト銀行

・イギリス（1行）

バークレイズ銀行P．L．C

・スイス（2行）

クレディ・スイス，スイス・ユニオン銀行

参入の決定した9行に係る信託業務参入処理については，60年7月の日米円・ドル委員会アクション・プログラムにも表明したとおり，できる限り早期に参入が実現するよう，申請があり次第すみやかに所要の手続を進めることを基本方針としてきたところであり，60年10月25日付免許のモルガン信託銀行及び日本バンカース・トラスト信託銀行の2行をかわきりに順次参入が実現し，61年4月30日付免許のスイス・ユニオン信託銀行，クレディ・スイス信託銀行，バークレイズ信託銀行の3行をもってすべて終了している（資料2参照）。

なお，参入処理が終了した各行は，61年5月6日資格ある外国銀行が日本の信託銀行により行われているものと同範囲の信託銀行業務に参入することをまでにすべて営業を開始するに至っている。

（資料1）

外国銀行の信託業務参入について

（昭59.12.20）
（大蔵省）

1. 参入形態　外国銀行の出資又は外国銀行と日本の信託銀行の共同出資による信託銀行の設立

2. 受け入れ数　最大限8行

3. 申請の資格要件

① 外国銀行であること（日本の信託銀行との合弁も可）。

② 本国において銀行本体又は100％子会社が信託業務若しくは信託業務と同等の効果を有する業務を営んでいること。

③ 上記業務による運用の一任を受けた年金資産の残高が少なくとも日本で信託業務を営んでいる銀行の平均（約1兆2000億円）を上回っていること。

なお，この要件を満たさない場合においても，この要件に匹敵する実績があると大蔵省が認めた場合には資格があるものとする。

4. 選考方法

資格要件を備えた者による申請が8行を超える場合には，本国における信託業務の実績，経営基盤の安定性，日本における業務執行体制及び業務遂行計画等を総合的に勘案して選考を行う。

なお，申請が8行以内の場合であっても，経営基盤の安定性，業務執行体制等に問題があれば認められない。

5. 新設信託銀行に関する事項

① 信託銀行は，銀行法及び業営法により設立されるものとする。したがって，銀行法の要件を満たしている必要がある（例，資本の最低金額10億円）。

② 日本の信託業務（特に年金信託）の精通者の雇用を要する。

③ 新設される信託銀行に対する規制は，既存の信託銀行と同一である。したがって，既存の信託銀行に適用されているすべての法令，通達等が適用される。

④ 業務については，既存の信託銀行により行われている業務の範囲内で取捨選択を認める。

⑤ サービス及びアドバイスに係る業務提携は可能である。ただし，信託の本質である受託財産の管理又は処分を第三者に委ねる内容の業務提携は認められない。

6. 申請手続

① 申請は60年3月まで受け付け，締切り後審査の上，参入行を決定する。決定後，ただちに正式の法的手続

に入り，60年中に免許等の手続を終了する。

② 申請に際しては，本国における信託業務の実績，設立する信託銀行の業務執行体制及び業務遂行計画等の説明資料の提出を要する（細目については，申請希望者に直接説明）。

（資料２）

外国銀行の信託業務参入状況

	モルガン信託銀行	日本バンカース・トラスト信託銀行	チェース・マンハッタン信託銀行	シティトラスト信託銀行株式会社
(1) 代表取締役社長	鳥羽　脩	デニス・H・フェロ	江島　巌(代表取締役)	デーン・クレバン
(2) 営業所	東京都千代田区丸の内	東京都千代田区丸の内	東京都千代田区丸の内	東京都千代田区大手町
(3) 取扱業務の範囲	信託銀行業務全般	信託銀行業務全般	信託銀行業務全般	信託銀行業務全般
(4) 営業開始	60年10月28日	60年10月28日	60年11月25日	61年３月５日
(5) 株主	モルガン・ギャランティー・インターナショナル・ファイナンス・コーポレーション（モルガン・ギャランティ・トラスト・カンパニー・オブ・ニューヨークの全株所有）の全株所有	バンカース・トラスト銀行全株所有	チェース・マンハッタン・オーバーシーズ・バンキング・コーポレーション（ザ・チェース・マンハッタン・バンク・ナショナル・アソシエーションの全株所有）の全株所有	シティバンク・オーバーシーズ・インベストメント・コーポレーション（シティバンク・エヌ・エイの全株所有）の全株所有
(6) 資本金	10億円	10億円	10億円	20億円
(7) 提携先本邦銀行	三井信託銀行	住友信託銀行	大和銀行	安田信託銀行
(8) 免許日	60年10月25日	60年10月25日	60年11月22日	61年２月21日

	スイス・ユニオン信託銀行	クレディ・スイス信託銀行	ケミカル信託銀行	バークレイズ信託銀行	マニュファクチュラース・ハノバー信託銀行
(1) 代表取締役社長	アーミン・フラウエンクネヒト	吉野信次	高橋明良	アラン・アルバート・ダットレイ・フィリップス	曽根一郎
(2) 営業所	東京都千代田区内幸町	東京都港区赤坂	東京都千代田区丸の内	東京都千代田区丸の内	東京都千代田区霞ケ関
(3) 取扱業務の範囲	信託銀行業務全般	信託銀行業務全般	信託銀行業務全般	信託銀行業務全般	信託銀行業務全般
(4) 営業開始日	61年５月１日	61年５月１日	61年４月２日	61年５月６日	61年４月１日
(5) 株主	スイス・ユニオン銀行の全株所有	クレデイ・スイス 95％所有 三井信託銀行㈱ 5％所有	ケミカル・インターナショナル・ファイナンス・リミテッド（ケミカル・バンクの全株所有）の全株所有	バークレイズ・バンク・ピーエルシーの全株所有	マニュファクチュラース・ハノバー・インターナショナル・ファイナンス・コーポレーション（マニュファクチュラース・ハノバー・トラスト・カンパニーの全株所有）の全株所有
(6) 資本金	50億円	35億円	25億円	20億円	10億円
(7) 提携先本邦銀行	三菱信託銀行	三井信託銀行	三井信託銀行	東洋信託銀行	大和銀行
(8) 免許日	61年４月30日	61年４月30日	61年３月31日	61年４月30日	61年３月31日

経営諸比率指導の見直し

Ⅰ　見直しの背景

昭和60年6月，金融制度調査会の答申「金融自由化の進展とその環境整備」において，金融の自由化を円滑に進めるための環境整備につき，行政当局が対応すべきものとして，

① 経営諸比率指導の重視
② 金融機関検査の充実
③ 預金保険制度の整備拡充

の提言を受けたところである。

このため，現行の自己資本比率をはじめとする経営諸比率の見直しについて，金融制度調査会の答申を踏まえ，金融機関の実態，国際的な銀行監督の動向等広般な観点から検討を行ったものである。

これらの検討を行った結果，61年5月23日，経営諸比率の見直しに係る通達改正（基本事項通達の改正）が行われたところである。

Ⅱ　見直しの基本的な考え方

今回の経営諸比率の見直しを行った基本的な考え方は，次のとおりである。

1.　健全経営を維持するためのチェック・ポイント

金融の自由化の進展により，金融機関の信用リスク等諸リスクが増大することとなるが，そのためには金融機関自らがリスク管理体制を確立し，健全経営を確保することが期待される。経営諸比率は，このように金融機関自らが，経営の健全性をチェックする際のいわばチェック・ポイントを設定するものと考えられる。

2.　経営の自主性を尊重するもの

今回の経営諸比率の見直しにあたっては，金融機関の自主性を最大限に尊重し，自己責任による健全経営の確保を促すことになるよう配慮しており，行政の規制は必要最小限にとどめることとしている。

3.　国際的な動向にも配慮

国際的な銀行監督当局等の動向をみても，自己資本比率などの経営諸比率指導を充実・強化することが大きな流れとなっており，各国の監督当局における見直しや国際決済銀行（ＢＩＳ）等の国際会議の場においても意見交換が行われている。

金融の国際化の進展により，日本の銀行の海外業務のウェイトの増大は目覚ましいものがあるが，欧米の銀行が自国の自己資本比率規制の強化により資産の伸びを抑制せざるをえないなかにあって，わが国に対する国際的な条件の公平性を求める声も聞かれ，今回の見直しに際しては，このような国際的な動向にも配慮をしているところである。

4.　経営の質的充実を重視

わが国の金融機関の経営行動については，量的拡大重視の傾向が指摘されることがあり，今後の自由化の進展下においても，過度の量的拡大競争が引き起こされる可能性がないとはいえない。

今回の経営諸比率の見直しにより，金融機関相互間の競争を直接制限することなく，量的拡大重視から，質的な充実を重視する方向へ誘導する効果も期待されるものと考えられる。

5.　各業態等の一律な取扱い

経営諸比率に係る各金融機関の実態は，各業態による特殊性があり差異もあるが，このような実態を

別表 17

経営諸比率の見直しの大要

1. 自己資本の充実

(1) 自己資本比率（本則）

$$\frac{\text{自己資本（債権償却特別勘定を除き，税効果額等を含む。）}}{\text{総資産（平残）（支払承諾のうちリスクの小さいもの等を除く。）}} \geqq 4\%\text{程度}$$

・金融自由化の進展に伴う諸リスクの増大に対応して，資産面に損失が生じた場合に損失を補填するための最終的な負担能力を示す指標として，総資産を分母（現行基準は，預金を分母）とし，自己資本及び総資産の内訳について所要の見直しを行う。

・目標値は，諸般の事情を総合的に勘案して4％程度（現行基準は10％）とし，目標年度を65年度とする。

(2) 海外支店を有する金融機関の補則

$$\frac{\text{本則の自己資本＋有価証券含み益の70\%}}{\text{本則の総資産}} \geqq 6\%\text{程度}$$

・国際業務は国内業務に比しリスクが大きいこと等から，海外支店を有する金融機関についてはより高い自己資本比率を設定し，その場合には，有価証券の含み益を自己資本に算入することとする。

・目標値は，6％程度とし，62年度から適用する。有価証券の含み益の自己資本への算入率は，過去の株価の変動状況等を勘案して70％とする。

配　当

金融機関経営の自主性尊重の観点から，配当の上限規制（額面50円の株式について1株当たり配当額7.5円）は廃止する。

なお，配当性向規制（40％以内）は存置する。

3. 流動性の確保

(1) 流動性比率

$$\frac{\text{残存期間3か月（又は6か月）以内の流動性資産}}{\text{残存期間3か月（又は6か月）以内の流動性負債}} \geqq \%$$

・金融自由化の進展に伴う運用・調達のミス・マッチによる流動性リスクを管理するため，流動性資産・負債の満期別（残存期間3か月，6か月）の対応状況を示す指標とする。

・61年度は報告徴求を行い，62年度から目安値を設定する。

(2) 長期運用・調達比率

$$\frac{\text{残存期間1年超の長期運用}}{\text{残存期間1年超の長期調達＋自己資本}}$$

・長期の運用・調達のミス・マッチには金利変動リスク等もあり，長期運用・調達比率の報告を求めることとするが，当面基準値の設定は行わない。

(3) 預貸率の目標値（80％）は廃止する。

4. 大口信用供与

〔自己資本に対する比率〕

	同一人に対する貸出金限度（現行）	同一人に対する信用供与限度	関連子会社への信用供与を含めた信用供与限度
普通銀行	20％	30％程度	40％程度
長信銀・信託銀	30％	38％程度	45％程度
外国為替銀行	40％	45％程度	50％程度

・金融の自由化の進展により信用リスクの分散の重要性が高まっており，現行の同一人に対する貸出金限度に加えて，これを補完するものとして，

① 貸出金のみならず支払承諾見返（リスクの小さいもの等を除く。）をも含めた同一人に対する信用供与限度

② 関連子会社（特定子会社に限定。）への信用供与を含めた信用供与限度

をガイドラインとして設定することとする。（62年度から適用）

5. 経営実態の把握

その他金融機関の経営の実態を把握するため次のような諸指標の報告を求めることとする。

① 管理債権，オフ・バランス取引等

② リスク・アセット・レイシオの基礎データ

③ 市場性資金調達割合，変動金利運用割合

④ 海外子会社の経営諸指標

なお，既存の報告の簡素化について見直しを行うとともに，経営諸指標について可能なものから情報還元する方向で検討することとしている。

踏まえつつも，できる限り一律の取扱いとするよう努めている。

Ⅲ 見直しの具体的な内容

今回の見直しの大要は，別表17のとおりであるが，その具体的な内容について以下のとおり説明することとしたい。

1. 自己資本の充実

(1) 自己資本比率（本則）

金融の自由化の進展に伴う諸リスクの増大に，金融機関自らの責任において負担する能力を高めるため，自己資本の充実がきわめて重要となる。

このような考え方に基づき，従来の預金を分母としていた自己資本比率について，資産面に損失が生じた場合に，その損失を補塡するための最終的な負担能力を示す指標として位置づけることとし，分母は総資産としている。

また，分母となる総資産については，金融機関の末残重視の傾向を勘案し，より実態を反映するものとして，期中平均残高とすることとしている。

新たな算式の主な調整事項は，次のとおりである。

(イ) 支払承諾見返の一部控除

分母である総資産のなかの支払承諾見返について，貸出金と同等の信用リスクのあるものは総資産に含め，それ以外のものは総資産から控除することとしている。

これは，諸外国においては，保証等についてオフ・バランスであることを考慮したものであるが，最近，リスク・アセット・レイシオ等の形で，オフ・バランスの一部を規制の対象とするような方向にあることや，リスク管理の観点から，支払承諾見返をすべて控除することは問題であることから，リスクの低いもの等について，控除することとしたものである。

(ロ) 債権償却特別勘定の控除

分子の貸倒引当金のうち，債権償却特別勘定については，特定の不良資産に結びついているものであり，資産の損失が生じたときの最終的な負担能力を示す役割は果たしえないものと考えられることから，自己資本から控除することとしている。

(ハ) 税効果額の算入

貸倒引当金や減価償却等について，税法上の損金に算入されない場合であっても，有税により引当金等を積む場合がある。このような税法上の処理と銀行の決算経理基準に基づく会計処理との差異があることにより生ずるいわゆる税効果額は，将来無税化されると損金に算入され，法人税等が減少し，その分当期利益が増加することとなり，自己資本に含めてよい性格を有するものと考えられる。このため，自己資本比率の算定上，税効果額を含めることとしているものである。

次に，自己資本比率（本則）の目標値については，当該比率の金融機関における実態，諸外国の実情等を総合的に勘案して4％程度とし，目標年度を65年度としている。この4％程度という目標値は，各業態，個別の金融機関によっては相当の努力を要する水準であり，目標値は自主的に目指すべき努力目標として位置づけられている。

(2) 海外支店を有する金融機関の補則

海外に支店を有して国際業務を行っている金融機関については，

① 国際業務は，国内業務に比しリスクが大きく，預金者保護のためにより手厚い自己資本が要請されること

② 国際的な銀行監督の動向により配慮する必要があること

等から，6％程度という高い水準の目標値を設定し，62年度から適用することとしている。

補則における自己資本は，より広いものをとることとし，本則に有価証券の含み益（時価と簿価の差額）を加えることとしている。

有価証券の含み益については，過去の株価の変動状況等を勘案して，70%の掛け目をかけることとしている。

この補則の位置づけとしては，海外に支店を有し国際業務を行っている金融機関について，本則に加えて課される追加的・補完的な目標値という位置づけとしている。

(3) 配当規制の取扱い

配当規制については，昭和60年7月の臨時行政改革推進審議会の答申で，「銀行等の配当規制については，内部留保の充実のための合理的な方法の検討とあせて一層の弾力化を図る」との提言が行われていることもあり，金融機関の経営の自主性尊重の観点から，現行の配当の上限規制（額面50円の株式について，7.5円の配当を上限とする）については廃止することとしたものである。

また，配当性向40%以内という規制については，金融機関の経営の自主性尊重と内部留保の充実の要請とをバランスさせる必要があり，この配当性向規制について運用の弾力化を図りつつ，存置することとしている。

2. 流動性の確保

(1) 流動性比率

金融の自由化の進展に伴い，金融機関の資金運用・調達のミス・マッチによる流動性リスクの管理がますます重要となると考えられ，このための指標として，流動性資産・負債の満期別対応状況を示す流動性比率を設けることとしている。

流動性比率の期間区分については，3カ月及び6カ月の区分を予定し，原則として残存期間ベースによることとしている。

なお，具体的な基準の設定については，金融機関において，コンピュータによるシステム対応等に一定の時間を要することから，昭和61年度は対応可能な金融機関から試行的に報告を求めることとし，それを踏まえて62年度に基準となる目安値を設定することとしている。

(2) 長期運用・調達比率

金融機関の長期の運用・調達のミス・マッチには，金利変動リスク等もあると考えられ，長期資金の運用・調達比率に係る報告を求めることとしている。

報告を求める期間区分については1年超とし，基準値については当面，設定しないこととしている。

(3) 預貸率

預貸率については，現行，80%以下との基準があるが，最近の資金運用・調達の多様化により，その意義は小さくなっているものと考えられ，80%以下という目標値は廃止することとしたものである。

3. 大口信用供与

金融の自由化の進展に伴う金融機関の競争の高まりや諸リスクの増大により，与信の集中回避の重要性が高まっているものと考えられ，金融機関の経営破綻という事態は，大口信用リスクの顕在化に端を発する可能性が高いのではないかと想定される。

普通銀行に係る大口信与規制は，現行，貸出金についてのみであるが，与信の方法が多様化している現状では不十分であると考えられ，これを補完するものとして次のとおり規制の充実をすることとしている。

(1) 支払承諾見返を含めた限度の設定

同一人に対する信用供与の限度について，現行の貸出金だけでなく，保証等の支払承諾見返をも含めた総信用供与について，限度を設定することとしている。

支払承諾見返については種々のものがあり，信用リスクも異なると考えられるが，今回の規制の対象に加えるものは，借入保証，債券発行保証等の貸出金と同等の信用リスクを有すると考えられるものを対象とすることとしている。

規制の対象となる信用供与限度は，貸出金限度が自己資本の20%であること等を勘案し，30%程度とすることとしている。

(2) 関連子会社を含めた信用供与限度の設定

金融機関の取引先企業の信用リスクが顕在化する場合には，当該企業の関連子会社の経営も破綻する可能性が大きいと想定されることから，関連子会社への信用供与をも含めた信用供与限度を設定することとしている。

なお，規制の対象となる関連子会社の範囲は，重

要性の観点及び管理可能性の面から「有価証券の募集又は売出の届出等に関する省令」にいう特定子会社に相当するものに限定することとしている。これは，親会社との取引が親会社の総取引の10%以上のもの，資産または資本が親会社のそれの10%以上のものである。

諸外国においても，関連子会社への与信をも含めて大口信用供与規制している例が多く，それらの状況等を勘案し，関連子会社を含めた信用供与限度は40%程度とすることとしている。

(3) 各業態別の取扱い

現行の貸出金限度については，長期信用銀行及び信託銀行は30%，外国為替銀行は40%と業態により差異があるが，この実態を勘案して新しい信用供与限度については次のとおりとなっている。

① 貸出金に支払承諾見返を含めた信用供与限度

長期信用銀行	38%程度
外国為替銀行	45%程度

② 関連子会社への信用供与を含めた信用供与限度

長期信用銀行	45%程度
外国為替銀行	50%程度

4. 経営実態の把握

今後，一層の金融の自由化・国際化の進展する状況の下で，金融機関経営の健全性を維持していくためには，金融機関が自らの経営の健全性に密接に関連する指標に注意をはらっていく必要性が従来にも増して高まっており，また，当局としても金融機関経営の実態を早期かつ的確に把握するため，次のとおり経営の健全性に係る諸指標等の報告の充実を図ることとしている。

(イ) 不良債権等の管理を要する債権の常時把握

今後，金融機関の経営環境が一段と厳しくなっていくと考えられる状況下にあって，個別金融機関の経営破綻を未然に防止するための行政の対応が一層重要になっており，金融機関検査による健全性の確保の必要性も高まっている。

このため，金融機関における不良債権等の特別の管理を要する債権の常時把握に努めることとしている。

(ロ) オフ・バランス取引の報告充実

債券の現先，着地及び先物取引等については，将来の確定債権・債務を発生させるものではあるが，これらにより生じるポジションはバランス・シートに反映されない。

これらの取引は，将来のリスクを回避するために行われる反面，取引の仕振りいかんによっては，投機的目的あるいは利益操作目的にも利用されかねない側面があり，今後，金融自由化の進展に伴い，このようなオフ・バランス取引が多様化・活発化することが予想されることにかんがみ，これが経営の健全性に悪影響を及ぼさないよう報告徴求の充実を図ることとしている。

(ハ) リスク・アセット・レイシオ等の把握

金融機関経営の健全性に係る諸指標として，次のような報告徴求を行うこととしている。

① 資金運用の安全度を示す指標として，諸外国においては，リスク・アセット・レイシオを導入している国，または導入について検討を行っている国が多いが，わが国においてもリスク・アセット・レイシオの研究のための基礎データの把握を行うこととしている。

② このほか，金融機関の資金調達の多様化に伴い市場性資金の割合に関する指標や資金の調達及び運用の金利のミス・マッチのリスク管理の観点から変動金利適用部分の割合に関する指標の報告の徴求を行うこととしている。

(ニ) 海外子会社の経営諸指標

近年国際業務が拡大し，わが国の金融機関においても海外における子会社等を設立し，あるいは海外金融機関を買収する等の活動が活発化している。

これら海外子会社等の活動は，今後，親会社であるわが国金融機関の経営状況に次第に大きな影響を及ぼすことも予想される。

このため，金融機関においては，これら海外子会社等に係る業務の展開を健全経営維持の見地から適切に行っていく必要があるが，当局としても，海外子会社等の経営諸指標等について，可能な限りわが国と同様の報告徴求を行うこととしている。

なお，以上のような諸指標の報告徴求のほか，金融機関からの既存の報告の簡素化や徴求する経営諸指標について可能なものから情報還元する方向で検討をすることとしている。

60.6.12
大橋審議官談話の配布資料

別紙6－2

昭和60年6月5日

「金融自由化の進展とその環境整備」
（金融制度調査会答申概要）

第1．金融自由化の進展と金融環境の変化

1．金融自由化の進展と金融環境の変化

昨年5月に示された「金融の自由化及び円の国際化についての現状と展望」及び「日米円・ドル委員会報告書」の二つの文書に盛り込まれた自由化措置は、これまで着実に具体化されてきたところであるが、この自由化措置の実施により我が国の金融自由化は一段と進展するものとみられる。このような状況の下で金融機関経営をめぐる環境にも大きな変化がみられ、業態間あるいは他業界との競争も活発化している。

2．金融自由化の今後の課題

イ、預金金利

①大口預金金利の自由化：大口預金金利の自由化は喫緊の課題となっており、今後、これまでとられた措置の影響等をも十分見極めながら、行政当局において検討を行っていくことが適当である。

②小口預金金利の自由化：小口預金金利の自由化の問題については前広に検討を進めることが必要である。小口預金金利の自由化のあり方を検討するに当たっては、小口預金の特性、自由化が金融機関経営や円滑な資金融通に及ぼす影響、金融政策の有効性確保、民間預金金利と郵便貯金金利との関係等について十分配慮していくことが必要である。特に、小口預金金利の自由化を進めるに当たっては、信用秩序維持のための方策が整備されることが重要な前提条件である。

ロ．制度問題

今後預金金利の自由化を進めていけば、いずれは長短分離の問題をも検討していくことが必要となる。また、中小企業金融等の専門金融機関と普通銀行等との業務面での同質化が指摘されており、そのあり方についても業務の実態等を見極めつつ早晩検討していく必要があると思われる。

第２．健全経営の確保と信用秩序の維持

１．経営諸比率指導

今後は金融機関の競争を直接制限することなく健全経営確保のための経営諸比率指導を中心とした行政指導を重視していくことが望ましい。とくに、自己資本充実の必要性は高く、行政面でも、実効性のある自己資本比率指導を行うことが重要である。

その他、流動性の確保等に配慮した指導を行うとともに、与信の集中度、バランス・シートに計上されない取引、海外子会社の活動状況等についても実態を把握していくことが適当である。

２．金融機関検査等

健全経営を確保するとの見地から、検査事務の機械化、検査官の増員等を通じ検査体制の拡充・整備を図ることが肝要である。

３．金融機関の健全性とディスクロージャー

金融機関の自己規正策としてのディスクロージャーの役割を重視し、これを健全経営の確保に役立てていくとの観点から、開示内容について、信用秩序に与える影響、取引者の秘密保持等に配慮しつつ、経営の健全性に関するものを拡充していくことが望ましい。基本的な開示項目については少なくとも各業態ごとに統一的な基準が自主的に作成されることが期待される。

４．合併・業務提携等

金融自由化の進展、金融の機械化に対応するための投資コストの増大等を勘案すれば、個々の金融機関が自己努力のみでこれに十分対応できない場合も生じうるものと考えられ、このような場合には合併、業務提携により経営基盤の強化、競争力の確保を図ることが自由化等に対処する有効な手段になることも考えられる。

なお、金融機関に経営危機が生じた場合、合併は、預金者保護及び信用秩序維持のための方策としても有効なものとなりうるが、これに加え、経営危機に陥った金融機関の買収あるいは経営参加という方法をとることもありうるところから、独占禁止法の適正な運用の下に、状況に応じこのような方法が活用されていくことも期待される。

第３．金融機関の経営危機と信用秩序の維持

１．相互援助制度の今後のあり方

相互援助制度については、今後、業界の自主的対応策として、その役割は重要であるが、資金基盤の拡充、制度利用に当たっての節度の維持と機動性の確保等、そのあり方につき検討を行うことが必要である。

２．預金保険制度の機能の整備・拡充

預金保険制度は、個別金融機関の経営破綻に際し、預金者を保護することによって預金の安全性に対する国民の信頼を確保し、これによって信用秩序の維持を図ることを目的とするものであるが、金融自由化の進展に伴い、同制度が信用秩序の安定性に対する心理的防波堤として従来以上に機能することを期待し、以下のような制度の整備・拡充を図ることが必要である。

①保険限度額（現行 300万円）：1,000万円程度まで引き上げる。
（大衆預金者の保護のための制度から、むしろ預金者一般の保護を通ずる信用秩序の維持のための制度として位置づける。）

②保険料率（現行10万分の８）：当面５割程度引き上げる（→10万分の12）。

③日銀借入限度額（現行 500億円）：当面 5,000億円まで引き上げる。また、日銀から借入れが発生した場合にはできるだけ早い時期にこれを金融機関借入れに振り替えうるよう民間借入れも行いうることとする。

④機能の多様化：我が国の金融風土等の実態等を踏まえたうえ、資産負債承継（注１）、合併等に伴う資金援助（注２）の導入について前向きに取り組むべきである。また、このような方式の発動が認められるケースにおいて相互援助制度が対応する場合には、同制度に対しても預金保険機構が資金援助を行いうることとすることについても前向きに検討する。

（注１）資産負債承継は、一種の営業譲渡であり、破綻金融機関の資産及び預金債務を含む債務を引き継ぐに際し、同機構が破綻した金融機関の不良資産を買い取る等の形で当該承継金融機関に資金援助を行う方式である。

（注２）合併等に伴う資金援助は、経営危機に陥った金融機関が他の金融機関と合併等を行うに際して、同機構が当該合併等を行う金融機関に対して資金援助を行う方式である。

⑤なお、各方式の発動に際しては、行政当局と預金保険機構との間で十分な意思疎通が図られるよう制度面の整備を行うことが必要である。

〔別紙1〕 専門金融機関制度をめぐる諸問題研究のための専門委員会（通称：制度問題研究会）設置要領

今後の金融のあり方に関する小委員会（以下「小委員会」という。）は，次の要領により，専門金融機関制度をめぐる諸問題研究のための専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設けることとする。

1. 目 的

専門委員会は，金融自由化・国際化の進展に伴って生じる専門金融機関制度をめぐる諸問題について，専門的観点からこれを研究・整理し，小委員会の審議に資することを目的とする。

2. 構 成

(1) 専門委員会の委員は20名以内とし，小委員会の委員長が学識経験者及び金融関係の専門家等のうちから委嘱する。

(2) 小委員会の委員長は，専門委員会の委員の中から専門委員会の委員長（以下「専門委員長」という。）を指名する。専門委員長は会議を主宰する。

(3) 専門委員長に事故ある場合には，あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(4) 小委員会の委員長は，随時専門委員会に出席し意見を述べることができる。

3. 運 営

(1) 会議は，専門委員長が招集する。

(2) 専門委員会は，必要に応じ，学識経験者，金融関係の実務家，行政当局者等の出席を求めて意見の聴取を行うことができる。

(3) この要領に定めるもののほか，専門委員会に関し必要な事項は専門委員長が定める。

4. 庶 務

専門委員会の庶務は，大蔵省銀行局において処理する。

(3) 検討項目

検討項目については，以上のような考え方より，広く金融自由化・国際化あるいは金融の機械化・証券化といった要因がわが国の専門金融機関制度にいかなる影響を与え，いかなる問題点を提起しているかにつき，関連する事項を原点にたちかえってとりあげることが適当であるとされた。したがって，単に長短分離，信託分離，為替制度，中小企業金融専門機関制度といった個々の問題をとりあげるだけではなく，これに先立ってこのような専門金融機関制度が形成された経済環境，社会環境等の諸条件，背

別表 15 専門金融機関制度をめぐる諸問題研究のための専門委員会（制度問題研究会）委員名簿

氏名		現職
委員長	館 龍一郎	東京大学名誉教授
委員	麻島 昭一	専修大学教授
	石 弘光	一橋大学教授
	井上 薫	経済評論家
	歌川 令三	毎日新聞社東京本社編集局長
	貝塚 啓明	東京大学教授
	近藤 道生	㈱博報堂会長
	武貞 岩夫	青山学院大学教授
	鶴田 卓彦	日本経済新聞社専務取締役
	西崎 哲郎	国際経営コンサルタント㈱社長
	原 司郎	横浜市立大学教授
	久水 宏之	経済評論家
	深井 道雄	日本銀行総務局長
	水野 正一	名古屋大学教授
	吉野 昌甫	一橋大学教授
	蠟山 昌一	大阪大学教授

景を分析し，さらにはその後，これら諸条件がどのような変化をみせているのか，また，それに伴い資金循環あるいは金融構造にどのような変化がみられるのか，等を十分検討するとともに，このような変化を前提として，企業等の資金調達・運用の形態，及びこれに対応した長期・短期両金融，中小企業金融の実態等を十分把握・分析していく必要があるとされた（別紙２参照）。

〔別紙２〕　制度問題研究会検討項目

1. 我が国金融制度の背景となる諸条件にはいかなる変化が生じているか。

　これらの諸条件の変化と，金融構造，金融制度との関係をいかに考えるべきか。

(1)経済構造の変化

(2)産業構造の変化

(3)国民生活・国民意識の変化

2. 経済構造や国民生活・国民意識の変化に対応し，資金循環，金融構造はどのように変化しているか。

(1)経済部門別の資金過不足の変化

(2)家計部門の運用・調達等をめぐる変化

(3)企業部門の運用・調達等をめぐる変化

(4)公共部門の運用・調達等をめぐる変化

(5)海外部門をめぐる変化

(6)資金過不足の仲介手段といわゆる「金融の証券化」の動きについて

(7)無担保化の流れと格付機関等

3. 最近の金融自由化・国際化の進展，更には金融の機械化の進展等は，我が国の金融機関経営，金融制度，金融慣行にいかなる影響を及ぼしているか。

(1)金利の自由化をめぐる問題点

(2)金融機関の業務の自由化をめぐる問題点

(3)金融の機械化をめぐる問題点

(4)金融の国際化をめぐる問題点

(5)金融機関の収益構造の変化

(6)いわゆる「メイン・バンク制」をめぐる変化

4. 金融の自由化，国際化等に伴って我が国の金融機関制度にはいかなる問題点が生じているか。

(1)長期金融専門機関

(2)信託分離

(3)中小企業金融専門機関等

(4)外国為替専門銀行

(4)　検討期間

今後の金融自由化の進展や金融環境の変化等も勘案する必要もあるので，当初より特定しておくことはできないが，問題の広さ・深さを考慮すれば，とりあえずは１～２年程度を目途とすることが適当であるとされた。

なお，この点に関しては，61年５月に策定された「経済構造調整推進要綱」に，「自由化・国際化に伴う金融制度のあり方については，今後の自由化・国際化の進捗状況を見守りつつ，昭和62年中を目途に金融制度調査会専門委員会において問題点の整理を得るように努める」との表現が盛り込まれている。

行革審特殊法人問題等小委員会の審議経緯

高橋厚男（当時特会課長メモ）

１メンバー

小委員長　瀬島龍三（伊藤忠商事相談役）
主査　川島広守（セントラル野球連盟会長）
主査代理　飯島　清（政治評論家）
久保文男（共同通信企画委員）
山同陽一（旭リサーチセンター専務）
高橋寿夫（日本空港ビルディング社長）
委員　濃野　滋（川鐵専務）
河野正三（住宅公庫総裁）
小山五郎（三井銀行相談役）
田中　敬（国民公庫総裁）
松本作衛（農林公庫総裁）
屋山太郎（時事通信解説委員）
ほか

事務局　門田事務局長（総務庁次官２８年）
山本次長（総務庁３２年）
重富総括参事官（総務庁３５年）
加藤参事官（特殊法人小委員会担当）（総務庁３７年）
ほか

２主要日程

昭和５８年７月１日	臨時行革推進審議会発足（土光敏夫会長）
昭和６０年９月３０日	特殊法人問題等小委員会を設置
昭和６１年４月２８日	小委員会草案を決定
昭和６１年４月３０日	審議会報告
昭和６１年６月１０日	審議会最終答申「今後における行財政改革の基本方向」を内閣総理大臣に提出

３主要な議論

・開銀と北東公庫の統合
・開銀の融資規模、融資対象の見直し（地方開発融資の廃止、縮小、電力、ホテル建設融資の廃止等）
・開銀の法定準備金の取り崩し、国庫納付。それによる北東公庫の資本充実、北東公庫の

「銀行」化、開銀から北東公庫への出資等
・中小公庫の融資規模の縮小、国民公庫との統合、
・環衛公庫の国民公庫との統合
・輸銀について輸出金融から輸入・投資金融への重点移行
・商工中金の民間法人化

4銀行局の対応

次のような点を各委員に説明

・ 統合などの組織の問題は、各政策金融機関の果たしている役割、これらの役割が今でも必要なものかどうか、必要だとすれば、どのような組織がもっともふさわしいか等の観点で検討されるべき事。

・ 政策金融は、民間金融の質的補完に徹するべきであるとの指摘は、我々も全く同感である。各機関の融資対象は、それぞれ政策的要請によるものであり、国民経済的に必要なプロジェクトであるが、民間の金融だけでは対応できない分野に限っており、毎年の予算編成課程を通じこのような観点から厳しい見直しが行われていること。今後も、このような見直しは厳しくやって行くつもりであること。例えば、原子力発電に対する融資は、通産省が、エネルギー安定確保のための政策手段として是非必要と主張しているものであり、このような政策担当当局の意見を聞いてほしい。

・ 「準備金」は、長期低利融資等政策的に必要な資金供給の財務的基礎となっているものであり、政策金融機関が今後もその役割を果たしていくためにも、その取り崩しは適切でないこと等々

5吉田局長ご自身による根回しなど

・上記の点を機会をとらえ各方面に説明、最後の段階では、特に開銀の準備金の取り崩しが困難であることを強調した。

・９６年３月２７日　行革審作業部会へ出席　（経済政策等で政策金融機関に常に頼っている。例えば、開銀の準備金を取り崩し、開銀がクレディビリティーを失い、開銀に頼れないことになると政策手段を失うことになる等の説明…久保委員、山同委員などの指摘に答えて）

・３月３１日　久保主査代理

・4月4日　川島主査（銀座のセリーグ事務所）（種々説明、「局長の考えは、現実的。出来ないことは書けないな」との感触を漏らした。）

・4月7日　瀬島小委員長（ｷｬﾋﾟﾀﾙ・ヒルトンホテル内）（瀬島委員長は、北東公庫が、「北海道、北方地域が我が国の安全保障上きわめて大切であり、北東公庫の財務基盤の強化、情報企画力の強化が必要だ」と強く主張、落としどころとして「開銀から北東公庫への出資」を要請）

・これらの経緯をふまえ、財務基盤の強化のため北東公庫に対対し産業投資特別会計から新たな出資を行うこと、開銀との間で人事交流や情報交換を密接に行うことを提案し納得してもらった。

5答申

別紙のとうり。銀行局の説明は理解され、建設的な内容の答申となった。

6その後の展開

・各政策金融機関の融資対象は、特に政策的に必要な分野に限るよう毎年の見直しが厳しく行われている。協調融資比率の引き下げも順次行われてきた。これらによって、民間金融の質的補完に徹しつつ、政策的誘導という役割をより適切に果たしていると考える。

・政策金融機関の間で、人事交流、情報、ノウハウの交流等の協調が強化され、全体としての政策遂行力が高まった。

・北東公庫については、産業投資特別会計からの追加出資が行われたほか、開銀との間で、人事交流、情報交換会が随時開催されるなど、答申に沿って財務基盤、情報企画機能の充実が図られている。

35. 個人消費の喚起について

（昭60.11. 7　蔵銀第2565号
各財務局長宛）

標記のことについて，本日付で各金融団体代表者あて別紙（写）のとおり通達したので，了知の上，よろしく指導願いたい。

（別紙）

個人消費の喚起について

（昭60.11. 7　蔵銀第2565号
各協会代表者宛）

現在の我が国を取り巻く厳しい国際環境を踏まえ，政府としては，経済の拡大均衡を通じて経済摩擦の解消を目指すため，市場開放を推進するとともに，円高の定着を図りつつ，内需拡大に努力し，それらを通じて，対外不均衡の是正に積極的に取り組むことが必要であるとの認識の下に，去る10月15日に経済対策閣僚会議において「内需拡大に関する対策」が決定されたところであります。

つきましては，民間金融機関におかれても同対策の趣旨を踏まえ，個人消費の喚起のために下記のことについて協力されたく，その旨，貴傘下金融機関に周知徹底方よろしくお取計らい願います。

記

1. 消費者金融への積極的取組みについて

消費者金融に対するニーズの多様化に即応するため，かねてから消費者金融についてその充実に積極的に取組むよう要請してきたところであるが，消費者利便の向上を図るとともに，個人消費の喚起に資するとの観点から，自主的な判断に基づき，なお一層特段の配慮を行うよう願いたい。

特に，消費者ニーズにあつた商品を金融機関の健全性に配慮しつつ提供するよう努めていただきたい。

2. ＣＤ機等の土曜休業日の稼働および稼働時間延長について

預金者利便を向上させるとともに，個人消費の喚起に資するため，毎土曜休業日のＣＤ機等の稼働については，金融機関の週休二日制の拡大との関連にも配慮しつつ，着実に実施されるよう努めていただきたい。

また，金融機関の営業日におけるＣＤ機等の稼働時間の延長については，コスト面や体制整備等にも配慮しつつ対処するよう願いたい。

（参考）

内需拡大に関する対策（抄）

（昭和60年10月15日
経済対策閣僚会議）

我が国経済を取り巻く国際情勢をみると，米国の経済成長率の鈍化，巨額の貿易赤字の継続，欧州の高失業率等を背景に，保護貿易主義の圧力は非常な高まりをみせている。

我が国経済は，民間設備投資は着実に増加しており，個人消費も緩やかながら着実に増加しているが，住宅建設はこのところ動きが緩やかである。一方，輸出は高水準で横ばいとなつている反面，輸入は足踏み状態にあり，経常収支は引き続き大幅な黒字が続いている。

このような情勢の下，政府は，我が国の経済力にふさわしい役割と責任を果たすという観点から，「市場アクセス改善のためのアクション・プログラム」を策定するとともに，その実施のスケジュールを早め，確実に実行に移しつつあるところであり，また，政府開発援助（ＯＤＡ）の第３次中期目標を設定したところである。

さらに，保護貿易主義を抑止し世界経済の安定と持続的な発展を図るためには，国際的な協議行動が必要であり，この一環として先月先進５か国蔵相会議が開催され，為替レートの適正化のための密接な協力を図ることなどが合意された。その結果，ドル高は是正の方向に向かつている。

こうした中で，我が国としては，経済の拡大均衡を通じて経済摩擦の解消を目指すため，市場開放を推進するとともに，円高の定着を図りつつ，内需拡大に努力し，それらを通じて，対外不均衡の是正に積極的に取り組むことが要請されている。

政府としては，このような認識の下に，円レートの動向とその国内経済に及ぼす影響に適切な注意を払いつつ弾力的な政策運営を行うとともに，民間活力を最大限に活用することを基本として内需拡大を図るため，下記の諸施策を実施する。また，内需拡大策のうち，予算，税制別措置を伴う施策については，今後の予算編成，税制改正の過程で検討するものとする。

記

1. 当面早急に実施する対策

内需拡大の当面の対策として，早急に以下の諸措置をとることとする。

(3) 個人消費の喚起

① 金融機関の自主性を尊重しつつ，消費者金融への積極的な取組みを要請する。特に，消費者ニーズにあつた商品を金融機関の健全性に配慮しつつ提供するよう要請する。

② 金融機関の週休二日制の拡大との関連にも配慮しつつ，現金自動支払機（C. D.）の毎土曜休業日の稼働を行うとともに，営業日における C. D. の時間延長稼働を行うよう要請する。

③ カラーテレビ及び自動車について，割賦販売標準条件の緩和等を図る。

3. 内需拡大に関する対策の実施に当たつては，内需拡大に関する作業委員会が継続的にそのフォロー・アップを行い，随時，経済対策閣僚会議に報告するものとする。

豊田商事事件の概要等について

１．豊田商事㈱は昭和５６年４月２２日、「大阪豊田商事㈱」という商号で設立登記され、同５７年９月２７日に商号を「豊田商事㈱」に変更し、同６０年７月１日破産宣告を受けた。この間、豊田商事は顧客との間で純金等の売買代金を受領するのと引換えに、顧客に対し、純金等の引渡しに代えて「ファミリー契約証券」を交付し、顧客に引渡すべき純金等は豊田商事が１年ないしは５年の期間を定めて預託を受けることとし、預託期間に応じ純金等の預託時価格に対し一定の割合の賃借料を顧客に前払いし、預託期間満了時に、同種、同等、同名柄、同数量の純金等を返還することを約し、顧客に対し元本を保証しつつ効率の配当をするかのように信じ込ませて、全国的規模で展開した。その結果、豊田商事は顧客から、総額２０２０億円を獲得した。

２．ところが豊田商事は、設立当初から、契約高に相応する金地金の調達保管を行っていなかった上、顧客より受入れた金銭を過大な経費等に費消しており、しかも顧客に対し満期に償還すべき純金等の購入資金又は賃借料の支払資金に充当するに足りる有用な資金の運用を行っていなかった。そのため、毎期多額の欠損を計上し、同５８年７月頃からは、新規契約の獲得により顧客から新たな資金の受入れが得られないときには、直ちに倒産する極めて不堅実な経営に陥っていた。

このような状況にあったため、新規に顧客から金銭を受け入れたとしても、もはや約定どおりの純金等の償還に充てるべき資金を準備することができない状況にあったにもかかわらず、顧客に対し銀行預金などと比較しても確実・有利な資産運用であるなど虚偽の説明をし、同社の倒産に至るまで強力に継続した。

３．昭和６３年４月２３日、豊田商事事件被害者の一部（田中俊男他８６６名）から国家賠償請求事件の訴えが提起された。

本件訴訟は、豊田商事に対する国（関係９省庁：法務、検察、警察、大蔵、国税、通産、資源エネ、経企、公取）の行政指導等の不作為を請求原因として、大阪地裁に提訴された国家賠償請求訴訟である。

（参考）

自民党五役歳裁定

（昭和59年12月19日）

１．非課税貯蓄の限度額管理については、これを厳正に行う。

２．非課税貯蓄の限度額管理システムについては、大蔵・郵政両省において、実効のあがる案について検討する。

３．上記１．２．の実効を前提とし、その後生じる利子課税については源泉徴収義務を負う。

４．所得隠し等のいわゆる非課税貯蓄の悪質利用を防止するため、郵便貯金につき現在、行われている税務調査に関し、一層の改善を図る。

５．詳細については両省において協議する。

Ⅵ 融 資 関 係

1. 金融機関の土地取得関連融資について

（昭47.11.17 蔵銀第4075号）

最近における金融機関の土地取得に関連する融資の増勢には著しいものがあるが，いやしくもこれらの融資が安易に流れ，投機的な土地取得を助長するようなことがあつてはならないことはいうまでもない。

当局としては，地価安定が，わが国経済運営の上で重要な政策課題であるとの観点から，かねてから，金融機関の土地取得に関連する融資の実情を調査するとともに，金融機関が一層融資を適正に行なうよう要請してきたところである。しかしながら，なお一部に融資対象となる事業計画が明確に把握されないものがある等必ずしも適当とは思われない事例も見受けられる。

金融機関としては，今後ともその社会的公共性を十分に自覚し，土地取得に関連する融資を行なうに当たつては，土地買占め，買いあさり等を助長しているとの批判を招くことのないよう十分留意し，宅地造成や住宅建設の促進等の社会的要請に適切にこたえるよう配意することが必要と考えられる。

よつて，貴協会加盟の各金融機関に対し，この旨周知徹底方よろしく御配意願いたい。

（注） 本信通達先　全国銀行協会連合会
全国地方銀行協会　信託協会　全国相互銀行協会　全国信用金庫協会

2. 土地取得関連融資の抑制について

（昭50. 3.28 事務連絡
各金融団体宛）

土地取得関連融資については，これまでにも数次にわたりその抑制を要請してきたところであるが，此度，国土庁土地局長から別紙の通り要請があつたので，この点に関しなお一層の配意をされるよう，傘下金融機関に周知徹底方よろしくお取り計らい願いたい。

土地取得関連融資の抑制について

（昭50. 3.28 50国土政策第51号）

最近の地価の動向は，総需要抑制策及びその一環としての金融引締め，土地税制の改善，国土利用計画法の施行等によつて安定的に推移しており，今後ともこの傾向を定着させる必要がある。

このため，国土利用計画法をはじめとする土地取引及び土地利用に関する法律の的確な運用等により，投機的な土地取得を厳に排除しつつ合理的な地価形成と適正な土地利用の実現を図ることとしている。

このような措置と並行して土地取得に関連する融資についても，地価に与える影響にかんがみ，当面はその必要性に関し十分配慮のうえ抑制的に取り扱う必要があると考えるので，貴職におかれては既に数度にわたり通達を発せられている趣旨に即し，引き続き金融機関に対しよろしくご指導願いたい。

この場合，転売のみを目的とする等利用目的のない投機的な土地取得については厳に抑制するとともに，使用計画，使用時期の確定していないもの等不要不急の土地取得についても抑制的に取り扱うことが適当と考える。

3. 土地関連融資の取扱いについて

（昭60. 7.31 事務連絡）

標記のことについて，今般，国土庁土地局長から，別紙の通り要請があつた。土地取引関連融資については，最近における都心部商業地の地価動向等に鑑み，地価の高騰する地域での著しく適正を欠く価格による土地取引や投機的な土地取引を助長しないよう配慮されたく，貴傘下金融機関に周知徹底方よろしくお取り計らい願いたい。

別 紙

土地関連融資の取り扱いについて

（昭60. 7.26 60国土利第169号
国土庁土地局長発
大蔵省銀行局長宛）

近年地価の動向は，全般的には安定して推移しており，国土庁はその定着に努めている。

しかし，一部大都市の都心部の商業地等では，地価の急激な上昇が局地的に生じており，その上昇率が最近加速するとともに，地域的にも広がりをみせる傾向にある。地価の急激な上昇は，投機的な土地取引を誘発し，他地域の地価の上昇をもたらし，ひいては適正な地価の形成や合理的な土地利用の障害となることを懸念している。

このため国土庁は，国土利用計画法の的確な運用等を通じて投機的な土地取引を厳に抑制し，地価の長期的な安定を図るよう努めており，今後，この問題でさらに都道府県・不動産業界等を積極的に指導する方針である。

このような措置と並行して，土地取引に関連する金融についても地価の高騰する地域での著しく適正を欠く価格による土地取引や投機的な土地取引を助長しないよう配慮する必要があると考えるので，貴職におかれては，上記の趣旨を御理解のうえ，金融機関に対し，その趣旨の徹底につきよろしく御指導願いたい。

本信通知先
全国銀行協会連合会専務理事
全国地方銀行協会専務理事
信託協会専務理事
全国相互銀行協会専務理事
全国信用金庫協会専務理事
生命保険協会専務理事
日本損害保険協会副会長専務理事

4. 土地関連融資の取扱いについて

（昭61. 4.16 蔵銀第800号
大蔵省銀行局長発）

標記のことについては，国土庁土地局長からの依頼に基づき昭和60年７月31日付事務連絡により，その取扱い方につき要請したところであるが，今般，同局長より改めて別紙のとおり要請があつた。金融機関におかれては，国土庁の要請の趣旨を理解し，適切な対応に努められ，いやしくも投機的な土地取引の助長等の社会的批判を招かないよう十分配慮する必要があると考えるので，貴傘下金融機関に周知徹底方よろしくお取り計らい願いたい。

ついては，上記の趣旨にも鑑み，各金融機関は，不動産業者及び建設業者向け土地関連融資実行状況を今後１年間，半年度毎に報告されたく併せて貴傘下金融機関に周知徹底方願いたい。

別 紙

土地関連融資の取り扱いについて

（昭61. 4.15 61国土政第73号
国土庁土地局長発
大蔵省銀行局長宛）

近年，地価の動向は，全般的には安定的に推移しているが，一部大都市の都心部商業地等で高い地価上昇が見られる。今般公表された昭和61年地価公示結果によれば，この上昇傾向は更に強まりを見せている。特に，東京においては，都心５区（千代田，中央，港，新宿，渋谷）の商業地等で極めて著しい地価上昇が見られるとともに，地域的にも一段と広がりを見せ，一部住宅地への波及も見られるところである。

地価の急激な上昇は，適正な地価の形成や合理的な土地利用の障害となるものであり，国土庁は，このような事態を強く憂慮している。

このため，国土庁においては，関係公共団体

である東京都と「地価高騰対策連絡会議」を設置し，その対策についての検討を進めてきたところであるが，今般，その検討結果を別添のとおりとりまとめた。今後，この検討結果を踏まえ，事務所用地等の供給促進，国土利用計画法の的確な運用等総合的な地価対策の推進に努めていくこととしている。

金融面においては，昭和60年7月26日付60国土利第169号により金融機関に対する御指導方を要請したところであるが，上記のような実情にかんがみれば，金融機関は著しく適正を欠く価格による土地取引や投機的な土地取引を助長しないよう一層の配慮を払う必要があると考える。貴職におかれては，この趣旨を御理解の上，当庁の措置と並行して，金融機関に対し改めて一層の御指導方よろしくお願いする。

別 添

平和相互銀行の６０年度中間決算無配・合併発表の経緯

１．平和相互銀行は、小宮山家の財産を守ろうとする英一常務と小宮山家の財産を提供させるという条件の下に英一常務を支援してきた４人組（稲井田、滝田、鶴岡、伊坂）との対立に発展し、昭和６０年２月には決定的対立に至った。同行は、このような状況にあってマスコミ等で大きく取り上げられるところとなった。

２．大蔵省では、昭和６０年８月２０日（火）同行に対し検査（検査基準日８月１９日、大坪邦夫主任検査官）に着手した。検査の進行に伴い与信内容が極めて劣悪であることが判明し、中間決算処理の段階を迎えた状況下、１１月２６日（火）の日経新聞及び読売新聞で「平和相銀、中間配当見送り」の報道が行われた（別紙１参照）。 次第後 9頁

このため、当局では急遽、吉田銀行局長が午前１０時５０分から局長室で記者懇談会を開催し、検査の状況を踏まえた中間決算の実施、預金者には絶対迷惑をかけないよう万全を期す等を表明した（別紙２参照）。これを受けて日経新聞及び読売新聞以外の各紙では同日夕刊トップで同行の無配転落の報道が一斉に行われた（別紙３参照）。

３．昭和６０年１２月２日（月）正午より同行の取締役会を開催し、①中間配当の見送り、②田代会長の社長兼任、稲井田社長の取締役相談役就任、③大蔵省、日本銀行からの顧問の招聘などを決めた。また、午後３時から田代新社長が記者会見を行い、翌日の各紙でその旨の報道が行われた（別紙４参照）。

一方、大蔵省でも同日、午後３時過ぎから、吉田銀行局長が記者会見を行い、平和相互銀行から６０年度中間決算等の報告を受けたこと及び大蔵省のコメントを発表した（別紙５参照）。

４．昭和６１年１月６日（月）同行では再建委員会を設置し、その下部組織として実態分析、計画、業務改革の各小委員会を置き再建策の検討を行うこととし、種々検討したが、自力再建は不可能との結論に至った。

そこで、２月１２日（水）緊急支店長会議を開催し各部店長等に対し経営内容の実態を説明、２月１５日（土）田代社長は住友銀行小松頭取に対し合併の申入れを行うとと

別紙1

60/11/27

㋕について

1. 検査は継続中である。

2. 検査の状況も踏まえ、銀行が中間決算を考えるように銀行には言っている。

3 銀行では、経営の健全性維持には十分配意していきたいと言っている。

4 大蔵省としては、いかなる場合にも、預金者保護と信用秩序維持には万全を期す考えであり、

そのために、日銀とも十分な連絡をとりつつ、大蔵、日銀、相銀界を含む金融界関係者が

協力して必要な措置を講ずることとしている。

5. 銀行の窓口は平静であり、一切混乱はないとの報告を受けている。

6. 決算役員会、公表等の日程は決っていない。

平和相互銀行の中間決算等の発表について

６０．１２．２

１．本日、平和相互銀行から、６０年９月期中間決算等につき次のような報告を受けた。即ち、

(1) 中間決算期において、中間利益を６．５億円計上してはいるが、大蔵省の検査も継続中であり、不確定要因もあるので、銀行の健全性確保のため、社外流出を見合わせることとした。

(2) このような事態に立ち至った責任を痛感して稲井田社長は辞任し、取り敢えず田代会長が社長を兼務し、事態の収拾に当たることとした。

(3) 銀行の運営全般及び今後の経営再建計画の策定等につき指導を受けるため、大蔵省及び日銀出身者を顧問として招へいする。

２．大蔵省としては、

(1) 検査を通じ実態の把握に更に努めるとともに、

(2) 銀行の健全経営維持、経営再建への努力を指導していきたい

と考えている。

昭和６１年２月１５日

声　　明

株式会社住友銀行　頭取　小松　康
株式会社平和相互銀行　社長　田代　一正

本日平和相互銀行は住友銀行に合併の申入れを行うとともに、当面の業務運営に関する支援を要請いたしました。住友銀行は平和相互銀行の預金者を保護し、従業員の雇用安定を図るという立場から、株主の賛同及び大蔵省、日本銀行の全面的な賛同を得て早急に合併覚書調印に向けて準備に入ることとし双方下記の通り合意いたしました。

記

1．住友銀行は平和相互銀行の当面の業務運営に関し全面的な支援を行う。

2．合併覚書作成準備のため、双方の間に連絡協議会を設ける。

3．平和相互銀行は合併に当たって、住友銀行が全従業員の雇用を保障するとともに、次に列記する条件を満たすよう要請した。

(1)　給与等諸待遇は従来の処遇を尊重して、住友銀行の水準に調整するものとする。

(2)　従業員が働きなれた環境の中で、その経験を活かせるよう十分配慮するものととする。

(3)　首都圏以外への転勤については本人が希望しない限り行わないものとする。

住友銀行はこの要請を受け入れ従業員の処遇については将来にわたり公平かつ適正を旨として行うことを約した。

4．住友銀行は合併の暁には中小企業取引の推進につき最大限の努力をすることを表明した。

平和相互銀行は、その目的を達成し、あわせて前項の(2)に掲げる配慮を生かすため平和相互銀行の本部組織及び店舗を統括する総本部を設置するよう進言した。

住友銀行はこの提案を尊重して実現することを約した。

5．本合意に基づき両行は誠意をもって協議し、可及的速やかに合併覚書の調印を行うこととする。

大蔵大臣談話

昭和６１年２月１５日

１．本日、住友銀行小松頭取及び平和相互銀行田代社長より、両行合併の方向につき基本的に合意し、共同声明を発表する旨の報告を受けた。

２．平和相互銀行においては、かねてより経営困難を打開するための努力が続けられてきており、大蔵省としても、預金者保護と信用秩序維持の観点から、資金繰り支援の態勢を整備するとともに、経営の健全性の一刻も早い回復を念願していたところである。

平和相互銀行は、再建への真剣な模索の結論として、預金者の保護及び従業員の生活の安定等の見地から住友銀行との合併を決意し、住友銀行に対してこの旨の申し入れを行い、住友銀行も、このような平和相互銀行の申し入れの趣旨を了解して、両行において協議の上、合併のための準備に入ることに合意したものと承知している。

３．両行の合意は、預金者保護、信用秩序維持に資するとともに、金融の効率化にも役立つものと考えられ、大蔵省としては、今回の合意を高く評価し、関係者の決断に敬意を表するものである。

また、金融の自由化、国際化が進展するなかで、日本の金融システムに対する内外の信認を確保することが重要であるが、このような観点からも、関係者の努力と決断を多としたい。

４．金融自由化の進展に伴い、金融の効率性を高めるための努力が必要になるなかで、今回の両行の合意に基づき、今後両行合併が推進されることとなるが、大蔵省としては、これを見守り、関係者の努力が実を結ぶことを期待するものである。

５．最後に、これまでの間、預金者保護と信用秩序維持のために協力を惜しまなかった相互銀行協会、有力金融機関及び関係各位に謝意を表明するものである。　（※両行の概要 ― 添付略）

平和相互銀行の検査に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十一年二月七日

目黒今朝次郎

参議院議長　木村睦男殿

質問主意書
議員　目黒今朝次郎　(1)

平和相互銀行の検査に関する質問主意書

平和相互銀行経営に問題ありと言われて約二十年たつが、昨年八月以来、大蔵省が同行に対して異例の超長期の検査を実施した。その結果として、今日、同行の主な経営陣が退陣をする見通しとなつた。新聞、テレビ等では、同行が住友銀行と合併するかのように報じられているが、今後、同行がどのように経営形態を変えるにしても、預金者保護の見地から、平和相互銀行が現在かかえている問題点は、今のうちに解明されなくてはならない、と考える。

そこで、平和相互銀行に関する最近の重要問題として、同行が購入した金箔絵屏風の「時代行列」について伺う。

一　平和相互銀行に対する今回の検査で、「時代行列」売買の事実をいつ承知したか。

二　本件事実の経緯及び背景等の事情について調査をしたのか。

三　調査したとすれば、その内容はどうか。

四　「時代行列」の実勢評価額は、八千万円から最高で五億円の範囲内と専門家は見ているが、大蔵省はいくらと評価しているのか。

五　「時代行列」購入代金は、平和相互銀行の関連会社「フォルム」へ四十億円を融資する形式がとられているが、銀行検査でそれを確認したか。

六　「フォルム」への融資は、不正融資になるのか。

七　「フォルム」へ融資された後の金の流れについては、検査の過程では解明されているのか。

八　法務当局は、「時代行列」問題の経緯及び背景等の事情について、関心を持っているか。

九　「時代行列」金蒔絵屏風売買の過程には、犯罪性すら感じさせられるが、これらの企画・実行に加担した全ての人物について、氏名、肩書き等を明らかにされたい。

右質問する。

参議院議員目黒今朝次郎君提出平和相互銀行の検査に関する質問に対する答弁書

一から七まで及び九について

金融機関に対する検査の内容を開示することによって金融機関と企業等との取引内容等が外部に漏れることとなれば、金融機関とその取引先との信頼関係が崩れ、円滑な金融取引に支障を来すおそれがあるとともに、検査への金融機関の協力を得ることが困難となり、検査の円滑遂行に支障を来すことになる。

また、このことは、ひいては預金者保護、信用秩序の維持に影響を及ぼすこととなりかねない。

お尋ねは、特定の金融機関と特定の企業との具体的な取引関係を事柄であるので、右に述べた理由により答弁を差し控えたい。

八について

法務当局は、御指摘の「時代行列」の件についてその事実関係を承知していない。

第百四回国会　参議院予算委員会議録第八号

昭和六十一年三月十二日（水曜日）
午前十時開会

委員の異動

三月十一日

辞任　安武　洋子君　井上　計君　抜山　映子君

補欠選任　橋本　敦君　柄谷　道一君　秦　豊君

三月十二日

辞任　中西　一郎君　服部　信吾君　秦　豊君　柄谷　道一君　宇都宮徳馬君

補欠選任　石井　道子君　刈田　貞子君　井上　計君　抜山　映子君　田　英夫君

出席者は左のとおり。

委員長　安田　隆明君
理事　遠藤　政夫君　志村　哲良君　桧垣徳太郎君　降矢　敬義君　水谷　力君　和田　静夫君　太田　淳夫君　佐藤　昭夫君　井上　計君
委員　安孫子藤吉君　岩動　道行君　石井　道子君　石本　茂君　岩本　政光君　長田　裕二君　海江田鶴造君　梶木　又三君　金丸　三郎君　北　修二君　坂元　親男君　関口　恵造君　田中　正巳君　竹山　裕君　秦野　章君　林　健太郎君　宮澤　弘君　宮島　滉君　村上　正邦君　柳川　覺治君　稲村　稔夫君　粕谷　照美君　久保田真苗君　佐藤　三吾君　瀬谷　英行君　高杉　廸忠君　安恒　良一君　大川　清幸君　刈田　貞子君　高桑　栄松君　中野　鉄造君　橋本　敦君　柄谷　道一君　抜山　映子君　秦　豊君　田　英夫君　青島　幸男君　中曽根康弘君

国務大臣　内閣総理大臣　中曽根康弘君　法務大臣　鈴木　省吾君　外務大臣　安倍晋太郎君　大蔵大臣　竹下　登君　文部大臣　海部　俊樹君　厚生大臣　今井　勇君　農林水産大臣　羽田　孜君　通商産業大臣　渡辺美智雄君　運輸大臣　三塚　博君　郵政大臣　佐藤　文生君　労働大臣　林　速君　建設大臣　江藤　隆美君　自治大臣　小沢　一郎君　国務大臣（国家公安委員会委員長）　後藤田正晴君　国務大臣（内閣官房長官）　江崎　真澄君　国務大臣（総務庁長官）　古賀雷四郎君　国務大臣（北海道開発庁長官）（沖縄開発庁長官）　加藤　紘一君　国務大臣（防衛庁長官）　平泉　渉君　国務大臣（経済企画庁長官）　河野　洋平君　国務大臣（科学技術庁長官）　森　美秀君　国務大臣（環境庁長官）　山崎平八郎君　国務大臣（国土庁長官）

政府委員　内閣審議官　海野　恒男君　内閣審議官　中島　眞一君　内閣法制局長官　茂串　俊君　内閣法制局第一部長　工藤　敦夫君　内閣総理大臣官房審議官　田中　宏樹君　日本国有鉄道再建監理委員会事務局次長　吉田　耕三君　総務庁長官官房審議官　本多　秀司君　兼内閣審議官　百崎　英君　総務庁長官官房審議官　竹村　晟君　総務庁行政監察局長　北山　直樹君　総務庁統計局長　稲橋　一正君　北方対策本部審議官　瀬木　博基君　防衛庁参事官　筒井　良三君　防衛庁参事官　宍倉　宗夫君　防衛庁長官官房長　西廣　整輝君　防衛庁防衛局長　大高　時男君　防衛庁教育訓練局長　友藤　一隆君　防衛庁人事局長　山田　勝久君　防衛庁装備局長　宇都　信義君　防衛施設庁施設部長　岩見　秀男君　防衛施設庁労務部長　赤羽　隆夫君　経済企画庁調整局長　勝村　坦郎君　経済企画庁総合計画局審議官　丸茂　明則君　経済企画庁調査局長　内田　勇夫君　科学技術庁研究調整局長　吉居　時哉君　国土庁長官官房長　斉藤　衛君　国土庁長官官房会計課長

国土庁計画・調整局長　星野　進保君
国土庁土地局長　末吉　興一君
法務省刑事局長　岡村　泰孝君
外務省アジア局長　後藤　利雄君
外務省北米局長　藤井　宏昭君
外務省欧亜局長　西山　健彦君
外務省経済局長　国広　道彦君
外務省条約局長　小和田　恒君
外務省情報調査局長　渡辺　幸治君
大蔵大臣官房総務審議官　北村　恭二君
大蔵大臣官房審議官　尾崎　護君
大蔵省主計局長　吉野　良彦君
大蔵省理財局長　窪田　弘君
大蔵省理財局次長　中田　一男君
大蔵省銀行局長　吉田　正輝君
大蔵省国際金融局長　行天　豊雄君
国税庁次長　塚越　則男君
国税庁直税部長事務取扱　西崎　清久君
文部大臣官房長　坂元　弘直君
文部大臣官房会計課長　高石　邦男君
文部省初等中等教育局長　阿部　充夫君
文部省教育助成局長　北郷　勲夫君
厚生大臣官房総務審議官　末次　彬君
厚生大臣官房会計課長　竹中　浩治君
厚生省健康政策局長　仲村　英一君
厚生省保健医療局長　黒木　武弘君
厚生省保健医療局老人保健部長　水谷　弘仲君
厚生省社会局長　幸田　正孝君
厚生省保険局長　吉原　健二君
厚生省年金局長　花輪　隆昭君
社会保険庁医療保険部長　長尾　立子君
社会保険庁年金保険部長兼内閣審議官　田中　宏尚君
農林水産大臣官房長　鶴岡　俊彦君
農林水産大臣官房予算課長　松尾　邦彦君
通商産業大臣官房審議官　黒田　真君
通商産業省通商政策局長　福川　伸次君
通商産業省産業政策局長　岩崎　八男君
通商産業省基礎産業局長　等々力　達君
工業技術院長　野々内　隆君
資源エネルギー庁長官　木下　博生君
中小企業庁長官　棚橋　泰君
運輸大臣官房国有鉄道再建総括審議官　丹羽　晟君
運輸大臣官房国有鉄道部長　仲田豊一郎君
運輸省国際運輸・観光局長　間野　忠君
運輸省海上技術安全局長　広瀬　好宏君
運輸省海上技術安全局船員部長　森島　展一君
郵政省放送行政局長　岡部　晃三君
労働大臣官房長　田淵　孝輔君
労働大臣官房審議官　加藤　孝君
労働省労政局長　小粥　義朗君
労働省労働基準局長　白井晋太郎君
労働省職業安定局長　佐藤　和男君
建設大臣官房総務審議官　望月　薫雄君
建設大臣官房会計課長　牧野　徹君
建設省都市局長　萩原　浩君
建設省道路局長　小笠原臣也君
自治省行政局選挙部長　花岡　圭三君
自治省財政局長

事務局側
常任委員会専門員　桐澤　猛君

参考人
日本銀行総裁　澄田　智君
日本国有鉄道再建監理委員会委員長　亀井　正夫君
税制調査会会長　小倉　武一君

本日の会議に付した案件
○参考人の出席要求に関する件
○昭和六十一年度一般会計予算（内閣提出、衆議院送付）
○昭和六十一年度特別会計予算（内閣提出、衆議院送付）
○昭和六十一年度政府関係機関予算（内閣提出、衆議院送付）
○理事補欠選任の件

○委員長（安田隆明君）　予算委員会を開会いたします。
昭和六十一年度一般会計予算、昭和六十一年度特別会計予算、昭和六十一年度政府関係機関予算、以上三案を一括して議題といたします。

○委員長（安田隆明君）　この際、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
昭和六十一年度総予算審査のため、本日、日本銀行総裁澄田智君、日本国有鉄道再建監理委員会委員長亀井正夫君、税制調査会会長小倉武一君の三名を参考人として出席を求めることに御異議ございませんか。
［「異議なし」と呼ぶ者あり］
○委員長（安田隆明君）　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（安田隆明君）　それでは、昨日に引き続き総括質疑を行います。柄谷道一君。
○柄谷道一君　雇用の安定確保を図ることは政治の要諦であると私は思いますが、労働及び総理の御見解をまず伺います。
○国務大臣（林迪君）　円高の進展や構造不況業種の発生など、雇用を取り巻く環境が大変厳しく大きく変化してまいっております。この中で雇用情勢にも業種あるいは地域によるばらつきが見られるようになっておりまして、雇用の安定を図ることが従来にも増して重要な課題となってまいっているように思うわけでございます。労働行政の果たす役割は非常に大きいものがあると考えております。労働省といたしましては、今後業種、地域の雇用動向を注視しながら、適切な経済運営とあわせまして、雇用調整助成金の活用、あるいはまた不況業種、不況地域雇用対策の機動的実施、高年齢者の雇用、就業機会の確保等の施策を積極的に推進いたしまして、労働者の雇用の安定に万全を期してまいりたいと思っております。
○国務大臣（中曽根康弘君）　まさに柄谷さんのおっしゃるとおり、政治の一番の要諦は雇用の確保にあると思います。働く意思があっても職がないということは御本人はもとより御家族あるいは社会全体に大きな暗さを持ってまいりまして、人間の生きがいを挫折させるものでありますから、私たちも全力を振るって雇用問題については取り組んでおります。失業率を見ますと割合に悪い英国、カナダ等は大体一三％前後、それからドイツやそのほかが九％から一〇％ぐらい、アメリカが七％前後、日本は二・七％前後、これぐらいで、外国から比べると幸いに日本の状況はいいのでこ

していたよりは腰が強いといいますか、そういう状況にあるわけでございます。日本は今の経済目標に向かってこれからいろいろと政策の積み上げを行って努力をして、その目標を達成するという姿勢の中でサミットを迎え、そしてこれを成功に導かなきゃならぬ、こういうふうに考えております。

○安恒良一君　総理、東京サミットの成功のために今いろんな問題が内外から寄せられているんですが、やはり政府の政策の基本姿勢の転換を内需拡大で本当にやらなければいかぬのじゃないか、こう僕は思いますが、そういう点について総理はこれをどういうふうに、きのうのECの外相会議の対処の仕方、それから新ラウンドがことしの秋に開かれますが、これではどんなテーマが議論されるのかということも私は知りたいんです。どうもきのうの新聞を見ますと、ECがこれと我が国の黒字減らしの要求を絡めているというような問題も見られるんですが、これらを踏まえて、東京サミット成功のために総理はどうされようとしているのか、少しお考えを聞かせてください。

○国務大臣(中曽根康弘君)　やはり日本の黒字解消に対する努力、それについてはアクションプログラムの徹底的な実行とか、あるいは金融や円の国際化、自由化をさらに推進するとか、あるいはさらに製品輸入を増大するとか、市場アクセス問題をアクションプログラムの推進と同時にさらに前進させるとか、あるいは内需の振興、特に住宅政策の推進等による中長期的な内需の振興、あるいはある意味においては輸出志向型の産業構造体制から若干の転換あるいは是正、そういうさまざまな要因があると思います。むしろそういう基本的な構造的な方向を、長期的なものとして関係各国が注目しておるのではないかと思います。

○安恒良一君　総理、私はやはり、日本のライフスタイルを変えてくれ、狭義な消費生活の中身を変えろということでなくて労働時間短縮を含む日本の労働のあり方、それから教育やカルチャーを含む地域社会生活のあり方、それから私的消費生活と社会公共サービスの組み合わせ等経済大国にふさわしい日本に変えてくれ、こういうことではないだろうかと思うんですが、その点について労働大臣、総理どうお考えになりますか。

○国務大臣(林迪君)　労働時間の短縮は、勤労者の健康あるいはまたゆとりある家庭生活、また自分の資質向上のために資する時間、そういったものにつきまして、それからまた消費の機会がふえるということで、内需の拡大にもつながるというような観点からも大切なことだろうと私どもは認識をいたしております。

そして、今度の先生御指摘のようなことにつきまして、私どもといたしましては一応昭和六十五年度を目標といたしまして労働時間の短縮というもの、具体的に申し上げましたら有給休暇を完全に消化するとか、あるいは週休二日制の定着の促進を指導するとか、そういったようなことを六十五年度をめどに、そしてまた年間二千時間の勤労時間とか、一週間四十五時間とか、そういったようなものを今啓蒙、開発、指導しておるところでございます。

○国務大臣(中曽根康弘君)　ECの外相理事会とかそのほかの専門家は構造的な問題、つまり産業構造とか金融あるいは国際関係、そういうものを割合に強く言っておるので、むしろ国内外の労働界の皆さんや識者は今のような時間短縮の問題とか何かも言っておられる。しかし相手国は、日本のそういう内部的な問題については余り言いません。むしろ内政干渉になるというのを心配しているのかもしれません。むしろ日本又び内外の労働関係の方や識者がそういう点はつとに高らかにおっしゃっておる、そういう状態であると思います。

○安恒良一君　やはり労働大臣も総理も非常に認識があれだと思いますが、千九百時間は既にアメリカやヨーロッパ諸国全部なっているんですが、それをこれから十五年かけて千九百時間にするなどというのはあれだと思います。それから総理、何も労働界が言っているわけじゃなくて、公正競争の観点から非常にこのことはアメリカや諸外国が問題にしているということは御認識をお持ち願っておきたいと思います。

そこで、次は平和相互銀行の問題にまいりますが、ちょっとこれを総理見てください。(資料を示す)

私は、今回の住友銀行と平和相互銀行合併問題が救済合併劇だ、こういうふうにされ、そしてこれは金融再編成の新しい手段だ、こう言われていますが、しかも一般の評では、まことにスムーズなできたレースだ、こう言われていますが、この点大蔵大臣、総理、どう思われますか。

○政府委員(吉田正輝君)　金融機関の合併というような問題でございますけれども、これは金融機関によりまして経営内容、経営基盤、それから適当な相手がいるかどうかとか、いろいろさまざま異なりますので、ケース・バイ・ケースで対応するよりほかはないのではないかと思います。したがいまして、金融再編成のいわばモデルというようなことにはならないと思いますが、先ほどの御質問の出来レースでございましょうか、そういうお言葉にあるようなことではございませんで、住友銀行との合併を進めるという平和相互銀行の決断は、平和相互銀行自身が預金者に迷惑をかけないとか、行員の生活の安定を図ろうというような再建計画を策定する過程の中で、ただいま申しましたような種々の事情を勘案の上自主的に下されて、それが両協議の上合意をなされたものと了解しておるわけでございます。

○安恒良一君　総理、大蔵大臣、住友銀行は大蔵、日銀に貸しをつくった、こう言っていますが、中曽根内閣は住友銀行から借りをつくられましたか。また住友銀行は特別低利融資を求めていると言われますが、それは事実ですかどうですか。そのことについて住友銀行の要求をのむ考えがありますか、どうですか。大蔵大臣答弁ください。

○国務大臣(竹下登君)　ケース・バイ・ケースで自主的にこういうのは行われていきますので、別に貸しとか借りとかの問題にはつながらぬと思います。

それから、いわゆるそれによって特別な融資というようなものはないと思っておりますが、これは正確に事務当局から答えた方がよかろうと思います。

○政府委員(吉田正輝君)　貸し借りの問題でございますけれども、これは金融機関は公共的使命を有しておるとは申せ本質的には私企業でございますので、経営の根幹に触れるような合併というような問題については、まずは経営者の自主的判断に基づく当事者間の合意というものが前提にされねばならぬというふうに私ども考えておるわけでございます。

それから、低利の特別融資を求めているかどうかというようなことの御質問でございますけれども、住友銀行が合併の見返りとして特別の条件を要求しているというようなことはございません。例えば、日本銀行との関係なども御念頭に置きながらの御質問かとも思いますけれども、住友銀行ないし平和相銀と日本銀行の金融取引は、今後とも従来同様、通常のルールに従って行われることになるだろうというふうに考えております。

○安恒良一君　そこで、平和相互銀行が行き詰まって自主再建で考えついた、こういうことですが、五十五年四月九日の本院物価等対策特別委員会で、平和相互の経営に対していろいろ問題にしましたが、いささかも問題がないというふうに答えられていますが、今日のざまですね。この点について大蔵省自身としてはどう責任をおとりになるんですか。

○政府委員(吉田正輝君)　五十五年四月九日、参議院物価等対策特別委員会で同行の経営上問題ない旨の答弁を行ったことは事実でございますが、これは当時におきまして、同行には預金者保護に欠けるほど資産内容が悪化しているというような経営上の問題はないという趣旨で申し上げたわけでございます。この点は、五十五年五月十四日付の目黒今朝次郎議員の質問主意書に対する答弁

書、及び五十五年十月二十二日、参議院決算委員会における銀行局長答弁において申し上げているところでございまして、少なくとも当時における認識は以上のようなものであったと承知しているわけでございます。

その後、本件が種々の経緯を経たことは事実でございますけれども、最近における同行の経営困難に対しましても、大蔵省といたしましては資金繰り支援の態勢を整備し、預金者保護に欠けることとならないよう配慮してきたつもりでございます。

○安恒良一君　その当時はそうだと言い逃れするのなら、じゃ、これを聞きましょう。それじゃ、銀行の検査に要した、これは平和相互銀行じゃありませんが、平均日数と検査官は延べ一行当たり幾らでしょうか。それから平和相互銀行に対するこの十年来の検査実施の期間、それから検査に要した検査官の延べ人員、それから今回の異例の長期検査の目的は何であったんでしょうか。

○政府委員(吉田正輝君)　まず、一般的な統計的な数字を申し上げますと、相銀関連でございますから地銀、相銀などの平均日数及び検査官の延べ人員を申し上げたらよろしいかと思いますけれども、過去二年間における一行当たりの平均検査日数は、地銀が二十五日、相銀が二十四日となっておりまして、これを平均延べ人員に直しますと、地銀が百三十五人日、相銀が百二十六人日となっているわけでございます。

それから、過去十年の平和相銀に対する検査の状況、日数及び延べ人員を、それぞれ二年ごとに大体やっておりますので、それに応じまして申し上げさせていただきますと、五十二年六月十八日実施分については二十八日間、百四十人日、五十四年十一月二十四日実施分につきましては二十四日間、百二十人日、五十六年八月十九日実施分につきましては三十日間、百八十人日、五十八年十月七日実施分は三十二日間、百九十二人日となっているわけでございます。今回の平和相銀、昨年からことしにかけて行われた検査の日数でございますけれども、百四十三日、延べ人員は一千一人日を要したわけでございます。

検査の目的でございますけれども、これは私どもの金融検査は銀行の健全性確保の見地、終局的には預金者保護、信用秩序の維持を目的とするわけでございまして、金融機関の業務全般にわたって実施することになっておりまして、平和相銀に対しましても従来よりそのときどきの状況のもと最善を尽くすよう努力してきたところでございますけれども、今回検査におきましても、先ほど申し上げましたような目的で調べることは調べるとの観点から、厳正に深度のある検査を実施したところでございます。

○安恒良一君　その結果判明した第三分類、第四分類の確定額は幾らになっていますか。

○政府委員(吉田正輝君)　従来より個別の金融検査の結果については答弁を差し控えさせていただくことにしておりまして、お尋ねの件に関しましては金額そのものは申し上げることができません。

ただ、平和相銀の場合、かかる事態になったこともあり、あえて感触を申し上げるとすれば、与信内容に相当の問題が存在すると認められると申し上げることができると思います。

○安恒良一君　答弁納得できません。これだけの大きい問題になって、しかも既に週刊ポストとかサンケイ新聞とか、いろいろ確定額が述べられています。大臣、ひとつこのところは大臣からしかと中身を答弁してください。

○国務大臣(竹下登君)　いわゆる与信の内容につきまして公表するということは、これは事実上差し控えさせていただくということが恐らく今日までの原則であるというふうに思っております。したがって、今抽象的に、与信内容について相当の問題が存在しておったということを申し上げるのがやっぱり限界であろうというふうに思っております。

○政府委員(吉田正輝君)　ただいま大臣が申し上げましたとおりでございますが、金融検査は税あるいは検察等々と異なりまして反面調査もできない任意調査でございまして、有効に実施するためには金融機関との間の信頼関係が重要な前提となっております。つまり金融機関から提出される資料をもとにいたしまして検査するわけでございまして、具体的な金額等について申し述べさせていただきますようなことになりますると、金融機関と金融取引者との間の関係が円滑にならない、金融取引が円滑を欠くことにもなりまするし、金融機関から今後検査についての協力を得られないというようなことになりますると、先ほど申し上げましたような検査の究極的な目的でございます預金者保護、信用秩序維持に遺憾なきを期すということが不可能となりますので、個別の事柄については御答弁を差し控えさせていただいておりますのが従来からのお願いでございまして、このたびもそのようにお願いさせていただきたい、答弁を差し控えさせていただきたいというのはそういうことでございますので、どうぞ御理解いただきたいと思います。

○安恒良一君　私は、預金者保護の大義名分からいっても、これだけ問題が起こっているところについて、やはり預金者の不安を除くという意味からも正確な金額が公表されてしかるべきだと思う。

理事、この扱い協議してください。

○国務大臣(竹下登君)　これは恐らく、私の勘ぐりでございますが、一応住友との合併等も行われて、今いわゆる預金者に何の不安も与えていないような状態になっておるから、したがって過去の問題については発表してもいいじゃないか、あるいはこういうこととも思うのでございますが、やっぱりとにかく検察でないということと税務でないということで反面調査を求められないところの任意調査で相手の協力を得てやる、これが限界でございますので、やはりこれは従来どおりこの問題について、いわゆる大蔵省が行います銀行検査の内容については数字をそれぞれ公表するということは、これは差し控えさせていただくということを貸き通すことをお認め賜りたい、こういうことであります。

○委員長(安田隆明君)　速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(安田隆明君)　速記を起こして。

暫時休憩いたします。

午後四時三十四分休憩

午後四時五十六分開会

○委員長(安田隆明君)　予算委員会を再開いたします。

安恒君の残余の質疑は明日に譲ります。

明日は午前十時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十七分散会

第百四回国会 参議院予算委員会会議録第九号

昭和六十一年三月十四日（金曜日）
午前十時開会

委員の異動

三月十三日
辞任　田　英夫君　補欠選任　宇都宮德馬君

三月十四日
辞任　瀬谷　英行君　補欠選任　山田　譲君
宇都宮德馬君　田　英夫君

出席者は左のとおり。

委員長　安田　隆明君
理事　遠藤　政夫君
志村　哲良君
桧垣徳太郎君
降矢　敬義君
水谷　力君
和田　静夫君
太田　淳夫君
佐藤　昭夫君
井上　計君
委員　安孫子藤吉君
岩動　道行君
石井　道子君
石本　茂君
岩本　政光君
長田　裕二君
海江田鶴造君
梶木　又三君
金丸　三郎君
北　修二君
坂元　親男君
関口　恵造君
田中　正巳君
竹山　裕君
秦野　章君
林　健太郎君
宮澤　弘君
宮島　滉君
村上　正邦君
柳川　覺治君
稲村　稔夫君
粕谷　照美君
久保田真苗君
佐藤　三吾君
高杉　廸忠君
安恒　良一君
山田　譲君
大川　清幸君
刈田　貞子君
高桑　栄松君
中野　鉄造君
橋本　敦君
抜山　映子君
田　英夫君
青島　幸男君

国務大臣
内閣総理大臣　中曽根康弘君
法務大臣　鈴木　省吾君
外務大臣　安倍晋太郎君
大蔵大臣　竹下　登君
文部大臣　海部　俊樹君
厚生大臣　今井　勇君
農林水産大臣　羽田　孜君
通商産業大臣　渡辺美智雄君
運輸大臣　三塚　博君
郵政大臣　佐藤　文生君
労働大臣　林　道君
建設大臣　江藤　隆美君
自治大臣
国務大臣（国家公安委員会委員長）　小沢　一郎君
国務大臣（内閣官房長官）　後藤田正晴君
国務大臣（総務庁長官）　江崎　真澄君
国務大臣（北海道開発庁長官）　古賀雷四郎君
国務大臣（沖縄開発庁長官）
国務大臣（防衛庁長官）　加藤　紘一君
国務大臣（経済企画庁長官）　平泉　渉君
国務大臣（科学技術庁長官）　河野　洋平君
国務大臣（環境庁長官）　森　喜朗君
国務大臣（国土庁長官）　山崎平八郎君

政府委員
内閣法制局長官　茂串　俊君
内閣法制局第一部長　工藤　敦夫君
人事院事務総局任用局長　仙田　明雄君
臨時行政改革推進審議会事務局次長　山本　貞雄君
臨時教育審議会事務局次長　齋藤　諦淳君
総務庁長官官房長　藤江　弘一君
総務庁人事局長　手塚　康夫君
総務庁行政管理局長　古橋源六郎君
青少年対策本部次長　倉地　克次君
北海道開発庁計画監理官　滝沢　浩君
防衛庁参事官　古川　武温君
防衛庁長官官房長　宍倉　宗夫君
防衛庁人事局長　友藤　一隆君
防衛庁装備局長　山田　勝久君
防衛施設庁施設部長　宇都　信義君
防衛施設庁建設部長　大原　舜世君
経済企画庁調整局長　赤羽　隆夫君
経済企画庁物価局長　斎藤　成雄君
経済企画庁総合計画局審議官　勝村　坦郎君
経済企画庁調査局長　丸茂　明則君
科学技術庁計画局長　長柄喜一郎君
科学技術庁研究調整局長　内田　勇夫君
環境庁長官官房長　古賀　章介君
環境庁企画調整局長　岡崎　洋君
国土庁長官官房長　吉居　時哉君
国土庁長官官房会計課長　斎藤　衛君
国土庁計画・調整局長　皇野　進保君
国土庁土地局長　末吉　興一君
国土庁大都市圏整備局長　山本　重三君
法務省刑事局長　岡村　泰孝君
外務省経済協力局長　藤田　公郎君
外務省条約局長　小和田　恒君

外務省国際連合局長　中平　立君
大蔵大臣官房総務審議官　北村　恭二君
大蔵大臣官房審議官　尾崎　護君
大蔵省主計局長　吉野　良彦君
大蔵省理財局長　窪田　弘君
大蔵省理財局次長　中田　一男君
大蔵省銀行局長　吉田　正輝君
国税庁次長　塚越　則男君
国税庁直税部長事務取扱　西崎　清久君
文部大臣官房長　坂元　弘直君
文部大臣官房会計課長　高石　邦男君
文部省初等中等教育局長　大崎　仁君
文部省高等教育局長　國分　正明君
文部省高等教育局私学部長　植木　浩君
文部省学術国際局長　齊藤　尚夫君
文部省社会教育局長　北郷　勲夫君
厚生大臣官房総務審議官　木戸　脩君
厚生大臣官房審議官　末次　彬君
厚生大臣官房会計課長　竹中　浩治君
厚生省健康政策局長　仲村　英一君
厚生省保健医療局長　黒木　武弘君
厚生省保健医療局老人保健部長　小林　功典君
厚生省薬務局長　小島　弘仲君
厚生省社会局長　幸田　正孝君
厚生省保険局長　吉原　健二君
厚生省年金局長　花輪　隆昭君
社会保険庁医療保険部長　長尾　立子君
社会保険庁年金保険部長兼内閣審議官　田中　宏尚君
農林水産大臣官房長　鶴岡　俊彦君
農林水産大臣官房予算課長　福川　伸次君
通商産業省産業政策局長　野々内　隆君
資源エネルギー庁長官　木下　博生君
中小企業庁長官　棚橋　泰君
運輸大臣官房国有鉄道再建総括審議官　服部　経治君
運輸省地域交通局長　塩谷　稔君
郵政省貯金局長　岡部　晃三君
労働大臣官房長　小粥　義朗君
労働省労働基準局長　高橋　進君
建設大臣官房長　佐藤　和男君
建設大臣官房総務審議官　望月　薫雄君
建設大臣官房会計課長　牧野　徹君
建設省都市局長　萩原　浩君
建設省道路局長　石山　努君
自治大臣官房審議官　小林　実君
自治省行政局選挙部長　小笠原臣也君
自治省税務局長　矢野浩一郎君

事務局側
常任委員会専門員　桐澤　猛君

説明員
日本国有鉄道常務理事　須田　寛君

本日の会議に付した案件
○昭和六十一年度一般会計予算（内閣提出、衆議院送付）
○昭和六十一年度特別会計予算（内閣提出、衆議院送付）
○昭和六十一年度政府関係機関予算（内閣提出、衆議院送付）

○委員長（安田隆明君）　予算委員会を開会いたします。

昭和六十一年度一般会計予算、昭和六十一年度特別会計予算、昭和六十一年度政府関係機関予算、以上三案を一括して議題といたします。

前回に引き続き、総括質疑を行います。安恒良一君の質疑を続行いたします。安恒君。

○安恒良一君　前回、平和相互銀行の不正融資の問題、第三分類、第四分類の金額についてお聞きをしましたが、お答えができませんでした。私の調査では八百十三億、また今大蔵大臣のお手元にも新聞を差し上げていますが、金財等の数字は当たらずといえども遠からずと、こういうことでいいでしょうか。

○国務大臣（竹下登君）　新聞等で報道されております数字は私も拝見をいたしております。けさもちょうだいいたしました。これと検査結果とを対比することは差し控えさしていただきたいと存じますが、平和相互銀行の資産内容が相当悪化していたという事実の認識は御指摘と異なるものではございません。

○安恒良一君　御指摘と異なることではないということですから、大臣がやはり第三分類、第四分類八百十三億を事実上暗黙に認められたというふうに私は理解をします。

そこで、検査の結果の数字が言えないならば、内容はどうなっていますか。

○政府委員（吉田正輝君）　先般の検査の公表におきましては、平和相互銀行の経営姿勢、融資体制、信用供与の構造及び内容、大口信用集中、損益構造、内部事務管理体制等に関し問題が認められ、適切な再建計画が必要である旨指摘したところであります。

○安恒良一君　今回の検査に関連しまして、一月七日付で我が党の自黒議員より平和相互銀行が購入した「時代行列」についての質問の主意書が出ておりますが、政府は何一つ答えていません。ここで総理にもう一回このことについて御答弁をお願いしたいと思います。

○国務大臣（竹下登君）　先般、質問主意書に対して閣議決定をいたしまして答弁をいたしたところでございますが、御質問の点につきましては、金融検査の性格にかんがみあれ以上お答えできないということについて御理解をいただきたいと思います。

○安恒良一君　私は理解をすることができません。

時間の関係がありますから、中身を聞きます。

それでは、コンサルティング・フォーラム社へ四十億の融資があったのかなかったのか、その点をお答えください。

○政府委員（吉田正輝君）　先日の自黒議員の質問主意書に対する答弁書におきましてお答えいたしましたように、特定の金融機関と特定の企業との具体的な取引にかかわる事柄につきましてその検査内容を開示いたしますれば、金融機関とその取引先との信頼関係が崩れ、円滑な金融取引に支障を来すおそれがあるとともに、検査への金融機関の協力を得ることが困難となり、検査の円滑な執行に支障を来すこととなります。このことは、ひいては預金者保護、信用秩序の維持に悪影響を及ぼすこととなりかねないと存じます。お尋ねの件は、特定の金融機関と特定の企業との具体的な取引にかかわる事柄でありますので、以上申し上げました理由により答弁を差し控えさせていただきたいと存じます。

○安恒良一君　理解ができません。というのは、この前もお示しをいたしましたように、時価一億からせいぜい五億と言われているものを四十億の高値で平和相互銀行が買ったことは事実なんです。でありますから、御承知のように延べ千百人、百四十三日間も検査された大蔵省が知っていないということはないと思うんです。このことについて明らかにしてください。

○政府委員(吉田正輝君)　恐縮でございますけれども、先ほど申し上げましたような、本件のような具体的な取引につきまして、特定の金融機関と特定の企業との具体的な取引にかかわる事柄でございますので、答弁を差し控えさせていただきたいと再度お願いする次第でございます。

○安恒良一君　私はやはり事柄によると思うんです。

では、私の方から言いますと、八月十七日に二十億、九月十七日に二十一億のいわゆる融資がされているのではないですか。この点どうですか。

○政府委員(吉田正輝君)　取引の有無、その事実等については答弁を差し控えさせていただきたいと存じます。

○安恒良一君　平和相互銀行の内部の有力な証言によりますと、鶴岡、滝田氏のところに当時の審査部長、次長が呼ばれて株の買い取りの手付金、前渡金として四十億の融資に必要な手続が命じられています。二人は「時代行列」を買うことをさらさら知らなくて、この稟議書を出して、そして常務会が決定をしています。それならばこの稟議書をここに提出してください。

○政府委員(吉田正輝君)　金融機関から提出される資料その他を含めまして、本件に限らず、先ほど申し上げました理由によりまして、一般論で申し上げまして提出を差し控えさせていただきたいと存じます。

○安恒良一君　大蔵大臣に聞きます。そのことをはっきりしてください。

○国務大臣(竹下登君)　これは銀行局長がお答えしたこと、そして先般の質問主意書に対するお答え、これが精いっぱいの措置であります。

○委員長(安田隆明君)　速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(安田隆明君)　速記を起こして。

○安恒良一君　それでは、ほかの質問をまず先に続行します。

総理にお聞きしたいんですが、総理は二十一世紀に向けてたくましい文化と福祉国家ということを言われていますが、総理になられましてから、社会保障費、当然増だけで年間に約九千億から一兆円ある、それを三分の一ぐらいしか大蔵省は認めませんから、今まで総理になって、制度の改悪、繰り延べ、補助金のカット等々が次から次に重ねられています。

そこで、揺りかごから墓場までと、我が国は皆年金、皆保険でありますが、この制度を総理は将来どうしようとされているのか、厚生大臣、総理のお考えをお聞かせください。

○国務大臣(今井勇君)　お答え申し上げたいと思います。

今後の社会保障制度につきまして、私は大事な点は二つあると思っております。その第一は、本格的な高齢化社会というものを控えまして、年金とか医療といった基盤的な制度を揺るぎないものにしていくことがまず必要でございます。すなわち、人口の高齢化によりまして経費のふえてまいりますこれらの制度につきましても、給付と負担の両面から公平を図り、しかも国民の信頼に足るものとしていくことは極めて重要な課題であろうと思っています。また次に、第二の問題でありますが、寝たきりであったり、また体に障害を持つ恵まれない方々に対しまして思いやりのある施策というものを講じていくことがいわば福祉の原点であって、今後とも重要な課題と私は考えておるものでございます。

○国務大臣(中曽根康弘君)　社会福祉、社会保障は、政府の重大な政策の一つでございます。厳しい財政の中でも、できるだけ社会福祉、社会保障に今後も力を入れてまいりたいと思いますが、ことしの予算を見ましても、社会保障関係費が九兆八千億、防衛関係費が三兆三千億、アメリカやイギリスやフランスやドイツ等と比べてみましても、防衛費と社会保障関係費の比率というものは、日本は防衛費が非常に少ない比率になっておるのであります。我が国の特殊な国柄にもより、いろんないきさつもありまして、政府もそういう意味では防衛費を抑えて社会福祉費をできるだけふやすように努力しておりますが、今後もそうしたいと思います。

ただ、最近に至りまして、非常に長寿社会になって長寿の方々がどんどん大量にふえている、人口もある程度ふえている、そういうような関係から御老人に対する経費がかなりふえてきております。そういうことになって、将来を考えてみますと、今の若い方々が老人になったときにも、今あるいは今以上のいろんな給付を受けられるようにしておかないと我々としては無責任になります。そういう考えに立ちまして、社会保障関係全般が今の若い人たちにも同じように平等に報いられるようなシステムの改革を今やっておかなければいけない。そういう考え方に立ちまして、今の御老人には多少御不満が出る点があるかもしれません。しかし必要なことは、これはあくまでも堅持して維持していく、そういう考えに立ちまして、制度の安定的な維持、世代間の公平、給付と負担の公平、そういう考えに立ちまして今後も努力してまいりたいと思っております。

○安恒良一君　厚生大臣にお聞きしますが、アメリカのメディケードシステムはどうなっていますか。

○国務大臣(今井勇君)　詳細につきましては、政府委員に答弁させていただきたいと思います。

○政府委員(北郷勲夫君)　おっしゃっているのは、メディケアあるいはそういったものを中心にしますアメリカの医療保険制度のことかと存じますが、アメリカでは老人を主といたしました仕組みだけがあるわけでございまして、全般的な全国民を対象とする医療保険制度はないわけでございまして、どちらかといいますと、民間の医療保険を一般的には適用する、こういう形になっておるわけでございます。

○安恒良一君　何%ぐらいカバーしていますか。

○政府委員(幸田正孝君)　公的保険は、ただいまお答えを申し上げましたように、老人あるいは低所得者を対象としたものでございまして、適用率は約一二%でございますが、メディケアとメディケード両方合わせますとおおよそ二〇%でございます。それから、国民の大体八割がそういった意味で、正確には七九%でございますけれども、民間保険に加入をしている、こういう状況でございます。

○安恒良一君　そこで、もう一遍総理と厚生大臣にお聞きしたいのですが、厚生省は既に人生八十年の社会保障ということで、吉村さんを中心にしていろんなことが研究されている。どうも厚生大臣の御答弁は抽象的ですから、日本の社会保障をどうしようとされているのかということについて、少し具体的にお考えを示していただきたい。

それから、今申し上げたようにアメリカとイギリスの制度では根本的に異なるわけです。ですから総理は、今後社会保障の根幹をやはり揺りかごから墓場までというイギリス型をとられようとしているのか、アメリカ型をとられようとしているのか、総理のお考えをお聞かせください。

○国務大臣(今井勇君)　先生お説のように、現在事務次官を長といたしまして、高齢者対策企画推進本部というもので、本格的な高齢化社会を迎えて二十一世紀までの間に講ずべきいろんな施策について検討させているわけでございます。具体的にどういうふうに内容がまとまっておりますのか、最終的な報告をまだ十分私は受けておりませんのでありますが、その中で社会保障あるいは保健医療、福祉サービス、それから医療保険、それから科学技術の振興などにつきまして、その整合性のある推進方策を検討いたしておると聞いておるものでございまして、間もなく私の手元にもその詳細な内容が上がってくると思っております。

○国務大臣(中曽根康弘君)　英国型、アメリカ型とは言われますが、揺りかごから墓場までという英国のビバリッジのあの理想というものは、イギリスにおきましても英国病だと言われたり、そういう関係でサッチャー政権のもとでは非常に大きな変化が生まれて、社会福祉に国家の介入というものは相当削減されてきております。

日本は、日本型社会福祉をやろう、そういう考

えに立ちまして、必要最小限のものは国家が関係して面倒を見させていただく、国民健康保険にしても老人医療にしても同様でございます。必要最小限のものは国が確保していく。それ以上はできるだけ選択の自由ということも認めて、そして自由の量をふやしていく、あるいは民間商品をどんどん開発させて、よりよき給付やその他を受けられるというチャンスも与えていく、そういう考えに立って進めていくと思います。

○安恒良一君　総理、選択と言われたんですが、例えば厚生省の方針によると、国民健康保険なんかは将来はもう全部なくす、こう書いてあるんですが、総理の言われた選択という意味はどうでしょうか。ある一定以上は選択ということか、その選択の中味。

○国務大臣(中曽根康弘君)　最低限は国家としてこれに関係して保障していく。しかし、それ以上の部分については自由な好みというものも大いに尊重していく。そして、民間がいろんな商品やサービスのいいものを開発して、それを国民の皆様方が選択していくということを我々は考えております。

○安恒良一君　そうすると、今アメリカのメディケードは全人口の二〇%だけはやっている。残りは民間健康保険ですから、総理のお考えも大体そういうところですか。

○国務大臣(中曽根康弘君)　アメリカと日本が必要最小限という限度をどの程度まで見ているか。国が介入して関係しているか、そういう点につきまして私は細かい数字を忘れておりますが、その辺は専門家にお聞き願えれば、日本とアメリカのニュアンスの差がわかると思います。

○政府委員(宇田正孝君)　私ども厚生省としましては、国民皆保険は昭和三十六年以来四分の一世紀以上経過しておりまして国民の間に定着をいたし、国民医療の確保の上で不可欠の制度というふうに考えております。したがいまして、必要にして適正な医療は公的な保険で私どもは確保いたしたいと考えるという基本的な考え方でございまして、決してアメリカ型のような民間保険主体の健康保険に変えていく考えは全くございません。やはり今後とも公的医療保険が今申し上げましたような必要にして適正な医療を確保する主たるものでございまして、民間保険はその公的保険の発展を阻害しない形でこれを補完する、いわば従たる形で考えていくべきものだと考えているわけでございます。

○安恒良一君　そこで、時間がありませんから、この次にまたそれは掘り下げることにいたします。

いわゆる人口の高齢化のもとで社会保障関係予算は他の経費と基本的に異なる性質を持っているし、当然増があります。そうかといって、増税なき財政再建ではやれないと、こんなことで予算編成の時期に社会保障特別会計構想が出てきました。これに対して今井厚生大臣、竹下大蔵大臣、それから渡辺通産大臣、安倍外務大臣、総理からお考えを、これは将来非常に重要なことですから、ここでお聞かせ願えれば幸いだと思います。

○国務大臣(今井勇君)　社会保障の予算につきましては、おっしゃいますように高齢化が非常に進むことや年金制度が成熟化してまいりますので、毎年相当規模の自然増がこれは避けて通れないという性格を持っているのは先生のおっしゃるとおりでございます。こういった社会保障予算につきまして一般会計から切り離しまして、社会保障に関します給付と負担の関係を明確に示すという構想は極めて示唆に富んだものであって、社会保障の財政のあり方を検討する上で極めて有効な考え方と私は考えております。しかし一方、この問題は対象事業であるとか財源など検討すべき問題も多いわけでございますから、国の財政構造全体として問題もございますので、幅広く検討してまいりたいと思っておるものでございます。

○国務大臣(竹下登君)　基本的には厚生大臣からお答えがございましたが、これはいろいろな専門的機関あるいは日本社会党をも含めてこの提言をいろいろ私どもも聞かされております。そして今、厚生大臣からお答えがありましたように、示唆に富んだ御提案というので本勉強をしようじゃないかと、これはそのとおりに思っております。そこで、いつも議論として問題になりますのは、逆な意味において硬直化しはしないかというような議論もございます。それから、いわば福祉目的税、こういうことになりますと、特定財源としてのあり方、このような問題が絶えず議論になるところでありますので、示唆に富んだ考え方であるという認識の上に立って、これから突っ込んだ勉強を財政当局としてもしなければならない課題だというふうに受けとめております。

○国務大臣(渡辺美智雄君)　よく勉強をしておりませんのでわかりませんが、長寿社会は大変なお金がかかって、今のように一般会計で、しかも一般会計が直接税に頼っているという中で、景気、不景気で直接税というのはふえたり減ったりしますから、そのたびごとに社会保障がぐらぐらするのでは困る。したがって、やはり社会保障の財源というのは切り離して、景気、不景気に関係のないものを財源にしていくことの方が社会保障の安定が図れる、そのために切り離すという考え方が出ておるんではないか、そう思います。

○国務大臣(安倍晋太郎君)　我が国の社会保障制度は長い時間をかけまして積み上げられたものであろうと思います。この根幹は堅持していくべきだと、私はこういうふうに考えておるわけでございます。しかし、長寿社会を迎えるに当たりまして社会保障予算は必然的にふえてくる傾向にあるわけでございます。そういう中で給付と負担の割合をどういうふうに持っていくかということも踏まえて、いわゆる一般会計から切り離して特別会計に持っていくという構想につきましては、先ほど大蔵大臣も答弁いたしましたように、私も示唆に富んだ構想ではないか、研究に値する、こういうふうに思っております。

○国務大臣(中曽根康弘君)　大蔵大臣と同じであります。

○安恒良一君　私は、一般会計において既に生じている赤字の穴埋めの財源としてでなくて、高齢社会で継続的に増大が予想される年金を中心に社会保障給付に当たっては特定の財源を検討する、これはもうここまで来ると党派を超えて避けて通れない道だというふうに思いますが、この点について厚生大臣、それから大蔵大臣、どう考えられますか。

○国務大臣(今井勇君)　今の年金の問題でございますが、特別会計につきましては対象事業の範囲だとか財源をどのように考えるか、いろいろ考え方があろうと思います。そこで、先生の御意見というのは一つの貴重な御意見、考え方でございまして、御意見も十分に参考にしながら今後とも真剣にその内容等につきまして検討してまいりたい、このように思っております。

○国務大臣(竹下登君)　特に私の方は財源問題ということになろうかと思います。したがって、先ほど来示唆に富んだ提案としてお互いが問答をいたしましたいわゆる福祉目的的財源というものをさらに範囲を狭めて、年金というものを対象にした財源のあり方ということも御提言いただいておりますし、今まで中身についての議論までしていただいておりますので、これからも財政当局としても掘り下げた議論をすべき課題であるというふうに思います。

○安恒良一君　そこで、平和相互問題に戻りますが、なぜこんな取引が行われたかという背景は、佐藤茂氏が持っている平和相互銀行の株二千百六十三万株を適正価格で買いたいということで「時代行列」購入という問題が始まっています。ですから、先ほどの稟議書の提出を求めている平和相互銀行の融資についても、不当な融資をめぐって政治献金、株の買い戻しなどの疑惑が言われています。一般的な理由による提出拒否は断じて認められません。この点どうしますか。

○政府委員(吉田正輝君)　先ほど申し上げましたとおり、個別の取引でございますので提出を差し控えさせていただきたいと存じます。

○安恒良一君　これを橋渡しをしたという人は大蔵省銀行局特別金融課長を経験した磯江重泰氏が

橋渡しをしたというふうに言われていますが、この点はどうですか。

○政府委員(吉田正輝君)　本件につきましても、先ほど申し上げましたようなことで答弁を差し控えさせていただきたいと存じます。

○安恒良一君　だめです。何を聞いても言えないということならだめです。何を聞いてももうすべてやみからやみに葬り去るということはだめです。

○委員長(安田隆明君)　速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(安田隆明君)　速記を起こして。

本問題につきましては、なお政府において調整が必要ということでございますので、本問題に関する安恒君の質疑は後刻に譲ります。

○委員長(安田隆明君)　次に、大川清幸君の質疑を行います。大川君。

○大川清幸君　通告申し上げました質問に入る前に、去る十一日の本委員会の席上で我が党の中野鉄造委員の予算審議に係る質問で、実際にもう三月の半ばへ来ておるわけですが、毎年どうも年度を越して予算が成立するということで、空白をつくった場合の暫定予算についていかがかという御質問を申し上げまして、大蔵大臣、総理からそれぞれ御答弁いただいたんですが、総理の御答弁は、あの日ちょっと虫の居どころでも悪かったんですか、そっけなかったように思うので、ちょっと納得いかないのでもう一回御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(中曽根康弘君)　三月十一日の本委員会における中野委員に対する答弁は舌足らずでありましたが、大蔵大臣の答弁と同趣旨でありまして、暫定予算という事態になりませんよう、ひたすら円滑な御審議をお願いいたしたいということでございます。

○大川清幸君　実際に今三月の半ばで、年度末ももう目の前に来ておりまして物理的になかなか困難だ。委員会側といたしましても予算審議につきましてはみんなそれなりの努力をするわけですが、どうも物理的に困難ではないか、こう思われるわけでございまして、暫定予算についてはいかがなものですか。対応なさるお気持ちは持っているんでしょうね、どうなんですか、もう一回御答弁願います。

○国務大臣(竹下登君)　予算の空白が生じてはならぬ、したがって、その際は財政法の定めによる暫定予算と、それは大川さん、今準備しておりますなどということは、これは言えるものではございません。今ひたすらひたすらこいねがうということであります。

○大川清幸君　総理も同じですか。

○国務大臣(中曽根康弘君)　ただひたすらこいねがうのみであります。

○大川清幸君　委員長、これは毎年各党の意向を入れまして歴代の予算委員長さんが政府に対して警告している問題でもあるわけですから、理事会で一回検討していただくようにお願いしたいんですが、どうですか。

○委員長(安田隆明君)　大川君の今の発言は重々承っておきます。

○大川清幸君　理事会で検討はしていただけるんですね。

○委員長(安田隆明君)　理事会で相談させていただきます。

○大川清幸君　次に、通告申し上げた問題について御質問を申し上げたいと思いますが、初めに文部大臣にお願いいたします。

毎年NHKでは、成人の日すなわち一月十五日に全国の青年の代表といいますか、伺うと今回は四千二百五十八人応募されたそうで、その中の九人の方々がそれぞれ当日主張を発表になられておりまして、この行事には文部大臣、それから皇太子御夫妻や浩宮様も御出席だったように私は記憶するわけでございます。

例えば沖縄の根間さんという十六歳の女子高校生などは、身体障害者といいますか、聾唖のお父さん、お母さんと妹二人、その中でたった一人の健常者で、これが「私の青春に迷いはない」という題で、今後も手足の不自由な御家族などの役に立っていきたいというような考え方を発表なさっておりますし、兵庫県の農村のある青年は、十六歳の高校生ですが、お父さんが実現しなかった但馬牛の日本一を目指してこれから頑張ろうとか、挫折した目的をもう一回立ち上がってやっていこうというようなことや、それから定時制の高校に通っている十六歳の阿部さんという、これは福島県の女子高校生だったと思いますが、昼間働きながら一生懸命ボーイスに取り組み、やがては看護婦の資格を取って社会に尽くしていこうというような大変貴重な発表があったわけで、これはそう言っては申しわけないんですが、大人のいろいろな教訓ですとか何百、何千の教科書よりも同年配の青少年にとっては極めてインパクトの大きい効果があるのではないか。こうした自分の生活環境に打ちかって、苦労に打ちかって、人生の目的あるいは生き方、こういうものを述べておられるのですが、これは本当に純真な青少年の魂の叫びだと思うんです。

これは私、たまたま二月一日の再放映だったそうでちょこっと伺ったんですが、聞いてみると前後二回ぐらいの発表、それからNHKで出しているこんな薄いパンフレット、これが価格が二百円で送料が百二十円、大変高いんですよ。恐らくろくに頒布しないからこの程度で高いのだろうと思いますが、こうしたやはり貴重な青少年の真摯な声というものはもう少し広く一般の青少年に聞いていただくチャンスをつくっていいのではないかと、こう思います。ただ、報道のいろいろな制限や番組の組み方その他の問題があろうかと思いますが、そうした機会を拡大するような方法は考えていただけませんか、いかがですか。

○国務大臣(海部俊樹君)　御指摘の青年の主張の大会には私も同席させていただいて、代表の意見の発表は、先生と同じように何かこう、じんとくるような、涙が出るような気持ちで聞いてまいりました。御指摘のように、同世代の人々があいったった試練に耐えたりあるいは自分で歯を食いしばって頑張ったりしておる青少年の生き方に感銘をし、では自分もひとつやってみようという新たな励みを持つようになるとも私も思いますので、これはNHKの方で再放送ももう既にされておりますし、文集等も出しておられますけれども、さらに一層これが周知徹底されますようにNHKに御協力方をお願いしてみたいと、こう思います。

○大川清幸君　総理、いかがでしょう、御所見があればお願いいたします。

○国務大臣(中曽根康弘君)　海部文部大臣と同じ考えを持っております。

○大川清幸君　そこで、これは技術的にいろいろ難しい問題もあるのですが、先ほど安恒委員の質問の中でも高齢化社会の問題が取り上げられておりましたが、二十一世紀に向かって高齢者がふえることは事実でございまして、こうした方々への年金、医療の問題は十分対応しなければならないのは当然でございます。

そうした手厚く福祉対策をやる等のほかに、八十歳、九十歳でかくしゃくとしていろいろなものに取り組んで、むしろ建設的な仕事をなさっている方もたくさんいらっしゃるわけで、青少年のように年に一度どこかへ集まっていただいて主張を発表していただくなどというのはなかなか無理ですが、調べてみますと、NHKさんなんかでも例えば「お達者くらぶ」で、何かウイークデーにいろいろお年寄りのための番組を組んでおるし、それから敬老の日などには各地方の自治体やそれから民間団体でも、お年寄りを励ましたりお見舞い金を差し上げる等の温かいいろいろな行事が行われておりますが、これは三年に一遍とかあるいは二年に一遍とかあるいは敬老の日を制定して何周年とかに、全国からそういう方々の御意見を一回拝聴する意味で、お出かけ願うのが大変ならばどこかの団体等を通じて意見を出していただく、そういう発表の機会があったらこれはなかなかいいのではないか。

と思いますのは、評論家、学者さんあるいは我々

し一%落ち込めば税額としても不足をしてくるというか、落ち込む勘定になるだろうと思いますが、その辺はどうですか。数字のことだけです、現実の問題は別として。

○政府委員(尾崎護君)　先ほど申し上げましたように、積み上げ方式をとっているわけでございますが、非常に機械的に計算をしてみますと、例えば六十年度の補正後予算額は三十八兆一千四百五十億円でございます。これに六十一年度予算の税収弾性値一・〇八を掛けまして、それで名目成長率が一%動いたと、仮にそれをただ掛け合わせて機械的に計算いたしますと約四千億円となります。

○大川清幸君　もう時間がなくなりましたからあれですが、かなりの落ち込みはやっぱりあるんで、そういう意味で現実はどうなるか、予想ですからそれはわからない面もあるかもしれませんが、円高あるいは原油価格の低下による名目成長率の影響というのは、これは今から警戒しておいてくださいよという意味なんです。

財政、金融面から先ほどの公共投資の対策まで含めていろいろ意見を交えながら御所見を伺ったんですが……

○委員長(安田隆明君)　大川君、時間が参りました。

○大川清幸君　はい。これは機動的な財政運営なり経済対策というのはやっぱり用意しておく必要があると思いますが、その点はどうですか。

○国務大臣(竹下登君)　先日来、総理の言葉から申し上げまして、予算通過後、いわゆるその対策については民活も含め、きっちりしたものを立てなきゃいかぬ、こうおっしゃっておるところでございます。

私の分野、すなわち財政と金融の分野におきましても弾力的な対応は、執行方法等を含め、予算成立後できるだけ早い時期に、私なりの分野でも経済対策会議になりますか、そういうところへ建言申し上げなきゃいかぬと思っております。

○大川清幸君　総理もお考えは同じですね。

○国務大臣(中曽根康弘君)　大蔵大臣と同じであります。

○大川清幸君　経企庁長官、何か答弁ありますか。

○国務大臣(平泉渉君)　段々先生がおっしゃいましたとおり、ことしは去年後半から国際経済情勢の大変な大きな変化のある年でございますから、諸般の情勢を十分に考慮いたしまして、万遺憾なきを期してまいりたいと思っております。

○大川清幸君　では、時間が来ましたから建設省関係は今回は遠慮しておきます。ありがとうございました。

○委員長(安田隆明君)　以上で大川清幸君の質疑は終了いたしました。(拍手)

○委員長(安田隆明君)　この際、午前中留保いたしておりました安恒良一君の質疑を行います。安恒君。

○安恒良一君　どうしても裏議書は出せないということですが、それではこの扱いについてどういうふうにやっていただけますか。

○政府委員(吉田正輝君)　金融機関の方から私どもに提出した資料の内容につきましては、再三の御要請でございますが、御答弁を差し控えさせていただいた次第でございますが、先生から御披瀝のあった事実などは私どもとして十分承り、今後の指導監督上の参考にさせていただきたいと思っております。

○安恒良一君　ただ指導監督だけじゃなくて、私はこの事件をさらに追及をしていこうと思いますから、今後とも私と接触し、資料の提供その他を行ってもらいたいと思いますが、大臣どうですか。

○国務大臣(竹下登君)　今後とも安恒さんが我が省に、なかんずく銀行局等々に御接触なさる問題につきましては、可能な限りの御協力を申し上げます。

○安恒良一君　それでは、なかなか真相が明らかになりませんので、次のような点を、私の調査に基づいて、真相究明についてお願いをしておきます。

午前中に申し上げましたように、磯江氏から大蔵省時代の後輩に当たる田代一正、当時の会長に話しかけがあり、田代一正氏より鶴岡氏、当時の取締役鶴岡氏より伊坂重昭氏、当時の監査役に引き継がれ、伊坂氏と佐藤茂氏側のたび重なる交渉の結果、佐藤氏所有の二千百六十三万株、平和相互銀行の株の譲渡が実現が可能だということで「時代行列」購入は決定された。そしていわゆる金の振り出し方法としては、コンサルティング・フォーラム社へ四十一億融資をし、伊坂氏個人の名前で八重洲画廊の真部氏との売買契約が六十年八月十五日に成立をした、こういうことであります。

そこで、私がこれを申し上げるのは、単なる資料提供で言っているわけではないのであります。いわゆる金融自由化時代の大蔵省の検査のあり方を問う問題であります。また政治の信用、名誉、根本姿勢を問うべき問題であります。すなわち重大なる政治倫理問題をも含んでおります。こういう問題であるからこそ、資料提供を要求したり中身の解明をお願いしたのでありますが、公の席上では出せない、こういうことでありますからまことに遺憾であります。

そこで、「時代行列」購入代金の流れについて、いわゆる八重洲画廊の真部氏の入金状況とその先の金の流れについて大蔵省、国税庁、法務省当局は調査すべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

○政府委員(塚越則男君)　個別にわたる事柄につきましては答弁を差し控えなければならないことを御理解いただきたいと思います。

ただ、一般論として申し上げますと、国税当局といたしましては、国会で御論議のあった事柄ですとか、あるいは新聞、雑誌等で報道された事柄を含めまして、広く資料、情報の収集に努めまして、これらを法人から提出されます申告書等と総合的にチェックをいたしまして、課税上問題があると認められる場合には税務調査を行うなどいたしまして課税の適正化に努めているところでございます。

○政府委員(岡村泰孝君)　平和相互銀行をめぐり刑事局ますいろいろな問題が報道されておるところでございますし、また国会におきましても御議論されておるところでございます。こういったことにつきましては検察当局といたしましても関心を持っておる、このように思っております。

○安恒良一君　関心を持っているとか一般論だけじゃなくて、いわゆる金の支払いが完了してから平和相互経営陣が約束の株式譲渡の履行を先方に迫った、そうしたら佐藤氏は、いや株式譲渡の決定権がないと言う、ここに私は犯罪のにおいがいたします。適正価格を著しく超えた買い物をした平和相互銀行の経営陣には、私は背任の疑いがあると思います。またこれを仕組んだ人々には詐欺の疑いがあると思います。でありますから、こういう問題については、私は厳正な捜査が必要だと思いますが、法務大臣、いかがでしょうか。

○政府委員(岡村泰孝君)　検察当局といたしましては、刑罰法令に触れるような行為があるといたしますれば厳正にこれに対処するものと、かように思っております。

○安恒良一君　私は、大蔵大臣と法務大臣にもう一度要望いたします。お答え願いたいと思いますが、この事件に関する税の調査、それからこの事件に関する疑いがありますから、そのことについてはやはり厳正な調査をする、こういうことについて大蔵大臣、法務大臣の御答弁を求めます。

○国務大臣(竹下登君)　先ほど塚越次長からお答えをいたしましたことを出るわけにもまいりませんが、国税当局が重大なる関心を持って、一般論として申し上げますが対応すべき課題だと認識しておると理解しております。

○国務大臣(鈴木省吾君)　お答えいたします。法務大臣ただいま政府委員から答弁を申し上げましたとおり、刑罰法令等に違反する事件があれば、捜査当局としては厳正に対処してまいることを重ねて

申し上げておきます。

○安恒良一君　盛んにあればあればという仮定でありますが、私はここまで私の調査で明らかにしておりますから、ぜひ厳正な捜査をお願いします。

私は、この真相が究明されるまで、私だけではありません、我が日本社会党は一歩も引かないでこの問題の解明にこれからもこの予算審議を通じて、この国会を通じてやっていきたいと思います。

以上をもって終わります。

○委員長(安田隆明君)　以上で安恒良一君の質疑は終了いたしました。(拍手)

○委員長(安田隆明君)　次に、高杉廸忠君の質疑を行います。高杉君。

○高杉廸忠君　私は、政府の社会保障に対する基本姿勢からただしたいと存じます。

総理にお伺いする前に、まず臨調に関連して伺います。

臨時行政調査会は、去る昭和五十八年三月十四日、第五次答申を提言してその活動を終えました。その後、行革の推進役として臨時行政改革推進審議会が設けられております。

そこで伺いますが、第一にこの機関の現在のテーマ、第二に報告書発表の日程、第三に特に推進状況調査小委員会のテーマ、第四に報告書の概要、第五に案文の取りまとめの日程をこの際明らかにしていただきたいと思います。

○政府委員(山本貞雄君)　行革審におきましては六月の設置期限に向けまして最終答申をすべく、現在、推進状況調査小委員会それから地方行革分科会並びに特殊法人問題等小委員会、これを設置いたしまして、それぞれ臨調答申の推進状況あるいは財政再建の道筋問題、さらに広域行政問題を含みます地方行革問題の推進並びに個別の法人の見直しを含みます特殊法人の活性化問題、こういったことにつきまして審議中でございます。

〔委員長退席、理事桧垣徳太郎君着席〕

それぞれの小委員会等におきましては、四月末をめどに報告書を取りまとめまして審議会に報告する、こういう予定でございまして、審議会におきましては六月二十七日の設置期限までに最終答申をまとめまして総理に御答申申し上げる、このような予定でございます。

次に、推進状況調査小委員会でございますが、ここにおきましては臨調答申の推進状況並びに財政再建の道筋問題につきまして、従来から有識者並びに関係省庁ヒアリングを行ってまいった次第でございますが、特に財政再建の道筋問題につきましては、その基本的考え方並びに地方財政あるいは社会保障等々の個別の主要施策につきましてヒアリング等を進めておる次第でございます。

なお、社会保障制度の問題につきましては、先般厚生省から年金問題あるいは医療の問題さらに老人福祉の問題を中心にしましてヒアリングを行った次第でございます。今後こういったことにつきまして審議を重ねまして、小委員会といたしまして臨調答申の推進全般の問題並びに財政再建の道筋問題につきまして報告書をまとめる、そして四月末には行革審に報告する、そのような予定でございます。

○高杉廸忠君　総理に伺います。

従来、この推進審議会の答申が提起されますと内閣は、答申を最大限に尊重するという、こういうことで施策を実施に移してきています。これでは、内閣の基本方針は臨時行政改革推進審議会で決定したすべてを決定していく、こう言っても過言ではないと考えるんです。政府は中長期の計画として「一九八〇年代経済社会の展望と指針」、これを持っているわけです。そこで伺うんですが、これとこれから出されます答申、それはどういうような関係になるんですか。

○国務大臣(中曽根康弘君)　まず行革審につきましては法律で、その答申につきましては最大限に尊重する、そう国会の審議を経て決められた法律で我々は約束させられております。したがいまして政府としては、出てきました答申につきましてはこれを最大限に尊重するべく努力してやっておるところであります。

それから、展望と指針と臨調の方針あるいは行革審の方針というものは整合性を持つように、展望と指針をつくりますときにも配慮してつくっております。また行革審におきましていろいろ答申を出す際も、展望と指針というものは既につくられてあるものでありますが、これをまた参考にして諸般の答申が出てきており、その間には矛盾はないものと考えております。

○高杉廸忠君　さらに進めますが、小委員会は財政改革の現状と今後の進め方、これを取りまとめているわけです。その中で財政再建と社会保障にかかわる基本的考え方、これを明らかにするということでありますけれども、そこで伺うんですが、高齢化がピークになる二十一世紀初頭にはどの程度と見通しているか、この際明らかにしていただきたいと思います。

○政府委員(北郷勲夫君)　行革審の方の推計は、私の方はよく承知いたしておりませんが、二十一世紀初頭、大体ピークの時点、ピークもいろいろあるのでございますが、大体安定したピーク時と考えますと昭和百年ごろと、こう想定いたします。かなり長期にわたりますのでいろいろな条件の設定が困難なわけでございますが、一応現行制度を前提といたしまして老人保健法の改正を織り込む、それから国民所得を年率六・五%程度、こういうふうな前提で考えてみますと、現在の社会保障負担率、昭和六十一年度見通しで一一%でございますが、昭和百年、二〇二五年でございますが、この時点では一八%になるのではないかというように推計をいたしております。

○高杉廸忠君　今答えたそれは現行制度を前提にしてその程度の割合となる、こういうのかどうか、あるいはその程度の上に上限を抑えたい、こういう政策意図が入ったものではないか、こういうふうに考えるんですが、そのいずれですか。

○政府委員(北郷勲夫君)　先ほど申し上げました数字は、抑えたいといったような性格のことではございませんで、もちろん例えば医療費を適正な規模に抑えるといいますか、いわゆる従来からやっております適正化努力とか、こういった従来からやっております政策的な努力はあるわけでございますが、しかし大体この程度必要だということでございまして、これを抑えるというような意味で推計をいたしたものではございません。

○高杉廸忠君　次に、そのときの租税負担率、これはどの程度になりますか。

○政府委員(尾崎護君)　租税負担率の水準と申しますのは、究極的には政府部門とか民間部門に資源をどのように配分するのが適当かという問題と裏腹をなすものでありまして、国民が必要とする公共支出の水準に対応して決まってくるものであると考えられます。結局、年々の予算編成過程を通じまして国民の選択を通じて明らかにされていくべきものでありまして、これをかなり先の時点で固定的に考えるのは非常に難しいものでございます。

○高杉廸忠君　一七%と推計していませんか。

○政府委員(尾崎護君)　そういう推計はいたしておりません。

○高杉廸忠君　それじゃ、さらに深めますが、厚生省は、年金、医療、この各制度ごとにどんな割合になるという見通しなんですか。

○政府委員(北郷勲夫君)　先ほど申し上げた試算の内訳でございますが、六十一年度の見通しで年金の方は六・三%でございますが、これが昭和百年ではほぼ倍の一二%程度ということに相なります。

それから、医療の方でございますが、医療とそのほか労災なんかを含めまして、合わせまして昭和六十一年、四・七%のものが若干伸びまして六%程度になるのではないかというように見通しております。

○高杉廸忠君　先ほどの租税負担率、どうして推計が出ないんですか。

○政府委員(尾崎護君)　社会保障負担率の推計は先ほど厚生省から御説明ございましたように、現